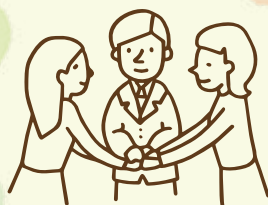
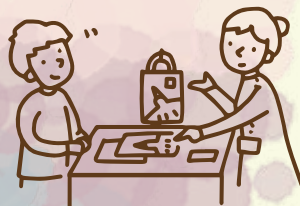


障害者の 芸術活動支援 取り組み事例集

相談支援



権利保護



支援人材育成

障害者の芸術活動支援
取り組み事例集

はじめに

障害者の芸術活動支援モデル事業は、芸術活動に取り組む（あるいは取り組みたい）障害のある人や、それを支える家族・支援者をサポートする事業をモデル的に実施し、その成果を普及することを目的にスタートしました。2014年度は、2014年8月から2015年3月までの約7ヵ月間、厚生労働省の採択を受けた全国5カ所の実施団体において多様な取り組みが展開されました。

本事例集は、それらの取り組みを通して得られたノウハウを積み上げるため「相談支援」「支援人材育成」「権利保護」という3つの切り口でそれぞれの団体の取り組みをまとめました。

まず相談支援については、各実施団体に共通して見られる「よくある相談事例」と各実施団体に寄せられた「特筆すべき事例」を紹介しています。また、連携の取り組みとして共通の分類様式を作成し、その成果として5つの支援センターに寄せられた全相談を分類表にまとめて掲載しています。

次に支援人材育成では、各実施団体が地域の現状と課題を踏まえて取り組んだプログラムの構成とそのねらいをまとめています。また、これから人材育成に取り組もうとする際の参考となるよう、各実施団体が研修プログラムに招へいた講師のリストも付録として巻末に掲載しています。

最後に権利保護については、実施団体ごとに特徴のある権利保護に関する取り組みについて、その概要と成果や課題についてまとめています。

5団体の連携を通して見えてきたことは、地域の実情に応じて取り組みが多様であることと、地域は違っても共通して求められる取り組みがあるということです。

本モデル事業の実施を契機に、全国各地で障害のある人の芸術活動支援が充実し、そのことを通して障害のある人の可能性を拓く取り組みが広がっていくことを期待しています。また、その際に本事例集が活用されれば幸いです。

社会福祉法人グロー（GLOW）～生きることが光になる～
障害者の芸術活動支援モデル事業 連携事務局

序 <pp.01-06>

- p.02 | はじめに
- p.03 | もくじ
- pp.04-05 | 障害者の芸術活動支援モデル事業とは…
- p.06 | 本書について

第Ⅰ部・相談支援 <pp.07-20>

- pp.08-09 | 相談支援の概要と実績
- pp.10-11 | 相談の分類
- pp.12-13 | よくある相談とその対応
- pp.14-19 | 相談事例 case01-06
- p.20 | まとめ

第Ⅱ部・支援人材育成 <pp.21-54>

- pp.22-28 | [宮城県] 特定非営利活動法人 エイブル・アート・ジャパン 東北事務局
- pp.29-34 | [東京都] 社会福祉法人 愛成会
- pp.35-40 | [滋賀県] 社会福祉法人 グロー(GLOW) ～生きることが光になる～
- pp.41-47 | [奈良県] 一般財団法人 たんぽぽの家
- pp.48-53 | [広島県] 特定非営利活動法人 コミュニティリーダー ひゅーるぼん
- p.54 | まとめ

第Ⅲ部・権利保護 <pp.55-76>

- pp.56-59 | 障害のある人のアートを仕事につなぐ仕組み
- pp.60-63 | 法律の専門家をまじえた相談支援の取り組み
- pp.64-67 | 県発、著作権等保護ガイドラインの策定と普及
- pp.68-71 | アート活動を社会に発信する 異分野との協働における権利保護の取り組み
- pp.72-75 | 障がい者アートをもっと身近に… 都市展開における権利保護の取り組み
- p.76 | まとめ

結・モデル事業総括 <pp.77-83>

- pp.78-82 | 各実施団体より事業の成果と課題
- p.83 | まとめ

付録 <pp.84-91>

- pp.84-86 | モデル事業関連刊行物一覧
- pp.87-91 | 支援人材育成プログラム 講師等一覧

障害者の芸術活動支援 モデル事業とは：

芸術活動に取り組む（あるいは取り組みたい）障害のある人や、それを支える家族・支援者をサポートする事業をモデル的に実施し、その成果を普及していくことを目的として、2014年度にはじまった厚生労働省補助事業です。対象事業は、右のとおりです（公募要領より転載）。

（1）障害者芸術活動支援センターの設置（必須事業）

障害者芸術活動支援センターは、美術活動に取り組む障害者やその家族、支援者に対する支援を推進するため、障害者による美術活動への支援方法や著作権保護に関する相談への対応、美術活動を支援する人材の育成、また展示会等を通じた関係者のネットワークづくりを行うことを目的として設置する。

① 相談への適切な対応

障害者本人やその家族、障害者の美術活動を支援する福祉事業所等からの相談を受け付け、関係機関の紹介やアドバイスを行う。相談への対応に当たっては、著作権等の権利保護については弁護士、美術活動の支援については学芸員又は大学教員を専門家アドバイザーとして活用する。

② 障害者の美術活動を支援する人材の育成

福祉事業所で障害者の美術活動を支援する者等に対して美術活動の支援方法に関する研修と、著作権等の権利保護に関する研修を行う。研修はワークショップの方法によることができる。

③ 関係者のネットワークづくり

障害者の美術活動を支える人材が連携・協力できるよう、障害者やその家族、障害者の美術活動を支援する福祉事業所や特別支援学校の職員、障害者の美術活動に理解のある専門家、都道府県の障害福祉担当職員及び文化芸術担当職員等の情報交換の場を設ける。

④ 美術活動を支援する者が参加して企画する展示会

福祉事業所の美術活動担当者、障害者の美術活動に理解のある専門家と連携して企画し、各福祉事業所等から作品を持ち寄り展示会を開催する。

⑤ モデル事業連携事務局への協力

モデル事業連携事務局が設置するモデル事業連絡会議に参加するとともに、モデル事業連携事務局の行う成果報告等のとりまとめ作業等に協力するものとする。

（2）協力委員会の設置（必須事業）

実施団体は協力委員会を設置する。協力委員会は、事業実施計画を確認のうえ実施に当たって協力するとともに、年度末に進捗状況の確認を行う。協力委員会は、実施団体の代表、都道府県の障害福祉担当職員・文化芸術担当職員、障害者の美術活動を支援する福祉事業所が加盟する団体（都道府県レベル）の代表、専門家アドバイザーである学芸員及び弁護士を必須の委員とし、必要に応じて特別支援学校の教員等を委員に加えるものとする。

（3）調査・発掘・評価・発信（任意事業）

対象地域内の作品の美術的な評価を踏まえた発信を行うため、学芸員と実施団体が連携して、作品と制作する障害者の調査・発掘を行い、専門家による評価委員会で評価し、企画展により発信する一連のプロセスを実施する。なお、一連のプロセスを1年で実施することが困難である場合は、一連のプロセスのうち一部分のみ実施することとして差し支えないものとする。

（4）モデル事業連携事務局の設置（任意事業）

本事業にモデル事業連携事務局を1箇所設置することとし、モデル事業連携事務局は次に掲げる事業を行うものとする。なお、モデル事業連携事務局は、実施団体のうち（1）から（3）までの事業を行う実施団体の中から選定する。

① モデル事業連携事務局の業務

実施団体間の連絡調整、連絡会議の企画、モデル事業全体としての成果報告のとりまとめを行う。

② モデル事業連絡会議の設置

実施団体間の情報共有、意見交換を行うための連絡会議を設置する。連絡会議は、モデル事業を実施するに当たり、実施団体に必要となる知識やノウハウを共有するための勉強会を開催するほか、先進事例や各実施団体の取組の紹介、モデル事業の実施成果の外部への報告会を開催する。

実施団体紹介

2014年度は、厚生労働省より採択を受けた5つの実施団体で取り組みました。それぞれの団体が取り組んだ事業メニューは下表にまとめています。

- (1) 障害者芸術活動支援センターの設置
- (2) 協力委員会の設置
- (3) 調査・発掘、評価・発信
- (4) モデル事業連携事務局の設置

また、事業メニュー(4)に示されたとおり、連携事務局を設置し、実施団体間の連絡調整や情報共有・意見交換を行う連絡会議や勉強会の企画・実施、モデル事業全体としての成果をとりまとめる本書の制作などに取り組みました。

団体名	(1)	(2)	(3)	(4)
エイブル・アート・ジャパン[宮城県]	○	○		
愛成会[東京都]	○	○	○	
グロー(GLOW)[滋賀県]	○	○	○	○
たんぼぼの家[奈良県]	○	○	○	
ひゅーるぼん[広島県]	○	○		

特定非営利活動法人 エイブル・アート・ジャパン

1995年から「エイブル・アート・ムーブメント(可能性の芸術運動)」を提唱し、アートの可能性や人間の可能性を再発見する活動をすすめています。障害のある人たちが表現活動を通じて自らを表現する機会をつくること、障害のある人たちに対する社会的なイメージを高めること、また子どもや高齢の人をはじめ、すべての人が表現の楽しさや自由を再発見し、本当の意味で豊かな社会や文化を創造することをめざしています。

社会福祉法人 愛成会

愛成会は、中野区に生まれてから50年以上の歴史を重ねている社会福祉法人です。2000年4月、一法人一施設から中野区にある社会福祉法人の役割として地域福祉の創造も含め「誰もが安心して暮らすことの出来る街づくりへ」「施設と共に社会創りへ」と法人の目指す方向を見直し、街で暮らす事に必要な資源の創設を始めています。



社会福祉法人 グロー(GLOW)～生きる事が光になる～

2004年、障害のある人の生み出す表現の可能性を世に広く伝える場としてボーダレス・アートミュージアム NO-MAを開設しました。NO-MAでは、企画展の開催や全国・アジア地域の作品調査、国内外の美術館等との連携企画を実施しています。また、2012年にはアール・ブリュット インフォメーション&サポートセンター(略称:アイサ)を開設し、障害のある人の芸術活動に関する相談支援や人材育成、作者の権利保護等に関する取り組みを行っています。

一般財団法人 たんぼぼの家

「アート」と「ケア」の視点から、多彩なアートプロジェクトを実施している市民団体です。ソーシャル・インクルージョンをテーマに、アートの社会的意義や市民文化について問いかける事業を実施しています。国内外の団体とネットワーク型の文化運動を展開し、より公共性の高い仕事に取り組んでいます。

特定非営利活動法人

コミュニティリーダー ひゅーるぼん

ひゅーるぼんは、子どもたち、障がいのある人たち、地域の人たちが、共に、いきいきと楽しく相互につながりながら、あったかにくらしていける街をめざして、そのための支援とまちづくりの活動を行っています。また、ボランティア育成やまちづくりなど地域に向けての活動や情報発信にも努めています。特にアートを通したまちづくりではアートの持つ力を最大限に生かし、日々の生活の中で障がい者アートの身近にあふれるまちづくりを行っています。

本書について

本書は、障害者の芸術活動支援モデル事業の採択を受けた全国5カ所の障害者の芸術活動支援の取り組みを相談支援、支援人材育成、権利保護の3つのカテゴリで紹介する事例集です。制作にあたっては、連携事務局が全体構成を企画立案し、各実施団体より原稿の提供を受けて編集を行いました。また、編集にあたっては実施団体ごとの表現を優先し、用語や表記の統一は行っていません。実施団体および相談支援センターの名称は本書の文中では以下の略称を採用しています。

実施団体および支援センター略称

- <宮城県> 特定非営利活動法人 エイブル・アート・ジャパン⇒エイブル・アート・ジャパン
障害者芸術活動支援センター@宮城(愛称:SOUP)⇒SOUP
- <東京都> 社会福祉法人 愛成会⇒愛成会
東京アール・ブリュットサポートセンターRights(ライツ)⇒Rights(ライツ)
- <滋賀県> 社会福祉法人 グロー(GLOW) ～生きることが光になる～⇒グロー(GLOW)
アール・ブリュット インフォメーション&サポートセンター(略称:アイサ)⇒アイサ
- <奈良県> 一般財団法人 たんぽぽの家⇒たんぽぽの家
障害とアートの相談室⇒略称なし
- <広島県> 特定非営利活動法人 コミュニティリーダー ひゅーるぼん⇒ひゅーるぼん
アートサポートセンターひゅるる⇒ひゅるる

第Ⅱ部支援人材育成に掲載している各実施都県基本データは以下の資料より作成し、障害者数は身体障害者手帳交付台帳登載数、療育手帳交付台帳登載数、精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数、特定疾患(難病)医療受給者証所持者数の合計とします。

各都県の基本データ資料

- <人口>平成26年1月1日推計 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」
- <面積>平成26年10月1日時点 国土交通省 国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」
※宮城県・東京都・滋賀県は、都県にまたがる境界未定地域を含むため、参考値としている。
- <障害者数>平成26年3月31日時点
厚生労働省「平成25年度福祉行政報告例」
身体障害者手帳交付台帳登載数及び療育手帳交付台帳登載数
厚生労働省「平成25年度衛生行政報告例」
精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数及び特定疾患(難病)医療受給者証所持者数
- <高齢化率>平成25年10月1日時点 総務省「人口推計」

第一部 相談支援

5つの実施団体それぞれに相談支援センターを設置し、障害者の芸術活動に関わる様々な相談に対応しました。5つのセンターで対応した活動回数は約7ヵ月間で766回。これを相談者や相談内容で分類し、子細に見ていくと、障害者の芸術活動を推進していくためのヒントがたくさん隠されています。



相談支援の 概要と実績

「相談のカウントについて」1度の相談で複数の内容について問い合わせがあったり、1つの相談に対して何度もやりとりをすることがあるため、活動回数で記録することとしました。回数計上の考え方は次の通りです。
①相手から相談があり、その場で情報提供などして答えた…1回
②相手からの相談を受けた後、その場で適切な回答ができず、後日提供する情報を整理して答えた…2回
③出展依頼等仲介を要する相談に対してその仲介のため他者に連絡を取った…実数をカウント
④「展覧会を開催したい」という相談と同時に、「ショップで売るグッズを制作したい」という相談があり、それぞれに相談支援や情報提供を行った…2回

連携事務局が各実施団体へ巡回訪問した際、必ず話題になるのが相談のことでした。特に相談をどのように記録・分類していくかということです。これを受け、モデル事業連携の取り組みとして、相談支援の分類様式を作成しました。

その分類を通して見えてきたことは、「自分の作品を発表する場を教えてほしい」「造形活動を実施したいけれどもよい場所はないか」など、地域や実施団体に関わらず寄せられる基本的な相談があるということです。これらの相談については12・13ページの「よくある相談とその対応」に詳しく紹介しています。一方で、実施地域あるいは実施団体がこれまで取り組んできた事業内容に関連して、相談者や相談の内容に一定の傾向が見られました。

宮城では、障害者の芸術活動支援に取り組む事業所が少なく、まだはじまったばかりという印象で、事業の一環で開催された参加型展示会の会場などで福祉事業所や作者・家族から「自分たちも活動をはじめたい」という趣旨の相談を受けていることがうかがえます。

東京は、実施団体が全国公募展の事務局を担っていたこともあり、その応募者から作品発表の機会に関する相談が多く寄せられたようであること、弁護士無料法律相談を実施したことで、作品の二次利用の際の契約など権利保護に関する相談が多いことがうかがえます。

滋賀は、ボーダレス・アートミュージアムNO-MAでの企画展等を全国に発信していることから県外からの相談が半数を超え、報道関係者や企業からの作品写真掲載に関する相談が多い傾向がありました。また、滋賀県が策定した事業所向けの権利保護ガイドラインの運用に関する相談が福祉事業所から寄せられていることも特徴的です。

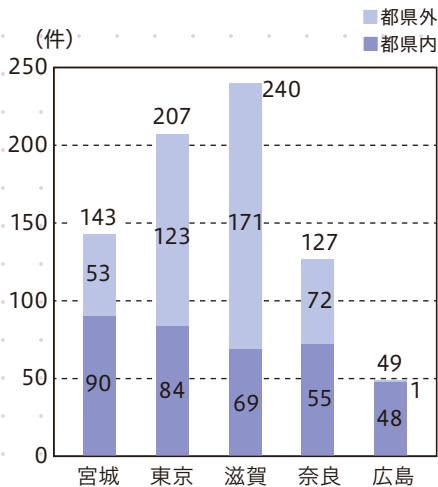
奈良は、県内福祉事業所への実態調査を実施したこと、従来から活発にアート活動を展開していたことから、福祉事業所での創作環境の充実に関する相談をはじめ、多様な相談者から幅広く相談が寄せられていることが特徴です。

広島は、研修講師やワークショップナビゲーター派遣の事業を実施していたことに起因してか、造形活動の充実を図るためのワークショップを開催したいという趣旨の相談が多くありました。

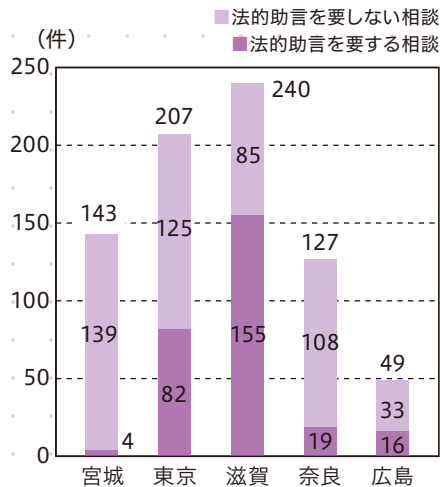
実施団体	相談支援センター名称	活動回数
エイブル・アート・ジャパン	障害者芸術活動支援センター@宮城(愛称:SOUP)	143回
愛成会	東京アール・ブリュットサポートセンターRights(ライツ)	207回
グロー(GLOW)	アール・ブリュットインフォメーション&サポートセンター(略称:アイサ)	240回
たんぼぼの家	障害とアートの相談室	127回
ひゅーるぼん	アートサポートセンターひゅるる	49回

*次頁(09ページ)のグラフは各相談支援センターで受け付けた相談を実施都県として表記しています。

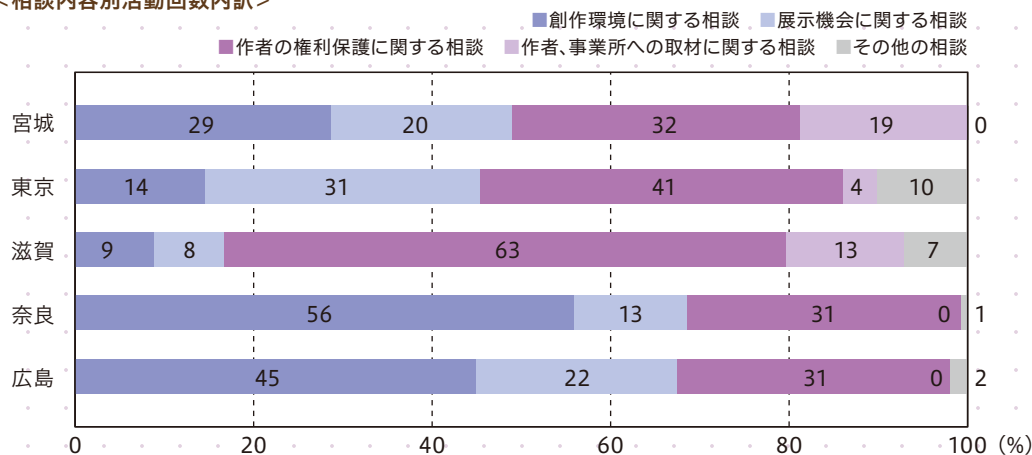
<相談者の居住地>



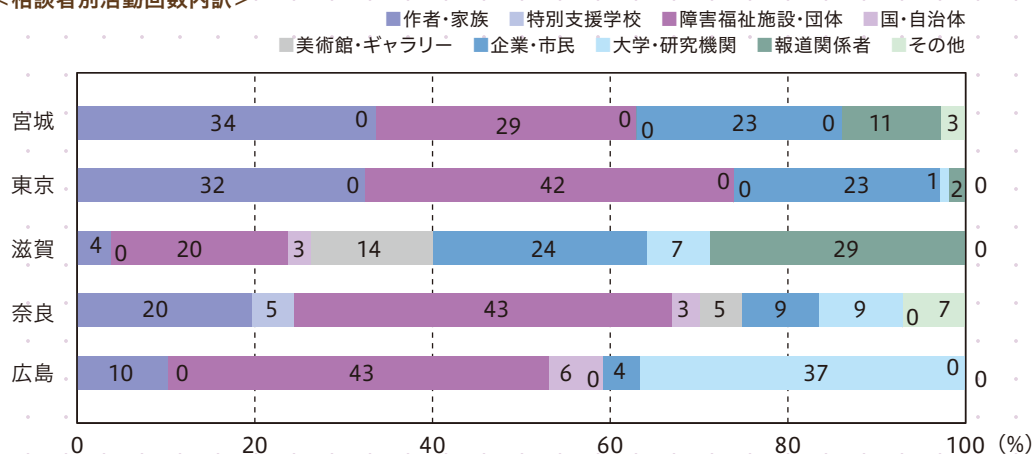
<法的助言の必要性>



<相談内容別活動回数内訳>



<相談者別活動回数内訳>



*小数点以下を四捨五入しているため内訳の合計が100にならないことがあります。

5つの相談支援センターに寄せられた相談の分類

相談内容\相談者			作者・家族	特別支援 学校	福祉事業所	国・自治体	美術館・ ギャラリー	
創作環境に関する相談	法的助言を要しない相談	始めたい	422	2	5115			
		充実させたい	101	1	71114	3	2	
		関わりたい	11	1				
		特定の作者に会いたい					9	
		見学したい	6		2	1		
		作品の保管について		3	323			
		その他	45	2	12			
		法的助言を要する相談			81			
		創作環境に関する相談 小計	1510293	6	171112719	4	92	
展示機会に関する相談	法的助言を要しない相談	作品を発表したい	845332		341			
		出展を依頼された						
		展覧会を開催したい	1		42421	23		
		その他	2		1		1	
		法的助言を要する相談		2	1613	2		
		展示機会に関する相談 小計	947352		812562	43	1	
作者の権利保護に関する相談	作品出展	出展契約を締結したい			54		22	
		その他	53		54		1	
		小計	53		1044		221	
	作品寄託（寄贈）	寄託（寄贈）したい						
		寄託（寄贈）を受けたい						
		その他	1		1			
		小計	1		1			
	作品の二次利用	二次利用を依頼された	商品化			1		
			写真掲載					
			その他	1		2		
		二次利用したい	商品化	1		31032		
			写真掲載	1		5		
			その他	41		1243		
		その他	8					
	小計	1042		123435				
	作品売買	売りたい	411		221		1	
		買いたい			2			
		その他			53			
		小計	411		2454		1	
		作品の取扱全般に関する相談		2		32165		1
		成年後見制度利用に関する相談		1		2		
		作者の権利保護に関する相談 小計		191410		17502821		223
取材	取材したい			4	2			
	その他	5						
	作者・事業所の取材に関する相談 小計	5		4	2			
その他の相談			91		914		2	
合計			48679255	6	4286485421	643	336	

企業・市民	大学・研究機関	報道関係者	その他	相談者／相談内容	合計
1 2 1			1	始めたい	10 3 2 5 7
1 1			1	充実させたい	8 10 19 15
	2		1	関わりたい	1 5
				特定の作者に会いたい	9
5 5 9 5	5		3	見学したい	13 5 9 14
1				作品の保管について	4 2 6
1	3			その他	5 22
2				法的助言を要する相談	10 1
9 9 9 7	10		6	創作環境に関する相談 小計	41 30 21 71 22
1	4			作品を発表したい	12 49 3 4 6
				出展を依頼された	
11 4	2 3			展覧会を開催したい	16 4 13 2 4
3 2	2			その他	5 5 1
				法的助言を要する相談	1 6 3 5
12 3 4 2	2 3 2 4			展示機会に関する相談 小計	29 64 19 16 11
2				出展契約を締結したい	5 28
3				その他	5 5 3 8
5				小計	5 10 31 8
				寄託(寄贈)したい	
				寄託(寄贈)を受けたい	
				その他	2
				小計	2
				二次利用を依頼された:商品化	1
				二次利用を依頼された:写真掲載	
	14			二次利用を依頼された:その他	2 1 14
6 10	1			二次利用したい:商品化	10 20 4 2
27	13	30		二次利用したい:写真掲載	6 70
16 1		8		二次利用したい:その他	1 40 12 4 1
				その他	8
6 26 27 1	14 14	38		小計	28 60 86 7 15
1 2 1			3	売りたい	7 5 7
3 3 13				買いたい	3 5 13
				その他	5 3
4 5 13 1			3	小計	10 18 18 10
2 1				作品の取扱全般に関する相談	3 4 16 9
				成年後見制度利用に関する相談	3
33 45 2 1	14 14	38	3	作者の権利保護に関する相談 小計	46 84 151 39
		16 4 30		取材したい	16 8 32
2			4	その他	11
2		16 4 30	4	作者・事業所に関する相談 小計	27 8 32
3 1		1		その他の相談	21 17 1 1
33 48 58 11 2	2 17 12 18	16 4 69	4 9	合計	143 207 240 127 49

*各枠内の数字は、実施団体ごとの活動回数。左からS O U P、ライツ(Rights)、アイサ、障害とアートの相談室、ひゆるるの順。



よくある相談とその対応

ここでは、各地の支援センターに多く寄せられた相談と、その相談を受けてどのように対応すべきか、また対応するためにはどのような備えが必要かについて紹介します。

Q 活動場所を求める相談



造形活動ができる場所を探しているのですが、どこか良い場所はありますか？



A

どのような活動場所を求めているのか、また、粘土や絵画などどのような活動をしたいと考えているかを丁寧に聞き取ります。そのうえで、地域の絵画教室がよいか、福祉事業所で実施している造形活動がよいかなどを判断し、把握している活動情報のなかから適切と思われる活動を紹介します。活動場所の決定にあたっては、必要に応じて福祉サービスの支給決定が必要な場合がありますので、近くの相談支援事業所や自治体の窓口にも相談してみましょう。

ex.

SOUPでは、今回の事業を通じて把握した県内の活動情報を「アートのスペースカード」にまとめました。

▶ 84ページ参照

Q 展示機会を求める相談



作品を制作しています。自分の作品を発表する場所を探しているのですがどこかよい場所はありますか？



A

まず、公募展への応募を希望しているのか、自分で個展を開催したいのかなど、発表のあり方について聞き取ります。その後、相談者の居住地に応じた公募展情報や展示会場を案内します。障害のある人を対象にした公募展情報だけでなく、県展や市展など自治体が行う公募展も案内することで、さらに発表の場が広がるでしょう。センターとしては、都道府県内の情報にとどまらず、全国あるいは周辺エリアの情報も備えておくとう便利です。

ex.

ひゅーるぼんでは、「中国地方在住の障がいのある方」を対象とした公募展「アート・ルネッサンス」を2001年から開催しています。

▶ 73ページ参照

Q

活動の充実



現在、実施しているアトリエ活動をさらに充実させたいのですが、アドバイスをいただけますか？

A



現在の活動内容と、今後目指す活動について聞き取ります。具体的なイメージがない場合は、ユニークな活動を展開している福祉事業所などの事例を紹介します。見学希望があれば、その福祉事業所につなぐ必要があるかもしれません。このような相談に応えるため、どの事業所でどのような活動を実施しているか把握しておくといよいでしょう。

ex.

本モデル事業では支援人材育成プログラムとして、アーティストなどを招いたワークショップや先駆的な活動に取り組む福祉施設の見学、インターンシップなどを実施しました。▶21～54ページ参照

Q

様式がほしい



利用者の作品を展示（あるいは二次利用）したいのですが、作者の承諾を得るための手続きを教えてください。

A



このように、作品の展示や二次利用する際の契約についての問い合わせに応えるためには、それぞれの用途に応じた契約、あるいは承諾書等の様式を整えておく必要があるでしょう。作品利用の際、口頭でのやりとりだけでは往々にしてお互いの解釈の違いが生じるものです。面倒に思わず、書面に残しておくことがトラブルを防ぎ、両者が安心してスムーズな手続きにつながるということを伝えましょう。

ex.

Rights(ライツ)では、弁護士を交えた無料法律相談を実施し、弁護士の助力を得る必要に応じて契約フォーマットを提供しました。

▶61ページ参照

Q

写真を掲載したい



出版予定の美術雑誌に〇〇さんの作品写真を掲載したいのですが、どうしたらよいでしょうか。

A



美術雑誌のタイトルや内容、販売価格や発行部数などの概要を聞き取ります。あわせて、掲載予定ページが白黒かカラーか、掲載料の有無についても確認します。そのうえで、作品や作品写真の著作権者に依頼内容を伝え、以降の連絡について直接やりとりしてもらう場合は、許可を得て著作権者の連絡先を出版社に伝えます。また、左記の様式に関する相談同様、書面でのやりとりを勧めましょう。

ex.

アイサには、報道機関からの写真掲載に関する相談が多く寄せられています。

▶16ページ参照

視覚障害者の造形活動に関する相談事例

相談窓口 | 障害者芸術活動支援センター@宮城

相談者 | 認定NPO法人ビートスイッチ
(ばざーる太白社会事業センター)

【相談内容】

視覚障害のある人たちと表現する機会をもちたい。
(日常の会話の中での相談)

◆相談者に関する補足情報

視覚障害のある人たちは、一般的に造形活動に参加することが難しい。相談者である仙台市の認定NPO法人ビートスイッチは、この問題意識から、視覚障害のある人たちと宮城県美術館を訪問する「ことばによる鑑賞ツアー」を実施している。

ネットワーク力を活かし、あらゆるリソースを支援に結びつける

1海外の先進作家との出会い 盲聾の写真家ブレンデンさんが、平面と立体コピーの写真作品を持参してオーストラリアから来日している情報を得て、相談内容を伝えたと、宮城の視覚障害者たちと交流したいと話がまとまりました。

2制作環境を整える ブレンデンさんから制作手法を教わり、撮影体験と撮った写真を立体コピー機にかけて本人がさわって鑑賞する体験ができないか、調整を開始。その際、視覚障害者の美術鑑賞を支援する京都の団体「ミュージアム・アクセス・ビュー」から仙台市内の公共施設に立体コピー機があるという情報を入手。撮影・立体コピー・作品鑑賞のための環境が整いました。

3いざ制作を開始 ビートスイッチからは2人の視覚障害者と1人のボランティアが参加。ブレンデンさんから生命の循環や自然の偉大さを感じるため「樹木」をテーマにして撮影していること、撮影はボランティアなどのサポートチームにより実現していることなどをうかがいました。ビートス

イチのメンバーも、テーマは自ら発見することとし、実際にカメラを借りて撮影に出かけました。

4企業からの支援と展示会出展 後日、立体コピーのサンプルを確認し、立体コピー専用紙について発売元の「コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社東北支店」にコンタクトをとったところ、紙の提供を申し出ていただきました。さらに、本モデル事業の一環で開催した「やまのものとアート展」に際し、ビートスイッチは「視覚障害者と行く鑑賞ツアー」を企画していたため、この機会に2人の作品を出展し、来場者に鑑賞していただきました。

対応のPOINT

国内外の関連団体からさまざまなアイデアや情報を得て相談に対応できたこと、また、公共施設や企業の熱心な担当者との出会い、地域のリソースを相談者につなげられたことは成果であると感じています。相談者は活動を継続したいという意向なので、引き続き、支援していきたいと考えています。

「音が聴こえる」という理由で車を被写体にした全盲の参加者は、首からカメラを下げ、バス、トラック、バイク、乗用車の音を聞き分け、身体を音の方向に回転させて撮影した。



花屋で撮影をはじめた弱視の参加者にブレンデンさんのサポートスタッフがバラを買ってプレゼント。雪上にバラを置いて撮ることを提案し、彼女もそれに応じて300枚ほど撮影。



作品の借用と二次利用に関する相談事例

相談窓口 | 東京アール・ブリュットサポートセンターRights(ライツ)

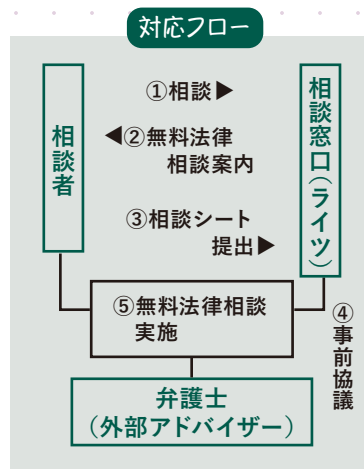
相談者 | 福祉施設職員

【相談内容】

アール・ブリュット作品を借りて展覧会をするための契約方法と作品の二次利用をする際の契約方法についての情報を提供してほしい。

◆相談者に関する補足情報

相談者は知的障害者・発達障害者を対象にした地域活動支援センターの職員。施設内で作品展示をしたことはあるが、今後は規模を広げて展覧会を開催したいと考えている。滋賀県で開催された福祉イベントでRights(ライツ)の存在を知り、連絡いただいた。



専門家をまじえた相談対応

①無料法律相談を案内(対応フロー①～②)

作品の二次利用を中心とする著作権に関連する相談であったため、弁護士からの回答が適切と判断し、著作権に詳しい弁護士(外部アドバイザー)に協力いただいている無料法律相談を案内しました。

②無料法律相談の実施(対応フロー③～⑤)

相談者には事前に相談シートを記入いただきましたが、質問の意図が明確でないものもあり、事前に弁護士と打ち合わせを行い、質問と回答のポイントを把握した上で相談に臨みました。当日は相談シートをもとに作品の利用態様を中心にうかがい、質問内容を整理したうえで、基本的な契約のポイントについて案内しました。利用形態が、「美術作品の屋内展示」であれば、作品の所有者との間で、出展契約書を交わすのが通常であること、作品の写真やコピーを添付し、貸与を受ける作品を特定するとともに、借用期間や展示場所、使用許諾料を支払う場合はその金額についても記載するなど、利用態様及び利用の対価等を特定して合意しておくのが望ま

しいことを回答しました。

また、契約の際には、作品に対する写真撮影許可についての確認欄を書類に設けておくことが望ましい旨を回答しました。

③契約フォーマットの提供(事後フォロー)

相談者から契約フォーマットの提供希望があったため、愛成会で使用している作家用依頼書、施設に所属されている方用の依頼書と、弁護士から提供いただいた利用許諾契約書を後日、メールで送付しました。

対応のPOINT

相談者から相談内容を書面で送ってもらい、事前に、確認すべき事項および回答のポイントを、弁護士と協議し準備した上で相談に臨みました。

法的助言を要する事項は弁護士の助力を得る必要があるため、相談者の質問が、法的助言を必要とするものか、そうではないか、整理することを心がけました。

無料法律相談は時間に制約があるため、相談者が利用しやすいよう、弁護士の助力を得て、契約フォーマットを後日メールで提供しました。

報道機関からの取材に関する相談事例

相談窓口 | アール・ブリュットインフォメーション&サポートセンター

相談者 | 新聞記者

【相談内容】

①情報提供依頼

ある新聞社の記者からアール・ブリュットに関する記事連載するため、アール・ブリュット作者やアール・ブリュットに関連する社会の動きについて情報提供を求められた。

②取材のための連絡調整

特定の作者へ取材依頼をしたいと相談を受けた。

掲載等の条件確認と 作者に配慮した報道対応

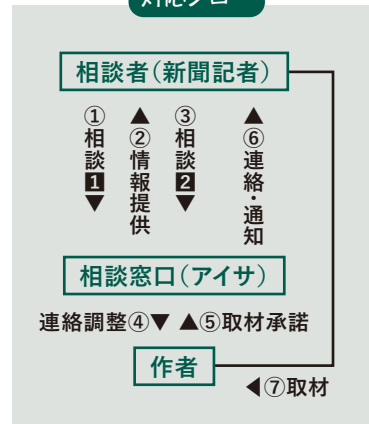
①情報提供(対応フロー①～②)

アール・ブリュットに関する近年の動きやグロー(GLOW)が運営するボーダレス・アートミュージアムNO-MAの活動について説明。過去に開催された展覧会図録や関連書籍などを見ながら、「陶の作品をつくる県内在住の作者はいないか?」「この作品はどのような作者が制作しているのか?」「60歳以上のアール・ブリュットの作者はいないか?」などの質問を受け、作者や作品を紹介しました。そのなかで特定の作者に取材をしたいという話になりました。

②記者と作者をつなぐ(対応フロー③～⑦)

取材依頼のあった作者が、アイサやNO-MAの事業でつながりのある方だったため、アイサから作者に連絡を入れることになりました。その際に必要な情報として、掲載媒体の概要(タイトル/写真撮影の有無/写真の掲載方法:作者or作品、白黒orカラー、トリミングの有無など/掲載日/作品写真掲載料の有無および成果物提供の有無)を確認しました。作者に依頼内容を伝え、取材についておおむね承りました。

対応フロー



その後は記者と直接連絡を取り合ってよいということで、連絡先と都合のよい時間帯を確認し、記者に伝えました。その後、記者から取材依頼書が作者に送付され、無事取材が実現しました。

③事後フォロー

相談対応はここで完了ですが、取材後、過去にカメラマンが撮影した作品写真を提供してほしいとNO-MAに依頼がありました。掲載の際に作品情報(作品名/作者名/サイズ/制作年/素材/撮影者名)を表記する必要があることを伝えた上で、写真の掲載方法や掲載料の有無について尋ね、それらの内容を作者とカメラマンに伝え、承諾を得て写真を提供しました。

対応のPOINT

作者によってはプライバシー保護などの理由で写真掲載や撮影を拒否する作者もいるので、対応フロー④の段階で作者の意思を確認しました。

作者の障害特性によっては取材時に配慮が必要な場合もあるので、対応フロー⑥の段階でその確認もあわせて行います。

創作における材料やモチーフに関する相談事例

相談窓口 | アール・ブリュットインフォメーション&サポートセンター

相談者 | 【相談A】公募作品展主催者 / 【相談B】福祉事業所職員

【相談A】他者の著作物を使用した作品について

障害者の公募作品展に応募されてきた作品のなかに、インターネットでダウンロードしたぬり絵の上に絵を描いた作品がある。元のぬり絵の著作権侵害にあたらないか。

【相談B】作品のモチーフについて

利用者が絵本を見ながら、挿絵に描かれている人や物などのモチーフを丁寧に模写している。こうした作品を出展した場合に、絵本の著作権者の権利を侵害しないか。

配布元の使用条件確認が必須

「インターネットでダウンロードしたぬり絵」と言っても、配布されているサイトによって使用条件が異なるので、まずは配布元を確認すべきであると伝えました。また、ぬり絵とされていて、黒の線画作品の可能性もあるので、展示や先行にあたっては注意する必要があることを確認しました。

対応のPOINT

使用条件によっては、複製権や二次的著作物の利用に関する原作者の権利を侵害する可能性があるため、まずは配布元の確認が先決です。

後日弁護士と、この事例について振り返った際、ダウンロードフリーあるいは著作権フリーと記されていても利用をどこまで認めているかは不明確で、複製については私的利用の範囲内で許可していると考えるのが妥当という見解でした。

類似性が認められる場合は 許諾の手続きが必要

弁護士に相談したところ原作との類似性がはっきりと認められる場合、著作権の侵害にあたる可能性があるということでした。私的利用の範囲内で模写(複製)をすることは、著作権の侵害になりませんが、今回の相談のように展覧会への出展などにおいては絵本の著作権者から許諾を得る必要があると聞き、相談者に伝えました。

対応のPOINT

作品が似ているかどうかによっても見解が変わることを確認し、出展などに際しては慎重に判断されるよう伝えました。

他者の著作物から二次創作を行う場合、引用や教材への使用など特別な場合を除き、原則として原作者に許諾を得なければなりません。

column

支援者の配慮 材料やモチーフに関する

上記2例では、作品を創作する際の材料(素材)とモチーフについての事例を挙げています。いずれのケースも私的利用の範囲においては問題になりにくいケースですが、出展や公募展へ応募する可能性がある場合、原著物に関わる権利問題について考える必要があります。

◆公表する可能性のある作品の創作を支援する場合

可能な限り、他者の権利(著作権、肖像権、商標権など)を侵さないような材料やモチーフを選ぶ(ただし、材料やモチーフに必然性がある時は適切な権利処理を行う)ようにします。

◆作品を公募する場合

作品中に使用する他者の権利について、事前に適切な権利処理を行うよう公募要領などに明記します。

展覧会開催に向けた広報制作と 展示に関する相談事例

相談窓口 | 障害とアートの相談室

相談者 | 福祉施設職員

【相談内容】

市内の図書館にて、利用者の個展を開催することになった。これまでグループ展や公募展に参加したことはあるが、個展は初めてで、いろいろとわからないことがある。具体的には告知チラシの制作や作品の展示について、詳細を教えてください。



展覧会の広報チラシ

コンセプトを重視した広報戦略と 作品を丁寧に见せる展示手法

1前提 相談者は、以前から施設内でアート活動を実践する職員で、本モデル事業の参加型展示会や奈良県障害者芸術祭の公募展などに参加されています。これまでも、施設管理者や同僚の理解を得て、奈良県の障害者アートの取り組みに積極的に参加しているキーパーソンです。施設内でのアート活動は、施設の立地する地域のお祭りに合わせて毎年作品展を開催し、発表しています。今回は、1人の作者に焦点をあてて展示コンセプトを立案し、展覧会開催が決定した段階で相談がありました。

2広報制作(チラシ)について

本モデル事業の支援人材育成セミナーのレクチャーやアドバイスを参考に、施設のアート活動をサポートしているアーティストと相談してチラシを制作するとのことだったので、比較的安価なネット印刷の会社を数社紹介しました。その際チラシに載せる情報や用紙選択も含め、展覧会コンセプトを重視したデザインの重要性を伝えました。また、広報戦略の大切さとともに、専門性の高い業務を外注することで自分たちの

やるべきことを優先できるメリットが生まれることも伝え、アート展のチラシだけではなく、今後施設内の広報物制作にも役立ててもらえることを念頭に話しました。

3展示(作品の額装)について

絵画作品の額装について、いくつかの方法を紹介した後、今後も再利用できるようなデッサン額を提案しました。個展の作者がこれまで同じサイズで制作をしているとのことなので、転用ができることを前提としています。安価に額が購入できる画材店、作品サイズに対する額のサイズ、マットサイズの決め方、発注の仕方などを伝えました。

対応のPOINT

非常に意欲的な職員で、今後ますます取り組みを活発にしていくことを前提に、専門的なノウハウを伝えました。

施設側である程度の予算を組んでいるので、手近なものだけで済ませず、作品を丁寧に见せることを意識して展示するようアドバイスをしました。

作品画像の提供と使用許諾に関する相談事例

相談窓口 | アートサポートセンター ひゆるる (広島県)

相談者 | アートディレクター

(専門学校講師/芸術系大学大学院所属)

【相談内容】

30代男性のアート制作に携わっており、展覧会を開催したいという本人、保護者の要望から旧日本銀行広島支店にて展覧会を計画している。その際に、他の障がいのある方の作品も大きなタペストリーにして展示できればと考えている。作者を数名紹介してほしい。

作品の使用イメージを添えて 作者に伝わりやすいように工夫

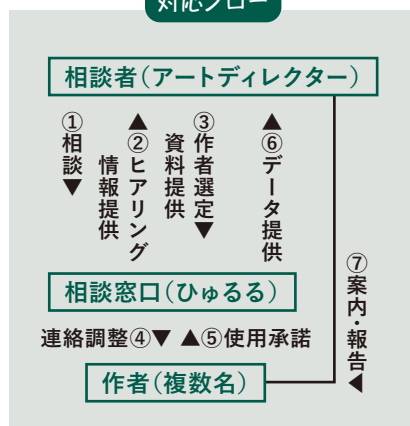
①ヒアリング⇒作品選定(対応フロー①～③)

展覧会の詳細を把握するため、ヒアリングを実施しました。作品展の最大の目的は、世間の人々に彼らの素晴らしい作品を知ってほしいこと。相談内容は、20点程度の作品をデータ加工し(二次創作を行うわけではない)、タペストリーにして展示する予定で、作者を数名紹介してほしいという相談でした。そこで、当法人が開催している障がいのある人たちの作品展「アート・ルネッサンス」を紹介し、その図録より使用したい作品を選び、作者に連絡を入れていくことになりました。

②作者との連絡調整(対応フロー④～⑤)

相談者に、作品展の目的と使用したい作品をどのように加工し、展示する計画かを示した文面を用意していただき、作品データをひゆるるが管理しているため、ひゆるるから作者に連絡を入れていきました。連絡の際に、文面の内容に加え、ひゆるるが管理しているデータを使用すること、添付する使用イメージのように作品に加工が施されること、氏名を掲載すること、作者に謝礼金が発生しないことなどを伝えました。トリミングや加工に対しての抵抗感から、お断りされる方も

対応フロー



おられましたが、ほとんどの作者から、広島県において障害のある方のアート活動の認知や発展のきっかけになるなら、と協力していただきました。

③相談者から作者へ(対応フロー⑥～⑦)

相談者にデータを渡す際に、データはこのイベントのみで使用するよう伝えました。また、作者へのイベントの案内とイベント後の報告は相談者で行っていただき、ひゆるるにも後日イベントチラシを送付していただきました。そして、無事イベントが終了し、作者の方々にもお礼の連絡を入れたことを報告いただきました。

対応のPOINT

作者の思いや表現を大切にしていきたいという思いから、イベントの目的とどのように自分の絵が変化するか、作者がわかりやすいように使用イメージ画像の製作を相談者にお願しました。



展覧会の様子

センターの備えるべき体制と情報

相談支援の成果と課題

今回、相談支援業務が本モデル事業の必須メニューとして位置づけられたことは大変意義深いと考えます。各団体ともこれまで障害者の芸術活動について問い合わせを受けてきましたが、記録に残す必要もなく、問い合わせを受けた担当者がその都度対応をしてきました。本モデル事業を受けて相談の記録がはじまり、少しずつではありますが障害者の芸術活動支援の現状やニーズが見えてきました。様々な特徴をもつ実施団体がそれぞれの持ち味を活かした相談支援を実施することで、障害者の芸術活動支援に関する課題が浮き彫りとなりました。

障害者の芸術活動に関する相談支援に求められる体制や情報とはどのようなものなのか、モデル事業連携では、そのことを検討するため、10・11ページで紹介した相談支援の分類様式を作成し、各実施団体に寄せられる相談がどのような傾向にあるのか、また共通する相談内容はどのようなものがあるのかについて整理しました。12・13ページの「よくある相談とその対応」を参照いただくと、実施地域周辺の活動場所や展示機会など、センターとして整えておくべき情報が見えてきます。また、各実施団体から特筆すべき相談事例を提供いただき、地域の実情をまじえた対応のポイントについてあわせて紹介しました。

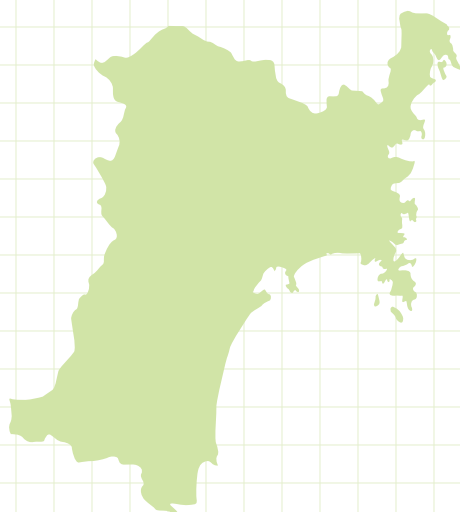
相談に適切に応じるためには、多様な情報の収集、法律や美術など専門アドバイザーの配置が求められることがわかつています。さらに、宮城の事例に見られるように、実施地域内の多様なネットワークが、より幅広い相談に応じることを可能にするということもわかりました。

今後は、障害者芸術活動支援センターの相談支援の実施にあたって必要な体制や情報の整理・検討とあわせて、相談を受ける人材にどのような知識や能力が求められるのか、また、それを育むにはどのような研修プログラムを実施する必要があるのか、検討する必要があると思います。

第Ⅱ部 支援人材育成

障害者の芸術活動を推進するうえで欠かせないのが支援人材の育成です。今回、各実施団体とも地域の実状に応じた多様な取り組みを展開してきました。ここでは、実施団体ごとにプログラムのねらいと内容を紹介しています。また、それぞれのプログラムに招へいた講師等一覧は、付録として巻末に掲載しています。今後、支援人材の育成に取り組まれる際にはぜひご活用ください。





宮城県 Miyagi

人口:2,329,439人
県庁所在地:仙台市
面積:7,282km²
障害者数:88,480人
高齢化率:23.8%

宮城県の現状と課題

宮城県は政令指定都市仙台を抱え、人口約232万人が暮らす東北の中心地です。文化活動としては、優れた企画展や教育普及プログラムで知られる「宮城県美術館」、デザイン・建築・メディアなどの分野で世界的にも知られる「せんだいメディアテーク」、演劇人の育成や地域の伝統文化、祭りの継承に取り組んでいる「せんだい演劇工房10-BOX」などがよく知られています。

一方、宮城県の障害者芸術活動は、県主催の「書道・写真作品展」、仙台市主催の「ウェルフェアアート展」など行政主導の事業のほか、2001年の第1回全国障害者スポーツ大会の開催を契機にはじまった「とっておきの音楽祭」など民間レベルでイベントが開催されています。

しかし、芸術活動に取り組む障害者やその家族、支援者に対して、芸術活動のノウハウを有し、相談・人材育成などをトータルで支援する中間支援組織はなく、これら民間レベルの活動は多くの場合、自助努力によって手探りで進められている状況にあります。



県庁所在地 仙台市



東日本大震災で津波の影響を受けた県南部 山元町

プログラムの構成とねらい

エイブル・アート・ジャパンでは、支援人材育成のプログラムを以下の5つの視点で企画しました。

- ① つくる…県内で障害のある人の芸術活動に取り組む拠点を訪問し、創作現場の現状や課題を把握します。この活動訪問をもとに創作環境整備のためのワークショップを実施しました。
- ② ひろげる…「つたえる」をテーマとしたワークショップを企画。また、山元町での参加型展示会をより広く知っていただくきっかけとなるよう

な関連企画を公募し、公開審査を行いました。

- ③ つなげる…仙台市で開催した参加型展示会に合わせて相談支援センターの活動を紹介しました。県南部の山元町での展示では上述の公開審査を通過した5つの関連企画も実施。

- ④ まもる…「障害のある人の表現活動と著作権」と題した研修を県内2ヵ所で開催しました。

- ⑤ 語る・考える…障害のある人とその家族、教員、美術家、学芸員、行政職員、福祉施設職員など立場や職域を超えて、日々の悩みや障害者の芸術活動の未来について語り、考える場を設けました。

開催実績

つくる

ワークショップ ～自由な表現を引き出す、材料・道具・支援

[ワークショップ] 2014.11.29(土)13:30～15:30/南三陸ポータルセンター/25人参加

[活動訪問①] 2014.10.26(日)9:00～12:30/仙台市荒町市民センター/19人参加

[活動訪問②] 2014.10.27(月)13:00～15:00/工房地球村～近隣リング園(山元町)/21人参加

[活動訪問③] 2014.11.3(日)13:15～15:00/仙台市青葉区中央市民センター/14人参加

ひろげる

ワークショップ ～つたえる力・企画を実現する力

2014.12.22(日)18:30～20:30/せんだいメディアテーク2階会議室/14人参加

プレゼンテーション ～展示会関連企画を考える

2015.1.17(土)14:00～16:00/せんだいメディアテーク1階オープンスクエア/35人参加

つなげる

アートにふれる ～アーティスト・作品・鑑賞者との出会い(参加型展示会)

[展示会① はじめましてSOUP展]

2015.1.15(木)～1.18(日)/せんだいメディアテーク1階オープンスクエア/1,800人入場

[展示会② やまのもののアート展] 2015.2.14(土)～3.22(日)/山元町内6会場/2,000人入場

まもる

「障害のある人の表現活動と著作権」研修

2015.3.13(金)14:00～17:00/NAVISビル3階リンケージルーム(仙台市)/18人参加

2015.3.14(土)14:00～17:00/工房地球村多目的ホール(山元町)/14人参加

語る・考える

「障害のある人と表現活動」を考える語り場

「障害のある人の表現活動」を考える語り場

[vol.1] 2014.11.5(木)15:00～17:00/多夢多夢舎中山工房(仙台市)/14人参加

[vol.2] 2014.12.3(水)15:00～17:00/せんだい演劇工房10-BOX(仙台市)/12人参加

障害者アートを市民に開く対話の場「てつがくカフェ～障害者の芸術活動支援」

[vol.1] 2014.12.6(土)14:30～16:30/山元町立坂元中学校体育館/60人参加

[vol.2] 2015.1.15(木)18:00～20:00/せんだいメディアテーク1階オープンスクエア/16人参加

[vol.3] 2015.2.26(木)18:30～20:30/仙台市市民活動サポートセンター市民活動シアター/24人参加

[報告会] 2015.2.26(木)16:00～18:00/仙台市市民活動サポートセンター市民活動シアター/86人参加

つくる

ワークショップ

自由な表現を引き出す、
材料・道具・支援

日常的なアトリエや活動など県内の実践を訪問し、その活動の特徴から宮城県における障害のある人の芸術活動の現状を把握しました。また、活動は政令指定都市の仙台市とそれ以外の地域とで格差があるため、県北や県南でのプログラム訪問・実施を意識しました。

ワークショップ 身体の声をきく

表現するところ・からだを育てるとは？

協力：奏海の杜

ファシリテータ：

齋藤 寛（パーカッションist）

里見 まり子（宮城教育大学教育学部 教授）

ここからからだも解放してパーカッションのリズムを感じ、表現するところ・からだを育てるワークショップ。ここからだてで対話し、そのままの状態ですたものを受けとめていく。受けとる側の練習の必要性や非日常の気づきを日常化していくことの大切さを学びました。活動の資源の少ない県北で実施しました。

活動訪問① あーとらんどくらぶに参加してみよう！

主催：Art Seeds

ファシリテータ：高橋 里実（Art Seeds）

活動訪問② 地球村の絵画の時間に参加してみよう！

主催：社会福祉法人 山元町社会福祉協議会

山元町共同作業所「工房地球村」

ファシリテータ：刈田 路代（工房地球村 アートスタッフ）

活動訪問③ まっくらカフェに参加してみよう！

主催：仙台市、公益財団法人 仙台市民文化事業団

企画・制作：ARCT 協力：宮城県障害者福祉センター

*いずれもエイブル・アート・ジャパンは参加・記録

活動を行うことに終始しすぎて「関係者だけのイベント」になることはよくあることです。だれに何を伝えたいのか？表現の魅力をどう編集したらファンづくりにつながるのか？「つたえる」ためのワークショップを経て、その後は実践プログラムを募集し、公開審査を実施しました。

ワークショップ

「つたえる」チカラとは？

障害のある人の作品をどのような方法で「つたえる」ことができるのか？

ファシリテータ：

三浦晴子（フォトグラファー／キュレーター／halken LLP共同主宰）

アイハラケンジ（アートディレクター／halken LLP共同主宰）



2月の「参加型展示会」に向けて、会場となる山元町での関連企画を考えるアイデアワークショップを行いました。「原画展示にとどまらず、会場は自由に造作でき、人が集う場所づくり」をテーマにラベルワーク。カテゴリーに分けて、アイデアを掛け合わせるとさらに奥行のある企画になっていきました。参加者は、想いを整理することでつたえたいことが見えてくるという実感を得ました。

ひろげる

ワークショップ & プレゼンテーション

参加型展示会での関連企画を公募

わいわい公開

プレゼンテーション

山元町でのアート展に向けて、次の4点をねらいとした市民公募型の企画プレゼンテーションを行いました。

- ① 宮城県内の障害のある作家・活動のネットワークをつくる。
- ② 被災地にアートを届け“生きる力の取戻し”に貢献する。
- ③ 仙台市街ではない場所にもアートへのアクセスを保証する。
- ④ 障害のある人への見方をかえる・視点をかえる。

その結果、5企画が採用され、「やまのものとアート展」で実施しました。

つなげる 参加型展示会 & 関連イベント

障害のある人の作品の魅力を伝えながら、相談支援センターの役割を紹介する展示会を仙台市内で開催。また、そこで生まれたネットワークを活用して県南部の山元町で実践的な展示会を実施しました。

参加型展示会①（仙台市）

はじめましてSOUP展

出展作家:10人／出展作品:43点

宮城県内で活動している障害のある人たちの表現活動の原石を探し、その魅力や情報を発信し、新しい交流や参加の機会を作りたいと考え作品の他、来場者向けに「アーティストカード」「障害のある人たちが参加できるアートスペースカード」などを配布しました。



展示会の様子



アーティストカードとアートスペースカード



展示会チラシ

参加型展示会②（山元町）

やまのもののアート展

出展作家:31人／出展作品:104点

山元町の作家を中心に6会場で展示。この活動が地域に生きる人びとに力をあたえ、また障害のある人たちの地域での生き方や役割に新しい風をもたらしていることを伝えながら、先の展示会で選ばれた5つの関連企画を実施しました。



展示会チラシ



展示「いちご王子の大冒険」



「TMM作品展」会場外観

関連企画 参加型展示会①において企画を公募し、公開審査を経て5つのプログラムを実施しました。

【tam tam dot パフォーマンス】

2015.2.21(土) (午前の部) 11:30～12:00 / (午後の部) 14:00～14:30 / 工房地球村多目的ホール / 26人参加

【山元町へ、アートに触れる視覚障がい者旅行】

2015.2.22(日) 9:00～14:30 / 山元町 / 17人参加

【「ひゃくねんモンスターやまもと」ダンスワークショップとパフォーマンス】

ワークショップ: 2015.2.22(日)・3.1(土) 10:30～12:30 (両日とも)

パフォーマンス: 2015.3.21(土) 11:00～11:30 / 工房地球村多目的ホール / 36人参加

【いちごde art】

2015.3.15(日) 10:30～12:30 / 工房地球村多目的ホール / 19人参加

【アート&ケアを考える。やまのもののアート展から気づいたこと】

2015.3.22(日) 9:30～11:30 / 工房地球村多目的ホール / 42人参加

まもる 著作権に関する 研修

「障害のある人の 表現活動と著作権」研修

講師：辻 哲哉（弁護士）

表現とともに生まれる権利＝「著作権」。

8つの事例を通して「所有権」「著作権」

「著作者人格権」の基本概念を学びました。

また、民間のアトリエや福祉施設で浮上しが

ちな、「誰が著作者か/誰が著作権者か」「誰が所
有者か」について考えました。さらに、作品の二次利用

など、社会での発表や需要を生み出していくための展開では
「誰とどのような契約を締結するか」について考え学びました。



関係者が集い語り合う場の必要性から、人や環境がつくってしまう“障害”を、
ざらし問うための企画を実施。参加者は、障害のある人と家族、教員、美術家、
学芸員、行政職員、福祉施設職員などさまざまでしたが、いったん所属を排
除してフラットな立場から対話を重ねる機会となりました。

語る ・ 考える

「障害のある人と表現活動」を考える語り場 vol.1

自由な表現をひきだす場所・材料道具・支援
表現をどう観るか、表現をどう発表するか

コメンテータ：

齋 正弘（宮城県美術館教育普及部）

関口 怜子（ハート&アート空間 ピーアイ）

参加した福祉施設職員、アートスタッフ、支援者とも
に日頃の活動内容の紹介や取材したアートスぺ
ースの映像を観ながらディスカッションを行いました。
自由な表現を引き出すための環境づくり、支援者の
観る眼を養うことの必要性、関係者が情報交換でき
る横のつながりの必要性などについて協力委員とも
に話し合いました。

「障害のある人と表現活動」を考える語り場 vol.2

身体の声をきく
表現するところ・からだを育てるとは？

コメンテータ：

八巻 寿文（せんだい演劇工房10-BOX 工房長）

里見 まり子（宮城教育大学教育学部 教授）

菊地 竜生（仙台市市民活動サポートセンター センター長）

道具を準備して行う活動の前の、表現するところ・か
らだを育てる必要性や、そのための“身体の声をきく”
ことの大切さを、演劇、ダンス、音楽の活動実践者で
ある協力委員と考える時間としました。

障害者アートを市民に開く対話の場

てつがくカフェ ～障害者と文化芸術活動

vol.1 | 障害を理解するとは？

vol.2 | 障害のある人の芸術活動とは？

vol.3 | 支援とは？

ファシリテータ：

西村高宏（てつがくカフェ@せんだい）

ファシリテーショングラフィック：

近田真美子（てつがくカフェ@せんだい）

山元町では、障害のある人、支援者、福祉施設の職員
など多くの参加者が集い、対話の場を開くことができ
ました。また仙台での開催では、現在支援活動をして
いる人や支援に関心をもつ若いクリエイターなどの参
加が多く見られました。

報告会

障害のある人たちの芸術活動に
必要な支援とは？

前半は、参加型の展示会に作品を出展したアーティス
ト、家族、支援者からの報告を行いました。後半では
支援人材育成研修、参加型展示会、またネットワー
クづくりなど、これまでの実践から見てきたことをと
もに語り合う報告会としました。

プログラム参加者の声

全16回のプログラム(活動訪問・参加型展示会を除く。ただし、活動訪問・参加型展示会関連企画は含む)に、のべ458の方に参加いただき、たくさんの意見、感想をお寄せいただきました。ここではその一部を紹介します。

刈田 路代さん

工房地球村
アートスタッフ

「参加プログラム」

「障害のある人と表現活動」を考える語り場 vol.1
「障害のある人と表現活動」を考える語り場 vol.2
はじめましてSOUP展
わいわい公開プレゼンテーション
やまのものとアート展
「障害のある人の表現活動と著作権」研修

山元町で開催された「やまのものとアート展」では、町内6カ所の展示会場でそれぞれ個性的な展示が行われ、その中のひとつ「安田工務店」での『ホッコリ展』が私の担当でした。安田工務店さんは津波の被害に遭いながらも一早く再建、山元町の復興のためにがんばっていらっしゃいます。近くには津波によって駅舎が流された山下駅もあり、まだまだ完全に心休まる風景とは言えません。それでも、地球村メンバーの作品を中心に仙台市や石巻市から出品された「ほっこり」するような優しくユーモアある作品



ホッコリ展@やまのものとアート展

たちを展示し、目にした地元の方々の心にポツ…とあたたかい灯がともったことがこの展示会の意義だと感じています。



女池 陽子さん

株式会社 チャレンジドジャパン
就労支援センター ひゅーまにあ広瀬川

「参加プログラム」

ワークショップ「つたえる」チカラとは?

わいわい公開プレゼンテーション

「障害のある人の表現活動と著作権」研修

SOUPの催しへの参加を通して、アーティストや支援者の皆様との出会いを得られただけでなく、「障がいのある人の芸術活動を開かれたものにするには何をすべきか」という課題にも気付くことができました。この課題と向き合いながら、今後、弊社で予定している海外の工芸品の制作やアパレルメーカーとのコラボレーションの構想を具体化し、障がいのある方の活躍の場をより広げていきたいと考えております。

障害者アートを市民に開く対話の場 参加者

「障害」をもった方々の芸術活動について大いに盛り上がり、参加してよかったと思います。「障害」ではなく「特性」、バリアを壊すなどといった意見の他、多くの声があがりました。思わず私自身も発言したく、話させていただきました。

報告会 参加者

精神障害者は、作業所に行ける人も少なく、家にこもっている人が多いです。アートが生きるエネルギーになれば…というのが、今の私の考えですが、さらに工賃がもらえるのであれば、大きな喜びになると思います。家にいても、できることはないかな、と模索していますが、家族にやれることはなかなかむずかしく現在に至っています。なにかヒントになることはないかなと思って参加しました。

「まぜると世界が変わる」

宮城県における支援人材育成の成果と課題

つくる、ひろげる、つなげる、まもる、語る・考えるというキーワードで様々な人材育成事業をすすめた宮城。活動のデータは、次のような結果となりました。

直接参加者として：障害のある人・支援者 517人

間接的受益者として：障害のある人 860人

展示会タイトル	会期(2015年)	会場	出展作家	出展作品	来場者	ボランティア
はじめましてSOUP展	1.15～1.18 4日間	せんだい メディアテーク	10人	43点	1,800人	10人
やまのものとアート展	2.14～3.22 37日間	山元町内 6会場	31人	104点	2,000人	10人

このデータが多いのか少ないのか、わかりません。しかし、広報は福祉施設だけでなく、文化活動のセクターにも、市民活動セクターにも積極的に行いました。

こうした研修や展示会の機会とその後によせられた相談は、わずか6カ月間で158件にのぼりました。印象的だったのは、その相談の約半数が障害のある人や家族からの直接の声で、その内容は表現活動に参加したい、作品をみてほしい、発表してみたい…というものでした。昼は企業で働いている、逆に家にひきこもっているなど、福祉施設を利用していない人たちも多かったです。

さて、3月24日に開催した協力委員会の評価の場でこんな発言がありました。「ぼくたち文化施設や社会教育施設はいったいこうした彼らの切実な要望にどれだけむきあっているんだろうか」。てつがくカフェでは、一般市民からこんな声があがりました。「もしかして‘障害’はわたしたちや社会がつくってる？」。

障害のある人の芸術文化活動支援事業のめざすゴールは、美術館や文化施設で展示されることだけではありません。自分のくらす地域で、あたりまえに文化的で豊かな日常を過ごすことができる土壌づくりも大切な視点です。またこうした豊かな土壌は、精神的に豊かなまちにしか育たないと思っています。

「まぜると世界が変わる」。

どんな方法でどんな仕組みで障害のある人の芸術文化活動を成熟させられるのか。宮城での実践は、日本の地方都市でのモデル事業の意味と価値を検証するユニークな現場になっています。

東京都 Tokyo



人口:13,202,037人
都庁所在地:東京(新宿区)
面積:2,191km²
障害者数:713,610人
高齢化率:21.9%

東京都の現状と課題

東京都では、都やNHK厚生文化事業団が公募する美術展、公益財団法人などが実施する障害者の作品公募展などが長く行われてきています。しかし、障害のある方の芸術活動支援に特化して活発に取り組んできたわけではありませんでした。都は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催やその先を見据え、今後の芸術文化振興における基本指針となる東京文化ビジョンを策定しました。そのなかで、障害のある方の芸術活動支援を大きなプロジェクトのひとつに位置づけ、力を入れはじめています。日本の人口の10%以上が住み、世界で最も人口が多い都市圏である日本の首都。当然ながら障害のある方の人口も多くなっています。人口過密地域として、1人でも多くの障害のある方の創作活動の拡充に努めるとともにその裾野を広げ、文化芸術を通じて多様な人が触れ合う機会を創出していくことが、果たすべき課題であり役割であると考えます。



愛成会のある中野区(写真左:中野サンプラザ/写真右:中野サンモール商店街)

プログラムの 構成とねらい

東京には専門性の高い学校や大手企業が集まり、就学や就職などの機会に若年層が上京しています。また、海外からも多数の外国人を迎える国際都市でもあることから、多様な価値観や文化が交錯し、人々がそれぞれの個性をもって暮らす街が築かれています。そのため、障害のある方を取り巻く環境や人も様々です。福祉施設職員や教育機関関係者はもちろん、企業や一般の方など多領域の人に支援に参画してもらえるよう、支援人材育成のプログラムを構成して間口を広

げる必要があります。今回のプログラムでは、幅広い支援人材育成を行うために、様々な角度でのプログラムを開催しました。アトリエ利用者と共に創作現場を体験することで環境のつくり方を知ること、著作権等の権利保護に関する知識の習得、障害の特性について理解を深める福祉的な視点をもつこと、障害のある方が自由に表現できる空間をつくるための美術的な視点をもつこと、作品の出展準備に携わることで展示の仕方や展覧会の開催方法を知ることなど、障害のある方の創作活動を充実させるうえで欠かすことのできない多角的な視点での研修会を実施いたしました。

開催実績

創作現場体験

アトリエpangaea(ばんげあ)での創作現場体験ワークショップ

[第1回] 2014.12.21⑩12:30～17:00/中野区産業振興センター 勤労福祉会館 大会議室/53人参加

[第2回] 2015.1.11⑩12:30～17:00/中野区産業振興センター 勤労福祉会館 多目的ホール/46人参加

権利保護研修

障害者の造形活動に関する著作権・権利保護についての研修会

2014.12.9⑩18:30～20:30/中野サンプラザ 研修室10 /45人参加

活動機会の拡充・支援

障害者の造形活動の拡充とサポート～表現の場における福祉的な視点と美術的な視点～

[福祉的な視点] 2014.12.7⑩10:00～11:30/中野サンプラザ 研修室8 /25人参加

[美術的な視点] 2014.12.21⑩10:00～11:30/中野区産業振興センター 勤労福祉会館 大会議室/50人参加

参加型展示会

[展覧会①] 2015.1.16㊦～1.25⑩10:00～17:00/品川区民ギャラリー(品川区)/419人入場
出展作家28人 出展作品数233点

[展覧会②] 2015.1.30㊦～2.12㊦9:00～16:00/アルモニー(中野区)/350人入場
出展作家18人 出展作品数63点

[展覧会③] 2015.2.13㊦～2.22⑩10:00～18:00/成増アートギャラリー(板橋区)/443人入場
出展作家38人 出展作品数174点

[展覧会④] 2015.2.19㊦～3.8⑩10:00～17:00/中野マンガ・アートコート(中野区)/504人入場
出展作家28人 出展作品数70点

[展覧会⑤] 2015.2.25㊦～3.2⑩10:00～17:30/東京都庁 南展望室(新宿区)/約1万人入場
出展作家51人 出展作品数188点

創作 現場 体験

創作現場体験プログラム

アトリエpangaea(ぱんげあ)での
創作現場体験ワークショップ

[準備(60分)] 画材などの創作環境の準備
[体験(150分)] アトリエ活動(おやつ休憩あり)
[発表(30分)] 創作した作品の発表
[交流(30分)] 意見交換・情報交換

障害のある方が自由に創作を楽しめる場の拡充を目的とし、実際の創作活動の場を体験できるワークショップを開催しました。前半は、創作活動を行う際の環境のつくり方について、実際にアトリエ利用者と関わりながら体験していただきました。後半ではワークショップ参加者全員での意見交換の場を設けました。



権利 保護 研修

障害のある方の芸術活動支援においては、著作権等の権利保護に関する知識の普及が重要な課題のひとつです。この研修では、著作権問題を専門的に扱う弁護士や権利保護に詳しい弁護士、障害のある方の創作活動に関する相談支援を行っている福祉事業所の方をお招きし、権利保護にまつわる必要な知識や視点をお伝えしました。



第1部 講演40分 質疑応答10分

著作権等の権利保護に関する講演

中久保 満昭(あさひ法律事務所 弁護士)

障害のある方の芸術活動における権利保護に際し、複製権、公衆送信権、展示権、二次的著作物の利用に関する権利など重要なポイントを中心に、それらの原則と例外を具体的な事例を交えながら紹介していただきました。現場の視点から何に注意すればよいか、実用的な解説をいただきました。

第2部 講演40分 質疑応答10分

障害のある人の権利保護の現状と課題

川島 志保(川島法律事務所 弁護士)

障害のある方を取り巻く制度や現状について時代の流れと共にお話いただきました。地域生活を実現するために必要な権利や成年後見制度の仕組みなどについて具体例を交えながら伝えていただき、意思決定支援について課題を呈しました。

第3部 講演30分 質疑応答10分

著作権保護や造形活動に関する相談事業を実施する事業所

齋藤 誠一(アール・ブリュット インフォメーション&サポートセンター 所長)

障害のある方の創作活動に関する相談支援の内容や創作活動を支える人材育成のための研修会など、福祉事業所での取り組みを紹介いただきました。また、滋賀県での権利保護の取り組みについて説明していただきました。(64~67ページ参照)

第4部 交流40分

情報交換ワークショップ

参加者で少数のグループをつくり、造形活動に関する取り組みや、日頃感じている疑問・課題について情報交換を行いました。

活動機会の 拡充・支援

障害のある方がより自由に表現できる空間を作るためには、その方について知り、その方の障害や特性を理解して関わりを深めることや、個々に適した環境をつくることが大切です。この講演会

では、「福祉的な視点」と「美術的な視点」、創作活動の拡充のための2つの視点に焦点をしばってお伝えしました。



障害のある人の創作活動の拡充と サポートの仕方を考える場 vol.1

福祉的な視点から学ぶ
創作活動をサポートする際、
障害や特性を理解し、関わりを深める

講師：齋藤 乾吾（臨床心理士）
障害のある方の特性など、基礎的な知識について
具体例をまじえながら説明があり、障害のある方にと
っての表現活動とは何なのか、また表現活動を
支援するポイントについて、臨床心理士という立場か
らお話いただきました。



障害のある人の創作活動の拡充と サポートの仕方を考える場 vol.2

美術的な視点から学ぶ
創作活動をサポートする際の
環境の準備、作品の扱い方について知識を深める

講師：はたよしこ
（ボーダレス・アートミュージアムNO-MAアートディレクター/絵本作家）
障害のある方が表現活動を行いやすいように、画
材の準備などその人にとっての環境整備のサポー
トに努めることの重要性を提言。様々なアトリエの
講師をしてこられた自身の経験から見えてきた、環
境づくりの姿勢についてお話いただきました。



東京都及び近郊施設合同展覧会 心の真ん中にある衝動 Tokyo“Brut”展

東京都内及び近郊にある施設・
病院・学校など12団体と個人5
人の作品による展覧会を開催。

団体間で連携体制をつくるとともに、障害がある方の創作活動を
より幅広く知っていただく機会となるように実施しました。都内5カ
所の会場ごとに展示内容を変えて巡回しました。

参加型 展示会

プログラム参加者の声

全5回のプログラムへ219人の方に参加いただき、全5会場にて開催した展覧会では11,716人の観覧者に来場いただきました。たくさんの意見や感想をいただきましたので、ここではその一部を紹介します。

大家 将司 さん

社会福祉法人友愛学園
アートディレクター

〔参加プログラム〕

東京都及び近郊施設合同展覧会
心の真ん中にある衝動 Tokyo“Brut”展



日中活動と生活支援のウエイトが高く、日々の支援に追われている中、職員たちに都内の展示を提案しても実現が難しいのが現状で、今回の企画は大変ありがたいと思いました。機会があればまた参加したいですし、障害のある人がイベントに来られるカジュアルな仕組みがあったらと思います。散歩したりお茶を飲んだりする所に自然にアートがあったらいいですね。

吉村 由佳里 さん

出展作家ご家族

〔参加プログラム〕

東京都及び近郊施設合同展覧会
心の真ん中にある衝動 Tokyo“Brut”展



展覧会でのギャラリートークの開催は、作家さんご本人やご家族から作品の背景を伺える機会として非常に評価できると思います。息子は自閉症ですが、マイクを持ったら30人くらいの前で話すことが出来ました。自分の書道がアートという枠で展示されたことにも刺激を受けたようです。これまで関わってきた方々とも新たな接触が生まれ、本展を通していただいた素晴らしい宝物に感謝しております。

創作現場体験 参加者（教育関係者）

たくさんの画材を並べて選べる空間、やってもやらなくてもいい自由な空間、なによりも利用者の皆さんが楽しんで参加している様子が印象的でした。私も共に楽しみ、空間作りの参考になりました。今度、職場でもしたいと思います。

権利保護研修 参加者（障害者支援施設職員）

一言で「著作権」といっても非常に幅が広く、福祉の現場において職員が理解を深めなければいけないということを感じました。具体例を出していただき、分かりやすくご説明いただけてありがたかったです。

活動機会の拡充・支援〔福祉的な視点〕 参加者（教育関係者）

今回の講演で、障害のある方が創作活動をする時の寄り添い方のヒントをいただけたと思います。今後の支援の参考にしていきたいと思います。ありがとうございました。

活動機会の拡充・支援〔美術的な視点〕 参加者（障害者支援施設職員）

障害のある方のアート活動について、サポート側としてどこまでやったらよいのか悩んでいました。作品は作るのではなく日常生活の全てだと講演を聞いて、考えが少し変わってきました。

展覧会（品川区民ギャラリー） 来場者

近所にある施設の方たちがこのような作品を描かれたり、制作されたりしていることに驚きました。品川でやっていただいた事に感謝します。これからも活動がより広がって、多くの人の心を動かしてくれる事を願います。

展覧会（成増アートギャラリー） 来場者

皆さんの素晴らしい作品を見られて良かったです。支えているスタッフの方もご苦労はあると思いますが、このような活動は続けてほしいと思います。

多角的な支援人材育成プログラムの実施

東京都における支援人材育成の成果と課題

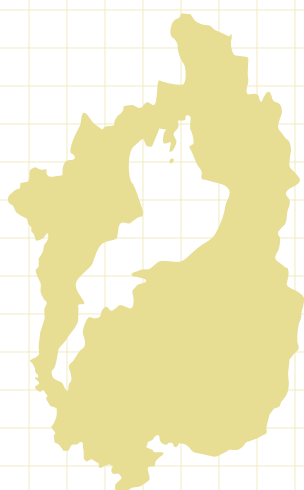
障害者の創作活動の支援促進に関して東京都では、創作活動の場における環境づくりや支援方法に関する研修会、著作権など権利保護についての研修会を実施しました。さらに、創作の現場体験ワークショップや合同展覧会開催など、福祉・美術・権利といった様々な角度から全10回の人材育成のためのプログラムを設けました。

とりわけ、創作活動を行う際の権利保護に関する研修会は、これまでその種の研修がほとんど実施されていなかったこともあり、大きな反響がありました。今後も継続的に実施してほしいと望む声を多数いただいています。創作の現場体験ワークショップでは、現場体験後、参加者が自身の想いや情報の交換を行う時間を設け、日頃の悩みや今後取り組みたいことについて意見を交わす機会となりました。

支援者にとっては、想いや問題意識を共有する場がまだまだ身近に少ないため、問題解決の糸口を見つけ出すにいたらないケースが多々あります。今回のような研修会や意見交換の場を設けることにより、悩みを共有することが問題の緩和や解決、改善へとつながるひとつの有効な手段であることがわかりました。障害のある方が芸術活動を通じて社会参加していく際、知識や経験を身につけた支援者は必要不可欠です。知識を多角的に普及していくことは、人材育成の面から見て重要であるといえます。

今後、さらに複数箇所で開催し、加えてプログラムの内容をより充実させていきたいと思います。現在支援者である方には、研修会に参加するなかで創作活動の支援体制への知識を深める機会としていただき、障害者への馴染みがない方には芸術という文化を通して少しでも身近に感じていただく機会となるよう、1人でも多くの支援者の育成につながるプログラムを開催していきたいと考えています。

「東京」という都市の人口の多さを大きな力に変え、支援の拡充と理解の輪を広げていくことを目指して、今後ますますこの分野に多くの人が参画していただけるように、研修や情報発信を行っていききたいと思います。



滋賀県

Shiga

人口:1,421,779人
 県庁所在地:大津市
 面積:4,017km²
 障害者数:66,298人
 高齢化率:22.5%

滋賀県の現状と課題

滋賀県では、戦後まもなく、全国に先駆けて陶芸を中心とした障害児・者の造形活動が近江学園において始められました。その取り組みは県内各地に広がり、今もなお脈々と受け継がれています。

これらの取り組みを礎として、2004年に滋賀県社会福祉事業団（現：社会福祉法人グロー）がボーダレス・アートミュージアムNO-MAを開設し、障害者の芸術活動の推進に取り組みはじめました。NO-MA開設当初から開催している「滋賀県施設合同企画展」は、今年は30ヵ所の福祉事業所が参加し、各事業所の造形活動担当で構成される実行委員会が企画・運営を行いました。実行委員会には県の障害者芸術担当者や県立近代美術館の学芸員も適宜参加しています。また、福祉事業所を中心とする障害者の造形活動支援のネットワークは広がりを持ちつつありますが、福祉事業所からは、日々の造形活動を充実させるため、芸術分野の人材とのつながりを望む声が多く寄せられています。障害者の造形活動支援をより充実させるため、芸術分野の人材とのネットワーク構築を図るとともに、芸術分野にとどまらず学校や病院、文化施設など多分野との幅広いネットワークの形成が求められています。



琵琶湖を望む（大津市）



NO-MAの立地する近江八幡旧市街地（撮影：大西暢夫）

プログラムの 構成とねらい

権利保護に関する研修会では、弁護士による著作権等の説明、県が策定した「著作権等保護ガイドライン」を活用して作品取扱規程を整備した福祉事業所の実践報告、実際に作品取扱規程を制作するグループワークを実施して、作者の権利保護への理解を深めるとともにその手順を学んでもらうことを試みました。創作現場体験の研修会では、美術関係者と連携して独自性の高い造形活動を実施している福祉事業所を会場に、

活動の体験と意見交換を行いました。参加型展示会（滋賀県施設合同企画展）では、県内30か所の福祉事業所とボードレス・アートミュージアムNO-MAで実行委員会を組織し、月1回の実行委員会での協議を重ね、展覧会を開催しました。同展開連イベントとして実行委員によるギャラリートークを会期中4回実施したことで、造形活動担当者同士だけでなく、作者や家族、特別支援学校や美術関係者など、障害者の造形活動を支える個人・団体が交流する場づくりを行いました。

開催実績

権利保護研修会「障害のある作者の権利を考える研修会」

- 〔①基本編〕2014.6.20㊦14:30～17:30／滋賀県立男女共同参画センター／22人参加
- 〔②応用編〕2014.12.5㊦13:30～17:30／草津市立まちづくりセンター／25人参加
- 〔③実践編〕2015.2.25㊦15:00～17:30／滋賀県立男女共同参画センター／7人参加

創作現場体験研修会「他の事業所の造形活動ってど〜なってるの？」

- 〔美術系大学の学生やボランティアと創るアート活動〕
2014.9.21㊦10:00～17:00／（社福）虹の会 わになろう（高島市）／9人参加
- 〔アーティストとの交流で広がるアート活動〕
2015.1.24㊦10:00～16:00／（社福）美輪湖の家 きらり庵（東近江市）／6人参加

滋賀県施設合同企画展（参加型展示会）

- 〔実行委員会①〕2014.5.29㊦18:30～20:30／八幡コミュニティセンター／21人参加
- 〔実行委員会②〕2014.6.30㊦18:30～20:45／近江八幡市立マルチメディアセンター／28人参加
- 〔実行委員会③〕2014.7.16㊦18:30～20:45／近江八幡市立マルチメディアセンター／21人参加
- 〔実行委員会④〕2014.8.19㊦18:30～20:30／近江八幡市立マルチメディアセンター／20人参加
- 〔実行委員会⑤〕2014.9.17㊦18:30～20:30／近江八幡市立マルチメディアセンター／21人参加
- 〔実行委員会⑥〕2014.10.9㊦18:30～20:30／近江八幡市立マルチメディアセンター／20人参加
- 〔実行委員会⑦〕2014.11.13㊦18:30～20:30／八幡コミュニティセンター／25人参加
- 〔実行委員会⑧〕2014.12.12㊦18:30～20:30／ボードレス・アートミュージアムNO-MA／13人参加
- 〔実行委員会⑨〕2015.1.15㊦18:30～20:30／八幡コミュニティセンター／15人参加
- 〔実行委員会⑩〕2015.2.23㊦18:30～20:30／近江八幡市立マルチメディアセンター／13人参加
- 〔展覧会〕2014.11.29㊦～2015.1.18㊦11:00～17:00／ボードレス・アートミュージアムNO-MA／1,099人入場

施設職員によるギャラリートーク（ネットワークづくり）

- 〔第1回〕2014.12.6㊦13:30～15:00／15人
 - 〔第2回〕2014.12.20㊦13:30～15:00／27人参加
 - 〔第3回〕2015.1.10㊦13:30～15:00／33人参加
 - 〔第4回〕2015.1.17㊦13:30～15:00／25人参加
- 場所：ボードレス・アートミュージアムNO-MA（全4回とも）

障害のある作者の 権利を考える研修会

「障害のある作者の権利を考える研修会」と題し、弁護士による講座や実践者による事例報告、グループワークなどを全3回にわたり実施しました。詳細は、権利保護の取り組みとして64～67ページで紹介しています。あわせてご覧ください。

障害のある作者の権利を守るために ～著作権等保護ガイドラインの活用とその実践報告から～

講義(60分)「障害のある作者の権利について」
稲田 優花(法テラス滋賀法律事務所 弁護士)

実践報告(40分)
「著作権等保護ガイドラインの活用について」
小森 稚子((社福)おおつ福祉会ショートステイむくの木 施設長)

質疑応答・意見交換(70分)

障害のある人たちの造形活動で 大切に考えていること

～ものづくり、療育活動、創作活動という3つの視点から～

調査報告(10分)
「造形活動における作品の著作権等の
保護のための取組状況の調査結果について」
上野 久美子(滋賀県健康医療福祉部障害福祉課 主事)

実践報告Ⅰ(40分)
「遊・創・遇・働 ～ここでしか生まれないものを～」
島田 和典((社福)やまびこ福祉会 創作ヴィレッジこるり村 施設長)

実践報告Ⅱ(40分)
「粘土室での取り組みー造形活動と感触遊びー」
水津 哲((社福)びわこ学園 びわこ学園医療福祉センター野洲 支援者)

実践報告Ⅲ(40分)
「施設とアートの間で」
福山 良則((社福)グロー (GLOW) パンパン 管理者)

質疑応答・意見交換(70分)

みんなで「作品取扱規程」をつくってみよう!

概説(20分)「著作権等保護ガイドラインについて」
上野 久美子(滋賀県健康医療福祉部障害福祉課 主事)

グループワーク(95分)「作品取扱規程」をつくってみよう!

質疑応答・意見交換(70分)

創作現場体験研修会

県内で造形活動に取り組む福祉事業所を対象に過去2年にわたって聞き取り調査を行ったところ、造形活動をさらに充実させるために必要なこととして、美術関係者と関わりを持ちたいという回答が多く寄せられました。その結果を受けて、美術関係者と連携してモデル的な造形活動を展開する福祉事業所を訪問し、実際に活動体験をした後に意見交換を行いました。

創作現場体験研修会①

他の事業所の造形活動ってど～なってるの?
美術系大学の学生やボランティアと創るアート活動

活動体験Ⅰ(90分)「まずは、感じよう」
講師:水野 哲雄(京都造形芸術大学 名誉教授)

活動体験Ⅱ(75分)「好きなものを創ろう」
講師:亀井 友美(わになろう 講師)

意見交換(120分)
2003年に造形活動をはじめた「わになろう」は、美術系大学の学生や地域のボランティア団体「アートサポートたかしま」と連携してアート活動に取り組んでいます。プログラム前半は、ワークショップと個々の創作の二部構成で活動体験を実施し、後半は、わになろうによる事業説明の後、講師や参加者で意見交換を行いました。

創作現場体験研修会②

他の事業所の造形活動ってど～なってるの?
アーティストとの交流で広がるアート活動

活動体験(150分)／造形活動紹介(30分)／意見交換(115分)
きりり庵は生活介護の事業所として、2011年の開所時から絵画、陶芸などの造形活動に取り組んでいます。2013年7月からは、アートプロジェクト〈Art from the Lakes(湖からの芸術)〉の活動と連携し、毎月1～3回、県内

在住のアーティストとの交流を続けています。本研修会では、その活動を見学・体験し、アーティストや他の参加者との意見交換を行いました。



滋賀県施設合同企画展(参加型展示会)

県内30か所の福祉事業所とボードレス・アートミュージアム NO-MAが実行委員会を組織して、企画・展示を行う展覧会を開催しました。それぞれの施設から持ち寄られた28人の作品を紹介するため、月1回の実行委員会で、図録・展示・催事企画・広報に関する協議を行うことで造形活動を担当する職員同士の交流を深め、展示等の造形活動支援に関する技能向上を図りました。

実行委員会① 運営体制について

実行委員の顔合わせ、実行委員長および副実行委員長の選出、運営スケジュールの確認などを行いました。

実行委員会② 作品実見のグループワーク

5名ずつのグループに分かれ、各実行委員が持ち寄った作品を一つひとつ鑑賞し、作品の魅力や特徴を見つけ、語り合い記録するグループワークを行いました。

実行委員会③ 作品実見のグループワーク発表

各グループの代表者が、作品実見のグループワークで話された感想や気づきなどと併せて、持ち寄られた作品の紹介を行いました。

実行委員会④ 各担当の協議

図録担当は仕様の検討、展示担当は出展作品の確認と展示構成の検討、広報担当はメインビジュアルに使用する作品の選出と広報計画の検討、催事企画担当は関連イベントの検討を行いました。

実行委員会⑤ 各担当の協議

図録担当は仕様案の作成、展示担当は展示・キャプション案の検討、広報担当はプレスリリースの作成、催事企画担当は関連イベントの検討を行いました。

実行委員会⑥ チラシデザイン決定／各担当の協議

チラシデザイン案について意見交換を行いました。その後、図録担当は寄稿文依頼者の選定、展示担当は展示構成の検討、広報担当はプレスリリースの作成と広報施策の検討、催事企画担当は関連イベントのギャラリートークの進行について協議を行いました。

実行委員会⑦ 各担当の協議

図録担当は校正作業、販売促進用のポップ作成、展示担当は搬入スケジュール、キャプション、館内配付資料について協議、広報担当はSNSの活用について協議、催事企画担当は関連イベント(主にパフォーマンス)について検討を行いました。

実行委員会⑧ 開催経過報告

来場者数、イベント開催状況、メディア掲載状況について開催経過報告を行いました。

実行委員会⑨ 開催経過報告

来場者数、イベント開催状況、メディア掲載状況について開催経過報告を行いました。催事企画担当で検討した勉強会の講師依頼について意見交換を行いました。

実行委員会⑩ 開催報告

開催結果の報告を行い、展覧会の開催結果や実行委員会の運営について振り返りました。



施設職員によるギャラリートーク

滋賀県施設合同企画展実行委員による、作者が創作をはじめたきっかけや作品を生み出す方法など「創作のはじまり」をテーマにしたギャラリートークを4回実施しました。作者の家族、福祉事業所職員、特別支援学校の教員、ギャラリー関係者、本展のような取り組みをはじめようとする県外の団体なども参加されました。各回、参加者から自然と質問が投げられ、活発な意見交換が見られました。

プログラム参加者の声

全19回のプログラムに、のべ366人の方に参加いただき、たくさんの意見、感想をお寄せいただきました。ここではその一部を紹介します。

山田 菜津季 さん

社会就労センターあおぞら
支援員

[参加プログラム]

滋賀県施設合同企画展(参加型展示会)



各施設から出てくる様々な作品を見て、どのように展示すれば本人の思いや作品の本質が伝わるかを考えながら、展覧会の準備を進めています。その過程で、日常に埋もれた自身の感覚を呼び戻し、作品に対して正面から向き合っ、自身のやるべき支援のことを考えます。目の前の一人ひとりの表現を取りこぼさず受け止めた。そこから知り得ることも多い。こんなことを再認識させられる場が私にとってのing展です。

橋本 悦子 さん

社会福祉法人 美輪湖の家
きりり庵 支援員

[参加プログラム]

創作現場体験研修会②(受け入れ施設)



芸術作家と障害のある方の創作から、触発し合うのでは?と考えていたところ、作家側からも創作で交流が図れないかと話をいただき、造形活動を実施しました。創作に関する知識と障害に関する知識を出し合う事で、その人その人の特性に合う作品が生まれ、創作に消極的だった方も自発的に取り組む姿が見られました。また、社会との共生を感じられる機会にもなっています。



障害のある作者の権利を考える研修会 参加者

今回、初めて著作権の研修に参加しましたが、すごく勉強になりました。今後、自分が働いている事業所でも役に立てることが聞けました。



創作現場体験研修会 参加者

参加させていただき、ありがとうございました。ワークショップや利用者との関わりが楽しく、「アート」として身構える前に、今日みたく楽しむことだなと体感しました!



創作現場体験研修会 参加者

温かな雰囲気、穏やかなペースでのそれぞれの活動に取り組まれる姿に感心しました。広いスペースではないが、一人ひとりの特質にあった一角が確保されていて居心地が良さそうに感じた。勤務時間内では展覧会や活動を充実させることが難しい現状もうかがえた。

上野 久美子 さん

滋賀県健康医療福祉部
障害福祉課 主事

[参加プログラム]

障害のある作者の権利を考える研修会 講師



今回研修に参加された方は、作者の著作権に関して取り組みの差こそあれ、すでに意識されている方々だと思います。まだまだ県のガイドラインや著作権については認知が進んでおらず、研修に参加されていない事業所の方が少しでも多く、こういった研修に参加し、施設内で話題にいただくことが作者の権利擁護を広める第1歩だと考えます。

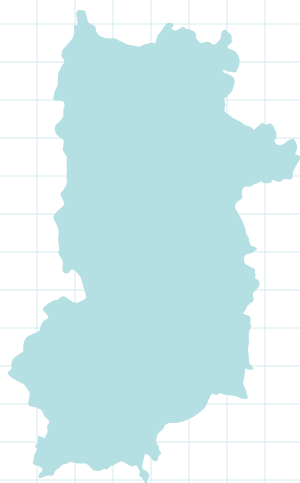
現場ですぐに活かせる研修プログラム

滋賀県における支援人材育成の成果と課題

作者の権利を守る研修会では、法律家による著作権の講義、滋賀県が策定した「著作権等保護ガイドライン」を活用して作品取扱規程を整備した福祉事業所による実践報告、実際に作品取扱規程を作成するグループワークの3つのプログラムを実施しました。これらの研修を通して、作者の権利保護の大切さやガイドラインを活用することで作者が安心して造形活動を行える環境づくりを進めることができることを理解していただき、作品取扱規程整備のプロセスをグループワークで体験してもらいました。福祉事業所の担当者に段階的に学んでもらえるプログラムを設定したことで、アンケートには、「著作権や所有権の基礎を知ることができた」や「滞っていた作品取扱規程整備の手立てが得られた」という感想が寄せられました。

また、造形活動の実施方法に関する研修会では、美術系大学の学生(OB・OG)や、アーティストと連携して活動する独自性の高い福祉事業所を会場に造形活動体験や意見交換を行いました。造形活動体験では、利用者と職員、講師との交流を深めるための手法としてワークショップが紹介され、造形活動の環境づくりへの配慮を肌で感じる事ができたと同時に、意見交換では、活動をマンネリ化させないための工夫や利用者への声かけの仕方が話題となるなど、美術関係者と参加者で活発な情報交換がなされました。美術の専門家と交流するなかで学んだ支援方法などは、すぐに活用できるという実感がアンケートでも寄せられました。どちらの研修会も参加者の満足度は高く、今後もこのような研修を続けてほしいという要望が多くありました。

一方、研修会の周知方法については課題が残りました。今年度、権利保護と活動体験の研修会を併せて5回実施しましたが、それぞれ個別に企画し、周知をしたため段階的に学ぶプログラムとなっていることが伝わらず、結果として参加人数にばらつきが出ました。次年度は、一連の研修プログラムとして1枚の広報媒体を作成し、周知を図りたいと思います。



奈良県

Nara

人口:1,403,034人

県庁所在地:奈良市

面積:3,691km²

障害者数:80,009人

高齢化率:26.7%

奈良県の現状と課題

奈良県には世界遺産である東大寺、春日大社など寺社仏閣や古い街並みが県内全域に点在しており、歴史的文化の豊かな観光都市です。一方で大阪や京都などの周辺都市のベッドタウンであり、企業が少なく、他府県で働いたり文化を享受する傾向があり、同時代の視点で奈良独自の新たな芸術や文化の創造が起きにくいのが現状です。しかしここ数年、寺社や商店街を舞台にしたコミュニティアートプロジェクトも各地ではじまり、独自の文化が発展しています。

障害者の芸術活動は、2011年度から県の主催で「奈良県障害者芸術祭 HAPPY SPOT NARA」が開催されています。多くの障害者が芸術活動への参加や発表の機会をつくることで創作意欲が高まり、芸術活動をはじめめる事業所が増えつつありますが、社会的な位置づけや継続した取り組みは充分とは言えません。専門的な立場で関わる人が少ないため、継続して障害者の芸術活動を支援していくことが困難です。また、展覧会や発表の機会は奈良市のある県北部に集中し、中部地域や山間部の南部においては、創作のサポートや発表の機会、情報が行き届かないという地理的な課題もあります。



たんぽぽの家より生駒山系を望む。奈良は山に囲まれた盆地で、生駒山を越えるとすぐに大阪。



奈良・東北の障害者の作品で構成されたビッグ幡(68ページ参照)が東大寺にはためく。

プログラムの 構成とねらい

たんぽぽの家では障害のある人が十分な創作活動ができるよう、奈良県全域の福祉事業所から創作活動の現状や課題をくみ上げるニーズ調査を行いました。この調査をもとに、支援者の権利に関する知識の提供、活動や技術のレベルアップやノウハウの学べる研修を組み立てました。導入編として先駆的で独創的な創作活動に取り組んでいる関西各地の施設見学ツアーを実施。さらに創作や発表などアートマネジメントについて学ぶセミナーや、より深く学びたい方向に向けて3日間のインターンシップも行いました。

そして、実践編としては「みんなでつくる展覧会」と題して、参加型展示会をつくりあげました。

また、著作権については「障害のある人のアートと著作権に関するセミナー」として3回シリーズのセミナーを開催。奈良市のある北部地域だけでなく中部地域でも開催し、広く参加を呼びかけました。

これらの取り組みのなかで、障害のある人の創作活動を支援したい人や障害のある当事者の表現活動を通じた自己実現の重要性を再認識しました。そこで仕組みや体制、画材や環境、発表の方法などの事例を集めたハンドブックを作成・配布、活動の充実や意識の向上を目指しました。

開催実績

施設見学ツアー

[第1回] 2014.12.11(※)10:00～17:00/見学先:青葉仁会(奈良)・やまなみ工房(滋賀)/10人参加

[第2回] 2015.1.30(金)10:00～17:00/見学先:アトリエコナス(大阪)・片山工房(兵庫)/10人参加

セミナー

[創作環境を整える] 2015.1.17(土)13:30～17:00/25人参加

[発表の機会をつくる] 2015.1.18(日)13:30～17:00/20人参加

会場:たんぽぽの家アートセンターHANA(2回とも)

インターンシップ

[全3回] 2015.1.15(※)～17(土) たんぽぽの家アートセンターHANA/6人参加

障害のある人のアートと著作権に関するセミナー

[Vol.1|基礎知識編] 2015.2.19(※)18:00～20:00/アートスペース上三条(奈良市)/25人参加

[Vol.2|展示・発表編] 2015.2.28(土)15:00～17:00/かしはら万葉ホール展示ギャラリー(橿原市)/35人参加

[Vol.3|二次使用・商品化編] 2015.3.10(日)18:00～20:00/たんぽぽの家アートセンターHANA/31人参加

みんなでつくる展覧会

(ちょっとみてみて! =福祉施設職員が出会った表現と日常展=)

[第1回] 2014.12.18(※)18:00～20:00 [第2回] 2015.1.9(金)18:00～20:00

[第3回] 2015.1.21(※)18:00～20:00 [第4回] 2015.2.5(※)18:00～20:00 [第5回] 実践(展覧会運営)

会場:たんぽぽの家アートセンターHANA(第1回～第4回)/20人参加

[展覧会①] 2015.2.17(※)～2.22(日)/アートスペース上三条(奈良市)/225人入場

[展覧会②] 2015.2.27(金)～3.1(日)/かしはら万葉ホール(橿原市)/219人入場



施設見学ツアー

一人ひとりの能力を最大限活用できる方法を模索し、創作活動に取り組んでいる関西の4つの障害者福祉施設への見学ツアー。アトリエやギャラリーの見学、各施設の施設長や担当スタッフからの創作活動に対する信念や運営方法についての話を通し、いきいきと表現できる環境づくりに触れました。



セミナー(アートマネジメント)

アートを通して福祉施設がより魅力的になるよう、創作活動に必要な仕組み、環境、また展覧会や商品展開などのアウトプットの方法を学ぶセミナーを実施。さまざまな分野の講師を迎え、先駆的な事例をもとに福祉施設におけるアートマネジメントの基礎を学びました。

創作環境を整える

講演[50分]「なぜ芸術活動を行うのか」

早川 弘志((社)福やまなみ会やまなみ工房 副施設長)

講演[50分]「多様な障害を支える環境づくり」

藤井 克英(たんぽぽの家アートセンターHANA
ワークプログラム・コーディネーター)

佐藤 拓道(たんぽぽの家アートセンターHANA
ケア・コーディネーター)

講演[50分]「アートとコミュニケーション」

佐久間 新(ジャワ舞踊家)

ディスカッション [40分]

発表の機会をつくる

講演[60分]+ディスカッション [20分]

「展覧会を企画する／魅力的に作品をみせる」

吉永 朋希(たんぽぽの家アートセンターHANA
アートプログラム・コーディネーター)

講演[60分]+ディスカッション [50分]

「作家・作品をプロモーションする」

池崎 多佳子(Port Gallery T 代表)

インターンシップ

実践現場を体験する3日間のインターンシッププログラム。障害のある人、一人ひとりに向き合ったアート活動の支援をしている「たんぽぽの家アートセンターHANA」にて、参加者は実際にHANAのプログラムに入りながら、制作環境や仕組みづくりを体験しました。

1日目(終日) アトリエの体験プログラム

〔ディスカッション〕参加者とたんぽぽの家スタッフの意見交換

2日目(終日) フェルト・陶芸の体験プログラム

〔レクチャー1〕アートとケアの関わりについて
〔レクチャー2〕作品の記録と保管、額装や展示について

3日目(午前) グループディスカッション

〔グループディスカッション〕3日間の振り返り

各プログラムでは、見学、参加しながら、障害の特性にあわせた環境づくり、画材や自助具の工夫について学びました。レクチャーでは各テーマについて、現場の視点での具体的なポイントを知りました。また、たんぽぽの家スタッフへのインタビューやディスカッションを通し、さらに学びを深めました。



インターンシップの様子

障害のある人の アートと著作権に関するセミナー

作品を展示するとき、販売するとき、商品に展開するときなどの著作権について学びました。専門家の話や福祉施設や企業などの多様な取り組みの事例から、著作権に関する知識を身に付け、障害のある人の表現や個人の尊厳を守る方法について学び合いました。弁護士をゲストに迎えた質疑応答の時間を設け、普段の疑問にも答えました。



Vol.1 基礎知識編

講演[40分]

「障害のある人のアートと著作権について
—専門的視点から」

田中 啓義(登大路総合法律事務所 弁護士)

講演[40分]

「福祉施設におけるアート活動と著作権について
—現場の視点から」

藤井 克英(たんぽぽの家アートセンター-HANA
ワークプログラム・コーディネーター)

質疑応答/ディスカッション[40分]

障害のある人のアート活動に関わる基礎的な著作権の知識を、専門家のレクチャーと福祉施設での事例報告を通し、学びました。著作権や成年後見制度とは何か、権利を守り表現を社会につなぐために何が必要かを考えました。

Vol.2 展示・発表編

講演[60分]

「作家の支援と作品の販売について
—ギャラリストの視点から」

野村 ヨシノリ (Gallery OUT of PLACE)

質疑応答/ディスカッション[60分]

ゲスト: 田中 啓義(登大路総合法律事務所 弁護士)

現代アートのギャラリー主宰者より、ギャラリーと企業、コレクター、美術館などのそれぞれの関係性、世界と日本のアートマーケットについて紹介いただきました。その上で投機的価値としてだけではないアートの存在意義、障害のある人の作品の可能性についてレクチャーを行いました。その後、Vol.1に引き続き弁護士も参加し、現代アートの事例から著作権と所有権の関係性について解説するなど、前回よりも踏み込んだ話に展開しました。

Vol.3 二次使用・商品化編

講演[30分]

「障害のある人がアートを仕事にできる
環境づくりについて —中間支援組織の視点から」
エイブルアート・カンパニー

講演[40分]

「コラボレーションと著作権について
—企業の視点から」
芦田 晃人((株)フェリシモC.C.P
「UNICOLART(ユニカラート)」代表)

質疑応答/ディスカッション[50分]

田中 啓義(弁護士・登大路総合法律事務所)

障害のある人のアートを商品等につなげる中間支援組織エイブルアート・カンパニーの事業を紹介しました。その後、障害のある人のアートを使用した商品展開や福祉施設でつくられたクラフト品を扱うフェリシモの方より、企業の立場から福祉施設との綿密な確認を重ねての契約、企画にあわせてその都度交渉される対価に関する契約方法を紹介いただきました。また、弁護士からは誰しもがもつ人権をどう保障していくか、制作者の幸福追求のためにアートを広げていく必要性について話がありました。



著作権セミナーの様子

みんなでつくる展覧会

コンセプトづくりから展示まで、展覧会開催までのプロセスを実際に経験しながら学ぶ研修プログラム。奈良県内の福祉施設職員が集まり、レクチャーと企画会議を重ね、展覧会「ちょっとみてみて！ 福祉施設職員が出会った表現と日常展」を開催。福祉施設職員が現場で日々感じている豊かな世界や日常を発信しました。

第1回

展覧会開催にむけて

「表現とはなにか」レクチャーと事例紹介

講師の森口さんより、ご自身の作品紹介とともに「生活のなかから生まれるアート」など、表現や発表の根底にあることをお話いただきました。その後、今後の方向性について話し合いました。

第2回

テーマ決め

＜福祉施設の現場にある気になる表現＞について参加者から発表

前回の宿題として出していた“福祉施設の現場にある気になる表現”を参加者同士で持ち寄りました。具体的な作品から行為まで、幅広い「発見」が集まりました。展覧会のテーマが「福祉施設の職員の視点」に決まりました。



▶集中して展示作業に打ち込む参加者



〔参加団体〕

(社福)いこま福祉会 かざぐるま
(社福)以和貴会 我楽(GALA)
(社福)在友会 アトリエ創佳舎
(社福)総合施設美吉野園 大淀授産所・吉野学園
(社福)萌 コミュニティスペースはな
(社福)大和郡山育成福祉会 ひかり園
(社福)わたぼうしの会 たんぽぽの家アートセンターHANA

〔講師・展覧会監修〕

森口 ゆたか(美術家/NPO法人アーツプロジェクト代表)

第3回

具体的なアイディア交換

作品の保管、搬入出、展覧会の広報について

いよいよチラシデザインの検討や作品の準備など、展覧会をイメージした話が増えてきました。展示経験者のエピソードを共有し、それぞれの展示プランを考えることになりました。

第4回

展覧会プラン検討

展示方法や、伝える工夫について

展示会場の模型を前に、展示イメージを固めていきます。作品の性質によって見せ方を検討したり、作品だけではなく、自分たちの思いをどう伝えるか、どのように展示に反映させるかを考えました。

第5回

搬入／展示作業

実際に作品搬入から展示作業まで、サポートスタッフも手伝いながら参加者自身で行いました。プランに沿いつつも来場者の視点で見やすい展示を心がけ、学んだ展示方法をいかしながら仕上げました。



◀コンセプトについて何度も議論を重ねる

プログラム参加者の声

全13回のプログラムに、のべ182人の方にご参加いただき、たくさんの意見、感想をお寄せいただきました。ここではその一部をご紹介します。

弟子丸 美映 さん

NPO法人大空の家 福祉作業所「大空の家」

[参加プログラム] インターンシップ

どのスタジオに行ってもドキドキワクワクしました。スタジオごとにメンバーさんへの関わりや接し方の違いがあり、興味深かったです。よい作品をつくるには、よい環境づくりも必要だし、よい関係を築くことも大切だし、何よりその人自身を知ることが一番大切なのだと感じました。参加を通じ、仲間と出会えたことも嬉しく思います。

阿曾 麻里生 さん

社会福祉法人
いこま福祉会 かざぐるま

[参加プログラム]

みんなで作る展覧会



私たちの仕事はスタッフの考え方や取り組み次第で限りなく広がっていくことを実感しました。今回、作品そのものを展示するにとどまらず、生活や創作の過程に光をあてることで作品の中に時間やストーリーを感じ、より身近に愛着を持って観てもらえたのではないかと思います。受動的に手を差し伸べる福祉から一歩踏み出して、より挑戦的な福祉の在り方を展開できたと感じます。



会場の模型を見ながら展示をイメージ

中谷 有香 さん

社会福祉法人 青葉仁会
あおはにの家

[参加プログラム]

障害のある人のアートと著作権に関するセミナー



今回は、作品の出展や販売において、施設内での整備の方法について学ぶために参加しました。基本的な著作権や所有権についての弁護士さんのお話はとてもわかりやすく勉強になりました。アート活動を行う現場で同じような悩みをもつ方々が他にもいらっしゃることを知り、こうした悩みを共有できる場があればいいなと思いました。

セミナー「創作環境を整える」参加者

いろいろな制作活動や作品、利用者の表情、空気感そのものにとってもわくわくしました!!!
自由な常識にとらわれない発想は現場スタッフの場づくりが非常に重要になるのだということを知ることができました。

セミナー「発表の機会を作る」参加者

これから作品展をしようと思っていたので、とても勇気をいただきました。学んだことを活かし参考に使っていただきたいと思います。

セミナー「発表の機会を作る」参加者

福祉側の視点だけでなくギャラリーの方の芸術側の視点の話も聞くことができ立場によって考え方も少しずつ異なるということを感じました。幅広いお話が聞け、とても勉強になりました。



セミナーの様子

継続したサポートに向けた 支援ネットワークと実践の機会

奈良県における支援人材育成の成果と課題

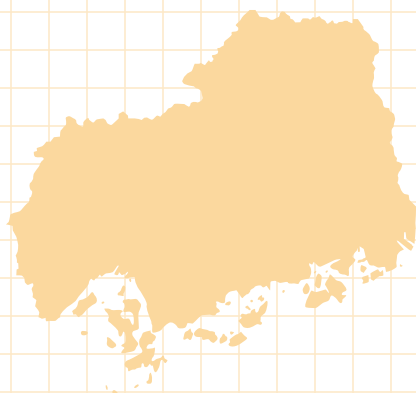
今年度はニーズ調査をもとに芸術活動の意義や位置づけを明確にし、ネットワークの構築を目指し、研修事業を組み立てました。まずは先駆的で独創的なアート活動を行う関西圏内の4つの施設への訪問、施設職員・学生を対象にしたインターンシップによる研修、創作環境や発表の仕方などアートマネジメントの基礎を学ぶセミナーの開催、そして実践的な活動として参加型展示会を開催、さらに専門家による著作権の基礎を学ぶ研修を実施しました。

施設見学やインターンシップでは、参加者が今後の活動の方向性を考える機会となりました。創作環境を整え、作品のアウトプットを学ぶセミナーでは、専門家の意見やアイデアから活動のヒントを得ることができました。

参加型展示会では、すでに芸術活動に取り組む事業所や関心のある事業所を含め8団体が参加。コンセプトやタイトル、出展作品を決定し、展示、空間づくりまで、一連のノウハウを学ぶ機会となりました。福祉施設職員だからこそ知り得る利用者の驚きや魅力あふれる日常や世界を紹介するという今までにないコンセプトで、メディアにも大きく取り上げられました。県北部と中南部で2ヵ所巡回し、会期中にギャラリートークや施設長・理事長によるトークセッションを行うことで、各法人内での意識を高め、結果的に多くの施設職員や利用者、保護者が足を運んだことは、今後、福祉施設などが全体で芸術活動の意義を考える機会になると期待しています。

著作権セミナーは、人権をベースにした権利保護の基本的な考え方の指針を学ぶ場となりました。支援者だけでなく障害当事者の参加も多く、これらの研修を通して、多くの参加者とネットワークができたことは大きな収穫です。

課題として、施設内での共有や普及を行う仕掛けが必要だと感じています。また奈良県外、遠くは海外からも多数の問い合わせや参加がありました。今後も県内外問わず、継続的な相談支援や研修を実施していきます。さらに個人で活動する人への情報提供や、サロンのように気軽に集まれる場所づくりも検討する必要があります。今後は県民や企業など地域からの支援やアプローチの提案、障害者の芸術活動を通して豊かで魅力的な地域の発信を強化していきたいと思います。



広島県 Hiroshima

人口:2,876,300人
県庁所在地:広島市
面積:8,479km²
障害者数:119,178人
高齢化率:26.2%

広島県の現状と課題

広島県においては、2001年よりひゅーるぽんが主催団体となり、中国5県の障がいのある人の作品公募展「アート・ルネッサンス」を毎年開催してきました。この歴史のなかで障がい者アートを支援する施設職員、学校教員、保護者、指導者のネットワークが構築され、支援者向け「アートセミナー」の開催、鳥取県へのアートセミナー講師派遣、さらには、平成21年度厚生労働省障害者自立支援調査研究プロジェクトへつながるなど広がりを見せています。県内でも、2011年福山市に「鞆の津ミュージアム」が開館、2012年より広島県が主催する「あいサポートアート展」がはじまるなど、障がいのある方の表現を発表する場が増えています。作品の質の高まり、障がい者の芸術活動への参加の促進、障がい者芸術の認知度および支援者の広がりなども加えると、作品展を起点として数多くの成果が生まれたと感じています。その一方、アートを美術館などのアート専用スペースで展開していくことの限界や課題、福祉的視点に重きを置いた発表だけにとどまるアート展の出現や安易なアートの転写販売などへの危惧を感じるのも事実です。さらに、現場からは、アート活動の展開方法や指導法、環境づくりなどの基本的な疑問に加え、アートを製品化して二次利用するための手法や権利保護に関する助言、あるいは総合的なアート活動推進のためのプラットフォームづくりを求める声も多く上がっています。



広島市中心部



島しょ部(瀬戸内海)

プログラムの構成とねらい

作品展「アート・ルネッサンス」を継続開催する過程において、障がいのある人が生み出すアートにおもしろさと可能性を感じてきました。彼らの創作には、本人の表現をしたいという思いはもちろん、その作品のみならず創作過程や環境をも大切にしたいと考える支援者、つまりサポーターの存在も重要であると考えています。今回企画したセミナーでは、彼らのアートを「つくる」「広がる」「そばにおく」の3つのステップでとらえています。まずは彼らの自己表現を大

切にした創作環境整備や支援について、そして生み出されたアートが社会や人々の生活へと広がっていくおもしろさとその可能性について、学び合う場をつくることを目的としました。ワークショップを通して、表現することを楽しみ、現場での創作活動を広げ、研修では創作における知識や社会に伝えていく手法、そしてアートの新しい展開について、専門家や先駆的な活動を行っている実践家と学びたいと考えました。研修はサポーター対象で、ワークショップは、サポーターとアート活動に取り組む障がいのある人を対象としました。

開催実績

つくる編 ひゅーるアートセミナー

2015.1.10①9:45～17:00／アートギャラリーミヤウチ(廿日市市)／16人参加

広がる編 ひゅーるアートセミナー

2015.1.17②10:15～17:00／福山市ものづくり交流館(福山市)／20人参加

そばにおく編 ひゅーるアートセミナー

[ワークショップ] 2015.2.6③9:00～18:00／まちづくり市民交流プラザ(広島市)／5人参加

[講座そばにおく1] 2015.2.8④9:45～17:30／旧日本銀行広島支店(広島市)／14人参加

[講座そばにおく2] 2015.2.11⑤13:20～17:00／まちづくり市民交流プラザ(広島市)／15人参加



つくる 編

ひゅるる
アートセミナー

障がいのある人が表現をする時に必要な視点と知識について学びます。構図や表現手法にはじまり、画材の効果的な利用方法、アーティストの個性に合わせたサポート事例、創作活動に関する権利の基礎知識までカバーした、創作活動に活かすための実践的なセミナーです。

ワークショップ [90分] 描き方とその効果について

講師：松尾 真由美（広島市立大学芸術学部美術学科 講師）
床いっぱいの大きな紙に筆、ローラー、スポンジなどを使って、実際に体を動かしながら自由に絵を描くワークショップ。色の重なりや白抜きの効果などさまざまな描き方を通じて、表現の楽しさや広がりを体験しました。参加者からは「現場でも取り入れたい」という声が多数聞かれました。

研修① 自己表現としてのアート [75分] アート・ルネッサンス入選作品から見る

講師：濱田 俊彦（画家/前比治山大学短期大学部美術学科 教授）
障がいのある人の表現をどうとらえるのか。過去のアート・ルネッサンス入選作品を例として、その自由な構図や色使いについて解説いただき、彼らの表現の魅力、そして大切にしたいことについて考えました。

研修②[60分] 表現と権利

講師：寺尾 文尚（広島県知的障害者福祉会 ひとは福祉会 理事長）
三浦 友美（弁護士）
「サポーターが手伝った作品は誰のものなの？」「アニメのキャラクターを描いた作品、展覧会に出していいのかな？」など、作品の創作に関わる権利について基礎からわかりやすく学びました。

研修③[90分] “つくる”そして“みせる”へ

講師：加藤 宇章（アトリエばお造形教育研究所 代表）
ホルベイン工業株式会社（画材専門店）
画材の選択により表現はもっと豊かになります。画材の特性と使い方、そして作品の保管方法などについて専門家から学びました。また、同じ作者の絵を時系列に並べ、周囲のサポートとともに成長していく過程を検証しました。

広がる 編

ひゅるる
アートセミナー

先進的な取り組みで知られるミュージアムの実例をもとに、作品を社会に発表する方法や工夫を学びます。また、それにともなう権利について法的な側面から考えます。ワークショップは、身近な材料を使い、発想次第で無限に広がるおもしろさを参加者自身で体感するプログラムです。

ワークショップ [120分] ビニールから生まれる バルーン・スカルプチャー

講師：加藤 宇章（アトリエばお造形教育研究所代表）
ビニール袋をつなぎ合わせ、個性的な立体物に変身させていきます。出来上がりをイメージするワクワク感と、変身した時の驚きを体験し、楽しみました。各テーブルで工夫を凝らした作品が浮かび上がるたび、歓声があがりました。

研修③[120分] “つくる”から“広げる”

「実践報告」[各40分]
講師：櫛野 展正（鞆の津ミュージアム キュレーター）
藁戸 さゆみ（ボードレス・アートミュージアムNO-MA 学芸員）

法律講座「“作品のアウトプットと権利”」[40分]
講師：三浦 友美（弁護士）

実践報告では、アートを広げるための仕組みと仕掛けについて、先駆的に活動されているお2人にお話いただきました。障がいの有無を越えて作品を展示することで社会に多様な価値観を生み出す取り組みなどについて学びました。法律講座は、作品を展示する時に発生する権利や契約などについて、前回よりもさらに具体的な内容となりました。



【つくる編】研修③

そばに おく編

ひゅーる
アートセミナー

近年、障がいのある人のアート活動が仕事として注目されています。アートやデザインの領域における彼らの作品の可能性を探りながら、展示や製品化、都市展開の際に知っておくべきことを具体的な例を挙げながら実践的に学んでいきました。

ワークショップ 魅力的な展示とは

講師：加藤 宇章（アトリエばお造形教育研究所 代表）
松尾 真由美（広島市立大学芸術学部美術学科 講師）
今井 みはる（(公財)みやうち芸術文化振興財団 学芸員）
公募作品展「アート・ルネッサンス2015」の展示作業を通して、作品展の企画方法から、作品をいっそう輝かせる展示の仕方について学びます。参加者は作業中、普段の仕事について話をしたり、作品の前でアート談義がはじまるなど交流が深まる場面があらわらで見られました。



【そばにおく編】研修①



【広がる編】ワークショップ

以下のプログラムを3日にわたって実施しました。

- 1日目[ワークショップ]
- 2日目[講座①] 研修①～③
- 3日目[講座②] 研修④・⑤

研修①[90分] デザインとして活用する

講師：吉田 幸弘（広島市立大学芸術学部デザイン工芸学科 教授）
川口 隆司（NPO法人ひゅーるぼん 代表）
アートをデザインとして活用した製品開発のプロセスから、その意味と効果、そして手法について学びました。福祉現場職員とデザイナーや学生との協働で生まれる発想はとてもユニークで、実際の製品を手にとった参加者からさまざまな質問が飛び交いました。

研修②[90分] まちづくりとアート

講師：中村 圭（広島市立大学芸術学部デザイン工芸学科 講師）
今井 みはる（(公財)みやうち芸術文化振興財団 学芸員）
都市空間を活用したアートイベント（作品展や地域の商店とのコラボレーション、アートを活用した製品・体験映像展示など）を展開中の街に参加者全員で歩き、その効果を体感しました。アートの普及とまちづくりについて自由に意見を述べ合いました。

研修③[120分] アートの二次利用と権利

講師：加藤 直規（知的財産研究家）
アート作品を使って製品化する際に必要な知識や価格設定方法など、アーティストの権利と契約について具体的にわかりやすく学びました。参加者の質問にも答えながら進み、実践的な内容になりました。

研修④[80分] アートを仕事にする

講師：寺本 眞澄（京都市ふしみ学園 アトリエやっほう!! 施設長）
創作活動について、仕事としての展開の工夫を「京都市ふしみ学園」の中でアート班として活動されているアトリエやっほう!! から、学びました。利用者一人ひとりの個性や思いを大切に作る創作活動が印象的でした。

研修⑤[80分] アートをデザインする

講師：柊 伸江（ダブディビ・デザイン 代表取締役）
デザインで福祉とビジネスをつなぎ、商品を発信するダブディビ・デザイン。その実例からアートを大切にしたい魅力ある商品開発、そして福祉現場で職員に求められる力、マーケティング力の磨き方について学びました。

プログラム参加者の声

全5回のプログラムに、のべ70名の方にご参加いただき、たくさんの意見、感想をお寄せいただきました。ここではその一部をご紹介します。

金子 春奈さん 周南あけぼの園 職員

[参加プログラム] 全プログラム

専門家の方々のお話や取り組み、参加者の方々からの活動内容や思いをお聞きすることができ、アート活動についてさまざまな視点で考えることができました。またメンバーと過ごす時間を大切に、制作に寄り添い、一緒に進んでいきたいと感じました。アート活動を通じみんなキラキラ輝いていてほしいです。今後も生み出された表現を大切に、作品発表のお手伝いをしていきたいです。

田村 輝彦さん

鳥取県庁 障がい者アートコーディネーター

[参加プログラム] そばにおく編 講座①

講座では、作品の二次利用(製品づくり)の課題や権利について事例をもとに解説を受け、午後は実際に街の空間(旧駐車場)を利用した現場と雑貨店で作品(バッグ)と対面し、講座で学んだ内容を実際に体験する。同時開催の「アートルネッサンス2014」も鑑賞し、絶妙なプログラム構成と地域との連携のすごさに、関係県として胸を打たれました。



商店街の空き店舗を利用したイベント会場

戸田 朋子さん すだちの家 施設職員

[参加プログラム]

つくる編 研修・ワークショップ参加
そばにおく編 講座そばにおく1

今回の研修は、サポーターとして日々戸惑いを感じていた私にとって、アートに携わる楽しさや観る楽しさを覚えるものでした。また、画材を含めアートに関わる権利や法律の知識が広がり、製作者への助言や製作の工夫がしやすく、障害者の自己表現をサポートすることにつながる研修となりました。今後は、ワークショップなどを通して、より実践的な技術を学べればと思います。

つくる編 研修・ワークショップ 参加者

施設の性格上、普段「こうしなさい」「～してはダメ」ということばかり言っているの、絵を描く、作る等で本人たちを認めてあげることができる取り組みをしていきたいと思った。

つくる編 研修・ワークショップ 参加者

権利についてはサポーターがしっかりと意識を持つことが大切だと感じた。

広がる編 研修・ワークショップ 参加者

さまざまなかたちで、障がいと芸術についての具体的な取り組みを知ることができたので、今後の活動に活かすことができると思う。

そばにおく編 講座①研修 参加者

現在の仕事状況から、アートの製品化まではまだまだ時間がかかっていると思いますが、将来に向けての話が聞け、モチベーションアップにつながりました。

そばにおく編 講座② 研修参加

売れるアート商品について悩むことが多いので、今日聞いたマーケティングのことを参考にしたいと思いました。

障がい者の自己表現とサポーターの支援

広島県における支援人材育成の成果と課題

セミナーを企画するにあたり、創作現場の基本的なことを学ぶ「つくる編」、制作した作品をどういった方法で発表していくかを学ぶ「広がる編」、福祉現場や制作現場で制作した作品をツールとして社会につなげていくことを学ぶ「そばにおく編」の3つのコンセプトで考え、画家、大学の教授・講師、アート教室の先生、弁護士、現場で活躍されている施設職員、デザイナーと多くの方にご講演いただきました。

広島県を中心に、山口県、島根県、鳥取県からの参加があり、長く創作活動を続けておられる施設職員、これから取り組みをはじめようと検討しておられる施設職員、特別支援学校の先生、大学生など、さまざまな方が参加くださいました。

特徴としてセミナー参加者の拠点が、広島市内よりも県内の島しょ部や山間部、また県外の方が多く、こうしたセミナーのニーズが広がっていると感じました。相談支援にも同様の傾向があります。

ワークショップでは、サポーター自身が制作を体験されました。体験を通して、日々の活動のマンネリ化や製品化などについて悩みを抱えていたサポーターが、障がいのある作者を支援していく上で一番大切なポイントである、表現することの楽しさや心の開放感を感じ、これまでの取り組みを見直す機会となったようです。

また、セミナーやランチ交流会を通して、これまで接する機会がなかった人の話や思いを知り、同じ悩みを抱えているサポーターが語り合うことができたことで、とてもよい刺激となり、たくさんのヒントを得られたという感想をいただきました。

障がいのある方が安心して表現することを継続していくには、創作現場に必要な知識や情報の提供はもとより、アートサポーター同士の関係をつないでいくことも、支援人材の育成において必要であると感じ、今後サポーターのネットワークづくりを強化していくことが課題になってくると思っています。

今回、セミナーの広報が遅かったことから、セミナー情報がスムーズに広まっていかなかったことを反省し、受講者からいただいたご意見を参考に、今後のセミナー開催を早い段階で企画していきたいです。

支援人材育成の2側面

支援人材育成の成果と課題

本モデル事業の実施要綱の人材育成部分には「美術活動の支援方法に関する研修と著作権等の権利保護に関する研修を行う」と示されています。この2つのテーマに沿って、各実施地域の実情に合わせた様々な取り組みが行われました。これらの取り組みを見渡すと、2つのテーマそれぞれに共通するプログラムが見えてきたような気がします。

まず、美術活動の支援方法に関する研修で多く取り組まれたのは、先進事例の見学や活動体験です。障害者の芸術活動支援を「画材の選び方」や「作品の展示」、「商品化」など様々な場面で切り取り、それぞれの有識者による講演やワークショップが展開されました。たんぽぽの家ではそれに加えてより深く学びたい人を対象にインターンシップを実施していたことは興味深いと感じました。さらに、要綱上は支援人材育成とは別に位置づけられていた、参加型展示会や関係者のネットワークづくりがより実践的な人材育成の場としても活用されていたことは特筆すべきでしょう。

次に、著作権等の権利保護に関する研修では、法律家や有識者から著作権を学ぶ講座を基本とし、販売や二次利用の場面における手続きや配慮、福祉事業所や企業からの実践報告を学ぶプログラムが展開されていました。また、グロー（GLOW）では、福祉事業所内での権利保護に関するルールづくりを行うワークショップが実施されていたのが特徴的でした。

全国でも先進的に障害者の芸術活動支援に取り組む5つの実施団体が展開した研修プログラムはいずれも大変興味深いものとなっています。今後は、これらの実践を踏まえ、造形活動支援者の育成にはどのような研修プログラムが必要なのか、引き続き検討していきたいと思います。

第Ⅲ部 権利保護

障害者の芸術活動支援において、作者の権利保護のためにはどんな取り組みが必要でしょうか。5つの実施団体に取り組んでいる権利保護の事例を紹介します。

無料法律相談や作品の商品化、福祉事業所への権利保護に関するルールの普及など、多様な取り組み事例から共通点が見えてきます。



障害のある人のアートを仕事につなぐ仕組み

迷いのない線、ユーモアにあふれたモチーフなどが魅力のイラストレーターとも呼べる障害のある表現者たちがいます。最近ではこうしたイラストをデザインの素材として使用したいという商用のニーズも生まれ、これを支援するための中間支援組織も生まれてきました。

そのひとつである「エイブルアート・カンパニー」は、毎年1回、全国から登録作家を公募し、選考

で選ばれた障害のある作家と契約を結び、作品使用の可能性を広げることに挑戦しています。主な役割は障害のある作家の“著作権マネジメント”。作品の二次利用を仲介し、広告や商品デザインにおいて、作品の反復・色の置き換え・組み合わせなどを可能にし、障害のある作家のアート活動を仕事につなげています。

エイブルアート・カンパニーとは

2000年代に入り、障害のある人の作品に注目が集まるにつれ、「障害のある人の作品をデザインの現場で使いたい」という声があがってきましたが、交渉の窓口がわからなかったり、作家側も「著作権や契約のことがわからない」という課題を抱えていました。

そして、2006年「障害者雇用促進法」の改正と「障害者自立支援法」の施行があり、障害のある人たちが社会で働き、暮らすための社会的基盤の整備が期待されました。しかし現実には、職業領域の選択肢の狭さや雇用をとりまく環境の厳しさなどから、まだまだ就労の機会は限定されています。また、こうした動きのなか、福祉施設の経営現場に「アート活動＝就労につながらない」という価値観の変化がおきていました。自由な領域としてアート活動に取り組んでいた各地の実践者たちのなかにも、アート活動に対するある種のあきらめのようなものが生じ、下請けの作業や食品づくりにシフトするところが増えたのです。そこで、このような時代だからこそ、“アートを仕事につなげる”という逆説的な方法で、アート活

動の価値を問い直そうと考え、2007年、特定非営利活動法人エイブル・アート・ジャパン（東京）、一般財団法人たんぼぼの家（奈良）、特定非営利活動法人まる（福岡）の3つの団体が共同で、中間支援組織「エイブルアート・カンパニー」を発足しました。障害のある人たちの仕事をつくる、そのためにアートを仕事につなげる、結果的にはアートを日々の大切な活動にできる環境づくりに貢献することをミッションとしました。

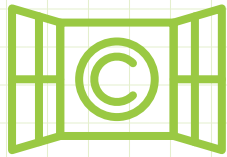
国内には作品の二次利用を支援する中間支援組織がいくつかありますが、ここではそのひとつとして、エイブルアート・カンパニーの活動を紹介します。

エイブルアート・カンパニー

登録作家および登録作品（2015年3月現在）

登録作家 **86** 人

登録作品総数 **8,268** 点



4つの役割



カンパニーアーティスト(障害のある登録作家)の作品を公開し、著作物使用の窓口となっています。

- ▶登録作品はすべてウェブサイトで公開しています。用途は自由です。作品の部分使用、改変などもご相談ください。
- ▶エイブルアート・カンパニーでは、アーティスト個人と契約をかわし、著作権を守ると同時に、作品を使いたい方がスムーズに使用できる環境を整えています。

各種プロモーション活動を行っています。

- ▶イラストレーションのオーダー制作をお受けします。(アーティスト別に条件が異なりますので、詳しくはお問い合わせください)
- ▶カンパニーアーティストの作品を用いた商品、ノベルティグッズの製作など、あらゆる相談に応じます。
- ▶エイブルアート・カンパニーのオリジナル商品を開発し、販売しています。
- ▶広告や商品のデザインにご利用いただくための営業・商談活動のほか、商業スペースや見本市などでイベントを行っています。



障害のある作家たちのマネジメントに取り組んでいます。

- ▶障害のある作家の公募と選考を行っています。
- ▶使用実績に応じて、カンパニーアーティストに著作権使用料を支払っています。

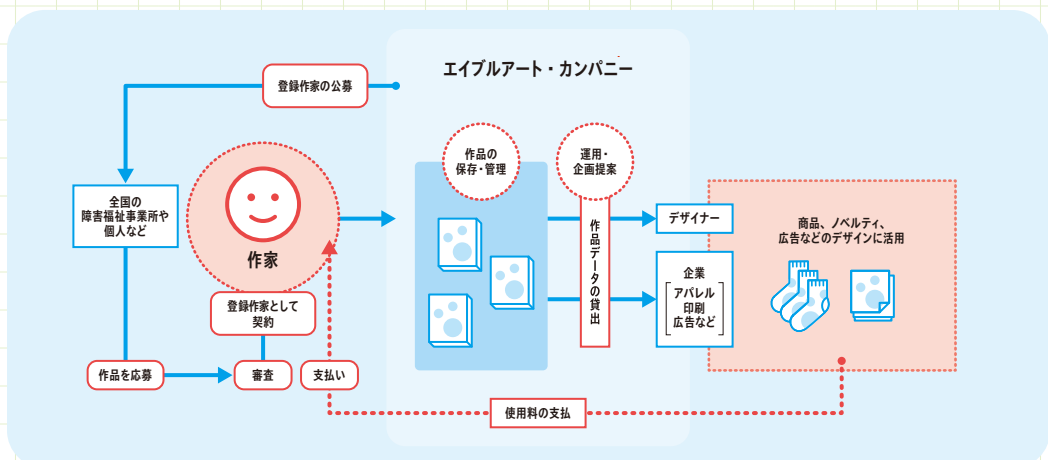


エイブルアート・カンパニーの活動に関する講演活動、研究会・フォーラムを開催しています。

- ▶カンパニーアーティスト、事務局スタッフ、またはデザイナーや使用者(企業)の方などが登壇するプログラムを企画・運営しています。

アーティストの公募

毎年1回、おおむね10月から12月にかけて実施しています。募集期間中、郵送およびウェブサイト上で、「募集要項」と「応募用紙」を配布します。



障害者の芸術活動支援事業@宮城(愛称: SOUP)での実践

SOUP*では、原作品を展示するだけでなく、二次利用の実践事例を紹介することにしました。そこで、すでに宮城県在住のイラストレータとして実績のある清水敬太さんに、SOUP主催の研修会の印刷物のビジュアルアイデンティティとなるイラストを描いてほしいと依頼しました。プロセスは右のとおりです。

- 1 打診** イラスト使用の目的・使用方法・描いてほしいテーマ・納期・支払金額・支払方法をまとめ、清水さんが所属し活動する福祉施設を通して清水さんに打診しました。
- 2 制作** 清水さんのイラスト制作にあたっては、福祉施設のスタッフとSOUPのスタッフ、および展示会などのアートディレクターが詳細に連絡を取り合い、清水さんの制作サポートを行いました。
- 3 加工** 清水さんのイラストはSOUPのスタッフがデジタルデータ化し、デザイナーに受け渡しをしました。研修会や展示会のフライヤー(印刷物)に使用したほか、展示会では展示タペストリーのバックグラウンドイラストレーションや什器のテーブルクロスにも採用しました。可能な限り、そのイラストが清水敬太さんによるものであることを示すコピーライトをつけました。
- 4 報告** 清水さんには印刷物などの成果物をお渡しし、展示会の会場でも作品使用についてのご案内をしました。ご家族や所属する福祉施設職員にも案内をすることができました。
- 5 支払** すべての制作が完了したところで清水さんへの支払い手続きに入りました。



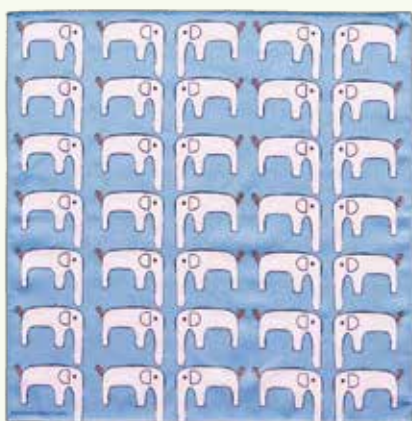
※SOUP(スープ)…宮城県における「障害者の芸術活動支援モデル事業」の愛称です。SOUPという文字には、4つの言葉がかくされています。

「Sign(しるし)」「Open(ひらく)」「Upset(ひっくりかえす)」「Planet(よりそう)」

詳しくは、SOUPウェブサイトをご覧ください。

<http://soup.ableart.org/>

Pick UP Artist



© SHIMIZU Keita

仙台市在住 清水敬太さん(1989 年生まれ)

障害福祉施設「まちの工房まどか」に通所。
2012年の春からシルクスクリーン印刷用のイラスト素材として、モノクロの葎ペンでぬいぐるみなどを描きはじめました。そのイラストをエイブルアート・カンパニーに応募したところ登録作家に選ばれました。

あるとき、「まちの工房まどか」で色軍手をつかってつくられるゾウの人形「パオー」をみて描いた作品が、エイブルアート・カンパニーと取引のあるハンカチ専門店「H Tokyo」と靴下専門店「Tabio」の目にとまりました。作品はパターンとして展開され、2013年秋に商品が発売されました。



課題と展望

二次利用といっても、作家本人がポストカードを製作する場合や家族が記念品をつくる場合なども考えられ、必ずしもビジネス使用だけではない場面も多いと考えます。「障害者の芸術活動支援事業」における相談では、あくまでも二次利用に関するプロセスやルールを把握し適切な相談やアセスメントを行うことが求められます。

ビジネスでの二次利用では、エイブルアート・カンパニーの事例から考えた場合、次のようなプロセスが発生します。**①商談発生 ②ヒアリング ③見積もり ④登録作家へ連絡/作品選定(場合により描きおろし) ⑤契約書の作成 ⑥作品の**

データ化・データ納品 ⑦デザインチェック(創作性に関わる確認) ⑧作家プロフィール作成や取材対応(必要時) ⑨成果物取り寄せ・作家へ送付 ⑩実績の記録 ⑪使用者への請求・領収、 ⑫作家への売上報告・著作権使用料支払いです。ここ数年、福祉施設がこうした二次利用の窓口になり、ファッション分野での作品の採用などが活発になっていますが、あらためて、上記のようなプロセスを踏んでいるのか、また作家との間で実績報告や支払いに関する合意形成が図れているかを確認し、障害のある作家の権利保護を促す役割があると考えます。

法律の専門家をまじえた 相談支援の取り組み

近年、障害のある方の芸術が、日本の新しい文化財産のひとつとして注目されています。そのようななか、作家やそのご家族、周囲の方々から、創作活動を充実させたい、作品をグッズとして商品化したい、契約をしたいがどのようにしたらよいかわからない、などの声を聞くことが多くあります。しかしながら、その想いや質問をどこに伝えればよいのかわからず、解決できないまま終わってしまう現状があります。このような現状を受け、障害のある方の創作にまつわる相談に応え、その活動を支援するために「東京アール・ブリュットサポートセンターRights(ライツ)」は誕生しました。様々な方の想いを受けとめサポートすることを通して、人と人とのつながりを広げていき、障害のある方の創作活動の充実を目指し、Rights(ライツ)は支援をしていきます。

Rights(ライツ)では、法的な助言を直接行うことができないため、各分野の専門家に外部アドバイザーとして協力を依頼し、専門的な視点をもって相談に応じています。相談の内容により法的助言が必要と認められる場合には、外部アドバイザーの弁護士による無料法律相談を紹介しました。



Rights(ライツ)のリーフレット表紙。Rights(ライツ)についての詳細は下記WEBサイトで。
<http://brut.tokyo/>

無料法律相談 実施内容

【実施日】 2014年1～3月 計3回

2014.1.23(金) / 2014.2.13(金) / 2014.3.6(金)

【場所】

社会福祉法人 愛成会 相談室(東京都中野区中野5-26-18)

【相談者】 6組

【対応者】

Rights(ライツ) 相談員 3人

外部アドバイザー 1人(中久保 満昭 弁護士)

【目的】

1 現場の具体的なニーズの把握

相談者と弁護士が直接対面することで、書面でのアンケート調査や電話・メール等では正確に把握することができない、法的助言のニーズを具体的に吸い上げ、相談体制を今後充実させていく上で、あるべき方向性を確認すること。

2 潜在的な相談需要の発掘

専門家(弁護士)による無料法律相談の存在を周知することで、相談窓口への相談の動機付けとし、潜在化している相談者のニーズを掘り起こす。

3 相談員の人材育成

弁護士の法律相談の場にRights(ライツ)の相談員が加わることで、相談窓口の担い手となる人材を育成すること。具体的には、以下のとおり実施しました。

A: 無料法律相談1・2回目では、弁護士の相談者に対する応対を相談員が傍聴し、権利に関する相談の受け方を学びました。

B: 3回目には、前2回の経験をもとに相談員が相談者に対する回答を実際に行い、その後弁護士が相談員の回答をふまえて補足・修正を行うことで、①法的な助言を要する事項(専門家アドバイザーの助言を要する事項)と窓口で回答できる事項の峻別の方法②適切な問答の方法等を学び、相談業務の経験を積みました。

無料法律相談＜まとめ＞

6組の相談者から寄せられた多様な相談のうち、特筆すべき9つの相談について紹介します。

Q₀₁

作品を使用したい時は、誰に許諾を得ればよいのでしょうか。

A 許諾を得るべき相手は、著作権者、すなわち原則として、著作物を創作した人です。ただし、本人の意思能力がないと判断され、契約内容を理解できない状態の人と交わした契約は、法的に無効となるおそれがあります。意思能力がない人と契約をする場合には、法律上は、家庭裁判所に後見人を選任してもらい、この後見人と契約をする必要があります。しかし実務的には、意思能力の有無を判断することが困難なケースもあり、またご親族などの意向で、作品の利用を許諾するためだけに後見人をつけることに消極的な方もいます。このため、本人との契約でよいか否かの判断に際しては、契約内容から判断されるリスクの程度、および本人の状態等を勘案して、個別具体的に判断するほかないでしょう。

Q₀₂

作品を利用したい場合、著作者とどのような契約をすればよいのでしょうか。

A 作品を利用したい場合、利用する著作物及びその利用態様を特定し、許諾料(ロイヤリティ)の有無及び金額、支払条件その他、必要な事項を記載した著作物の利用許諾契約を、著作権者との間で交わしておく必要があります。具体的には、①どの著作物の利用を許諾してもらうのか(作品の写真やコピーを契約書に添付すれば、特定としては最も明確です)、②どんな利用態様について許諾してもらうのか(たとえば商品化であれば、商品の種類、サイズ、使用(販売)期間、販売を予定している商品の個数、商品の小売価格、商品に使用する著作物のサイズなど)等を契約書に明記するのが通常です。実務で使用されている著作物利用許諾契約書のフォーマットを提供しますので、参考にしてください。

Q₀₃

作家の氏名等の情報を作品と共に公表をしたい場合、誰に許諾を取ればよいのでしょうか。

A 作品を公表するか否かを決める権利「公表権」、作家の氏名を公表するか否か、及び公表する場合にいかなる名前で公表するか(本名かペンネームかなど)を決める権利「氏名表示権」は、著作者本人にあります。したがって、著作者本人の了解を得る必要があります。「著作権者」ではなく「著作者」の了解を得る必要があります。両者は通常は一致しますが、著作権が譲渡等により著作者ではない第三者に移転しているようなケースでは、「著作権者」ではなく、「著作者」から了解をとる必要がある、ということに注意する必要があります。以下の「著作者の権利[基礎知識]」を参照してください。

column

著作者の権利[基礎知識]

著作者とは、「著作物*を創作した人」のことで、共同著作物については、共同で創作に関わったすべての人が1つの著作物の著作者となります。著作者の権利は大きく「著作者人格権」と「著作権(財産権)」にわかれます。また、日本ではいずれの権利も著作者が著作物を創作した時点で自動的に発生します(無方式主義)。

著作者人格権		著作権(財産権)
著作者	権利者	著作権者
一身専属権で譲渡や相続はできない		創作時点では著作者にあるが、一部または全部を譲渡や相続できる
公表権	内容	複製権 頒布権
氏名表示権		公衆送信権
同一性保持権		展示権 など
著作者の生存中 著作者の死後も、原則として侵害してはならない	保護期間	原則として 著作者の死後 50年まで

※著作物：71ページ参照

Q₀₄

作品を改変して使用したい場合、著作者とどのような契約をすればよいのでしょうか。

A 著作権法上、著作者には、著作物を「無断で改変されない権利」(同一性保持権)がありますので、著作物を改変して利用したい場合は、著作者の承諾を得る必要があります。その場合には、改変の態様を特定した上で、そのような改変をして利用することについて著作者が了解する旨を、書面で明確にしておく必要があります。

Q₀₈

特定の人の作風をまねて絵を描く場合は、どのような手続きをとればよいのでしょうか。

A 作風自体は、著作権法による保護の対象ではないため、わかりやすく言えば、「雰囲気似ている」程度であれば、特に著作権者の承諾を得る必要はありません。ただし、例えば特定のキャラクターが違うポーズをとっている絵など、原著物に依拠して創作された著作物であることが明らかなものは、原著物の著作権者の承諾を得ることが必要となります。

Q₀₅

作品を販売または購入する際は、どのような契約をしたらよいのでしょうか。

A 「作品を販売」または「購入」という行為は、作品の所有権の移転を目的とする合意をする、ということであり、通常、著作権とは関係がありません。その際には、作品の所有者との間で、作品についての「売買契約」を締結する必要があります。

Q₀₉

作品を使用する際の使用許諾料は、どのくらいが相場なのでしょうか。

A 許諾料については、著作物が持つ価値や作家・作品の知名度等によって千差万別であり、「相場」というものではありません。著名なキャラクターを利用する場合であれば、高額の使用料を払わなければ承諾が得られないことになり、逆に無名の作品をこれから世の中に出し、認知度を高めてもらうことに意義がある、と著作権者側が思えば、無償で承諾する、というケースもあります。要は、著作権者と利用者側とで、条件について合意に至れば、それでよい、ということです。

なお、使用料の定め方の形式としては、「許諾の対価としてXX万円」といった形で、定額で合意する方法、「1個あたり、小売価格のXX%」などと、売上金額に応じた一定料率で定める方法、これらを組み合わせ、最低保証数量(いわゆるMG)を定める方法など、いろいろな定め方があります。いずれの定め方をする場合にも、契約の段階で、使用許諾料が機械的に算定できるよう、明確に合意しておくべきでしょう。

Q₀₆

作家から作品の所有権を譲り受けた作品を二次利用する場合は、契約などが必要なのでしょうか。

A 作品の所有権が移っても、同時に著作権の譲渡がなされていない限り、(一定の例外を除き)作品を自由に利用することはできません。したがって、譲り受けた作品を二次利用する際は、作品の著作権者と著作物利用許諾契約を締結することが必要です。

Q₀₇

作家が亡くなった際、作品の著作権はどのように扱われるのでしょうか。

A 著作権の保護期間は、「映画の著作物」を除き、作家の死後50年間です。したがって、同期間中、著作権は存続し、著作権者が亡くなった場合、著作権は、相続により承継されていくことになります。



外部アドバイザーからのコメント

法的助言のニーズに応える

相談窓口の存在を周知し、
サービス提供の体制を継続的に
用意・拡充していくことが必要

あさひ法律事務所 弁護士 中久保 満昭



①法的助言を含む相談ニーズの具体的把握

②潜在的相談需要の発掘

③相談員の人材育成

以上の3つの狙いをもって、試みに3回の無料法律相談を企画し、実施した。

その結果、法的助言のニーズが相応に高いこと、中でも障害者の創作した美術作品等について、これを利用したいと考える側の相談ニーズが思いのほか高いことを感じ取ることができた。

今後、相談窓口の存在をさらに周知し、相談者の満足するサービスを提供できる体制を継続的に用意し、拡充していくことができれば、「Rights(ライツ)」が、障害者の造形活動の支援に果たし得る役割は決して小さくないと思う。

緒についたばかりのこの取り組みを成長、発展させていくために、今後は弁護士の体制拡充も含め、できる限りのお手伝いをしてゆきたいと考えている。

成果と課題

相談員では法的な相談に対応することが難しく不安もありましたが、無料法律相談を通して著作権や権利に関する事だけではなく、相談者の質問に対する整理の仕方についても学ぶことができました。

また、相談内容としては、作品を利用したいと考えている相談者から、利用許諾契約の内容等、利用方法に関する相談が多く寄せられ、現場のニーズをくみ取ることができました。

利用者側に対し、作品の適切な利用方法を、契約書フォーマットを提示するなどして啓蒙することは、作家の権利保護のみならず、作品の利用機会の拡大、これによる作品の認知度や価値の向上、ひいては作家の創作意欲の向上や創作機

会の拡大につながると思われることから、今後は、ニーズの高い契約フォーマットの提供、寄せられる頻度の高い相談に関するQ&A集の作成、研修会の実施等、現場のニーズにマッチした活動に積極的に取り組んでいきたいと思えます。また、必要に応じ、弁護士との連携体制を拡充していくことも検討していきたいです。



県発、著作権等保護ガイドラインの策定と普及

滋賀県では、2011年に「滋賀県障害のある作家の権利保護のあり方研究会」が設置され、障害のある人の著作権等の保護のあり方について検討されました。また、その研究会と並行して滋賀県が実施した「造形活動の実施状況に関する調査〔回答事業所数145ヵ所／調査対象199ヵ所（回答率73%）〕」により以下の課題がまとめられました。

- ① 著作権を意識している事業所が少ない中で、販売や保管（廃棄）が行われている。また、著作権を十分に考慮した作者への対価の支払いを行っていない事業所がある。
- ② 造形活動を行う上で、多くの事業所が課題を抱えており、半数以上が相談や情報交換ができる場の設置を望んでいる。
- ③ 作者が意思表示を十分にできないことや、作者やその家族は、事業所に対して著作権を主張しにくい弱い立場である場合が多いことから権利擁護が必要になっている。

これらの課題を踏まえ、研究会で議論した結果、障害のある作家の権利保護のための具体的な取り組みとして「障害福祉サービス事業所向け指針の策定」と「障害のある人の造形活動を支援する拠点の設置」の必要性が報告され、県は「障害福祉サービス事業所の造形活動における作品の著作権等保護のための指針～著作権等保護ガイドライン～」の策定と「アール・ブリュット インフォメーション&サポートセンター（略称：アイサ）」の設置に取り組みました。

著作権等保護ガイドライン 策定の趣旨

滋賀県では、戦後まもなく設立された近江学園で障害のある人の自由な造形活動がはじまり、人格形成に大きな役割を果たすとして他の福祉事業所に広がりました。

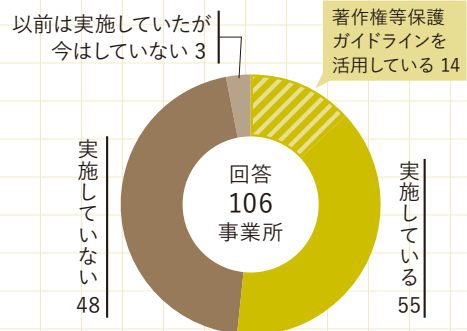
近年では、障害のある人が自身の内から沸き上がる衝動のままに表現した作品に、芸術的な価値が見いだされ、「アール・ブリュット」として評価が高まるとともに、福祉と芸術をつなぐ活動が、障害の有無に関わらず、お互いの存在が尊重される社会の実現に寄与するものとして、社会的な意義が生まれています。

作品に対する評価の高まりは、作者やその支援者である家族、福祉事業所に大きな喜びや励みをもたらす一方で、画廊、美術館等からの販売や使用を求める声が寄せられ、造形活動を行う福祉事業所にとってこれらへの対応は避けられない状況となっています。

障害のある人が作者として著作権等（著作権および所有権のこと。以下同様）を行使できなかったり、著作権等を侵害されてしまったりすることのないよう、作者、家族、福祉事業所が造形活動における作品の著作権等について意識し、必要な知識を持って対応することが必要です。このため、滋賀県において障害のある人が作者として著作権等を保護され、安心して造形活動に取り組むことができる環境の実現を目指し、福祉事業所向けの指針を策定しました。

取り組み状況

2011年度、滋賀県が福祉事業所向け「著作権等保護ガイドライン」を策定しました。2012・2013年度にアイサが県内の造形活動に取り組む49事業所を対象に造形活動における現状と課題について調査した結果、ガイドラインを活用しているのは4事業所でした。しかし、2014年5月に県が実施した「著作権等の保護のための取組状況に関する調査」では、14事業所が活用していると回答し、著作権等保護の取り組みは着実に広がっています。しかし、ガイドラインを活用しているのは造形活動に取り組む事業所の25%程度にとどまっています。



造形活動の取り組み状況と
著作権等保護ガイドラインの活用
(2014年5月1日現在)

ガイドライン普及の取り組み①

普及のためのプログラム

「権利保護」という一見、堅くて難しい印象のテーマを、より多くの芸術活動支援の現場に普及していくため、「基礎編」「応用編」「実践編」の3つのステップで学ぶ研修を企画しました。

- 基礎編** 著作権者が持つ権利について、作品写真掲載に関するケースを中心に弁護士よりお話しいただきました。その後、作品取扱規程、作品展示や二次利用の承諾書を整備している福祉事業所の所長よりその経緯や苦労した点についてお話しいただきました。
- 応用編** 「ものづくり」「療育活動」「創作活動」、3つの異なる目的で造形活動に取り組む福祉事業所から実践事例を紹介いただきました。
→ページ下部に紹介
- 実践編** 作品取扱規定をつくることを想定したワークショップを実施。
→次頁(66ページ)に紹介

【応用編】実践事例紹介

ものづくり

創作ヴィレージこるり村
(竜王町)

生活を一から創ることを目指して、農作物からアート製品まで幅広くものづくりを行っています。著作権等保護について、法人では作品取扱規程、作品展示や二次利用の承諾書、作品写真の掲載に関する覚書、氏名・顔写真・作品写真掲載ならびに取材協力の承諾書を整備しています。

療育活動

医療福祉センター野洲
(野洲市)

1970年代から療育活動の一環として感触に着目した造形活動に取り組んでいます。心地よい時間や場所を提供するための療育活動で、記録のため一部を焼成しています。法人では、個人情報使用の承諾書(外部用・施設内用)、作品販売の収入について規程を整備しています。

創作活動

バンバン
(湖南省)

日中活動や余暇のプログラムのとして創作活動を行なっています。2003年に作品取扱規程を整備し、2013年の海外展覧会出展に際しては、主催者から出展依頼を受けて、作者と意思確認書を取り交わしました。その後、作者の権利保護意識が高まり、作品取扱規程の改訂を検討しています。

ガイドライン普及の取り組み②

【実践編】 WORKSHOP

みんなで
「作品取扱規定」を
つくってみよう！

「作品取扱規程」とは、作品の著作権等の帰属、出展・販売・二次利用等を行う場合の取り扱いを定めたものです。著作権等保護ガイドラインでは造形活動をはじめの際に、利用者（作者）、家族等に作品取扱規程の内容を周知して同意を得ることが望ましいとされています。本研修会は、実際に作品取扱規程を作成するなかで作者の権利保護への理解を深めるとともにその手順を学んでいただき、規程の整備に向けた手がかりをつかんでもらおうと実施しました。著作権等保護ガイドラインや、既に規程を整備している事業所の実例を参考に、グループに分かれて作品取扱規程を作成しました。

グループワークの流れ

1 準備

▼ グループに分かれ、進行、記録、発表の担当を決めました。

2 書出し

▼ 著作権等保護ガイドライン、既に作品取扱規程を整備されている社会福祉法人湖北会、社会福祉法人おおつ福祉会から提供してもらった作品取扱規程の内容を項目ごとにワークシート（下部参照）に書き出しました。

3 比較・検討

▼ それぞれの作品取扱規程の内容を見比べ、自分の施設にある内容を検討し、右端「わたしの施設」欄に記入しました。

4 抽出・共有

▼ グループの他の参加者と「わたしの施設」欄に書き込んだ内容を見せ合い、同じ内容、異なる内容を抽出して共有しました。

5 まとめ

▼ 各グループにパソコンを用意し、著作権等保護ガイドラインの「作品取扱規程」のひな形データに、共有した内容を反映して「作品取扱規程」を作成しました。グループ内で異なる内容がある場合は並記しました。

6 考察

▼ 両グループとも県が策定した「作品取扱規程」のひな形から大きな変更はありませんでした。特徴的だったのは、保管時の免責事項を記載したこと、作品出展について福祉事業所が利用者から包括的な承諾を得る例外規定を設けたことでした。

みんなで「作品取扱規程」をつくってみよう！ ワークシート縮小版（実寸A3）		著作権等保護 ガイドライン	社会福祉法人 湖北会	社会福祉法人 おおつ福祉会	わたしの 施設
1	所有権の帰属				
2	著作権の帰属				
3	出展における利用者の承諾				
4	販売における利用者の承諾				
5	二次利用における利用者の承諾				
6	事業所の支援				
7	対価の支払い				
8	作品の保管等				
9	契約期間				
10	その他				

小森 稚子 さん

社会福祉法人 おおつ福祉会
ショートステイむくの木 施設長

基礎編 事例報告



県が作成したガイドラインを目にすることで造形活動に関わる利用者さんの権利を意識するきっかけになりました。取扱規程作成時には県の示したガイドラインに記されていることは大切なことと感じながらも理解するには県とアイサの丁寧な対応や協力は頼りになりました。実際に規程を使用して感じていることは、①文言が難しいこと ②法人として作成したため事業所によって理解度のバラつきがある ③作品の保管場所の確保などの課題が挙げられますが、使ってみてわかったことや変更(改善)したいと思う点もいくつかあります。今後必要に応じ、県やアイサなどと相談しながら利用者・事業所双方にとってより使いやすく利用者さんの意思が反映できるものにしていきたいと考えています。



曾我 英男 さん

社会福祉法人 湖北会
ほっぷる サービス管理責任者

応用編・実践編 参加者



私どもの法人では3年前に造形作品取扱規定の整備が必要になり、同時期に出された県のガイドラインの内容をもとに検討を重ねました。ガイドラインは、作者(と作品)の権利を守るということ立ち止まって考える機会になり大きな意味がありましたが、そのままを活用するという訳にはいきませんでした。理由は、法人内で創作活動をしている複数の事業所の取り組み方がクラブや余暇、作業と各事業所で異なっていて整合性をつけにくかったこと、造形作品と授産製品の区別が明確に分けられないものがあること、作品の評価や対価の基準は誰がどのように決めるのか、作品の取扱いや保管についてなどがあげられ、まだまだ検討すべき課題があるように思います。



課題と展望

これらの研修は、「障害のある作者の権利を考える研修」と題して、著作権の理解とガイドライン普及を促すことを目的に実施しました。

研修の企画にあたっては、過去2年間で49事業所に実施した調査において「権利保護を大切だと思うが、何から取り組んでよいかわからない」との意見が多く聞かれたことから、できるだけ実践的で事業所の権利保護に活用しやすい情報が得られるように工夫をしました。

ただ、そのことで研修の企画・検討に時間を要したため、開催時期に間が開いてしまうなど結果として連続して参加しにくいスケジュールとなっていました。

参加いただいた方からは、各回の研修について「参加してよかった」との感想をいただいていますので、次年度に向けては、基礎編、応用編、実践編を連続実施し、一連の研修プログラムとして構築していこうと思います。

アート活動を社会に発信する

異分野との協働における権利保護の取り組み

たんぽぽの家は、これまで障害のある人の展覧会の開催をはじめ、企業や自治体、大学、研究機関など他業種との連携によるアートプロジェクトや調査研究など、文化振興におけるさまざまなプロジェクトを実施してきました。その中で異業種間での契約や覚え書きなどを取り交わし、当初から障害のある人の人権をベースとした権利保護の取り組みを実践しています。

また2007年から「エイブルアート・カンパニー(56・57ページ参照)」として、障害のある人と取引を行う企業との間に入り、作品の著作権使用を通した中間支援を行っています。企業の会報誌の表紙、靴下やハンカチなど生活雑貨へのデザイン使用など、広報や作品の商品化に伴い、その都度、著作権やロイヤリティに関する契約を交わします。展覧会などの発表の機会をつくるほか、より生活に身近なところで障害のある人のアートを楽しんでもらうことで、それが彼らの仕事となり、社会へ発信する仕組みをつくっています。

こうした取り組みの根底には、障害のある人のアート活動や作品の発表は、個人の尊厳と幸福追求権を守る上でとても重要であり、「人権は人間の自己実現のためにあり、人権の追求はその人の幸福をもたらす」という考えがあります。障害のある人の社会参加や表現のかたちは、個人の美術作品にとどまらず、音楽、ダンスなどの身体表現や共同著作、その人の考え方(アイデア)や、存在そのものなど多岐にわたりますが、それに合わせて常に権利関係の意識を持つこと、そのための議論を積み重ねることが大切だと考えています。

ここではいくつかのアートプロジェクトを紹介し、障害者の表現の権利保護について考えます。

1 展覧会出展や公募型アートプロジェクト

2011年から始まった奈良県主催の総合芸術祭「奈良県障害者芸術祭HAPPY SPOT NARA」では、県内の障害のある人のアート作品を多数集め、展覧会場やまちなかで展示しています。また、障害のある人とアーティストがペアとなり、お互いの感性や創造性を大切にしながら共同で作品を制作する「アートリンク・プロジェクト」を実施しています。

公募で作品を募集する「ビッグ幡」プロジェクトでは、東大寺大仏殿で掲げる幡(のぼり)のデザインに使用します。



障害のある人とアーティストの共同制作の様子

❗ 権利保護のポイント【アートリンクプロジェクト】

趣旨と借用期間、借用料などを記した展示依頼書を送付し、承諾していただいた上で作品を借用しています。また万が一に備え、作品の破損や紛失に対する保険にも入っています。共同著作の場合には、障害のある人とアーティストそれぞれに権利があることを確認し、展覧会終了後の作品の取り扱いにも注意しています。

❗ 権利保護のポイント【ビッグ幡プロジェクト】

「ビッグ幡」プロジェクトなどの加工を前提とした公募の際には、作品の色や形、トリミングなど加工の可能性があることを募集要綱に示します。

2 まちなかでの展示

2000年より毎年近畿2府4県をまわり、開催しているコミュニティアートプロジェクト「ろうきん社会貢献プロジェクト・すまいる ひと・アート・まち」では、駅や公共施設の壁など街の中で作品展示を行うことがあります。プロジェクトの1つで、カフェや雑貨店などのオーナーが自ら選んだ作品を展示する「プライベート美術館」では、その地域の複数のカフェやショップで作品を展示します。



姫路駅での展示の様子

❗ 権利保護のポイント

オープンな場所での展示の場合は、事業予算に損害補償費用を確保し、万が一、紛失等が生じた場合の保障について、あらかじめ上限を設定し、出展者に事前確認および承諾いただいています。また、長期にわたる展示や飲食店の状況など展示場所の条件によっては作品保護のために複製画を制作し、使用することもあります。



プライベート美術館

3 長期プロジェクトにおける制作

企業の新たな工場設立にあたり、エントランス空間を彩る壁画制作と、食堂や応接室、会議室に展示する原画作品やファブリックパネル20点の販売依頼を受けました。壁画制作では、依頼を受けた障害のある作家が、1年以上スケッチを重ね、企業のコンセプトのもと新しい工場の空間イメージづくりを行いました。原画とファブリックパネルはエイブルアート・カンパニー登録作家の作品から選ばれました。



(株)リブドゥコーポレーション新工場の竣工式の様子

❗ 権利保護のポイント

2年におよぶ長期の制作においても、企業と作家が所属する施設との間で、委託内容や使用する作品の著作権、委託料、その支払いについての契約を交わします。企業との間に障害のある作家や施設に理解のあるアートディレクターがコーディネーターとして入ったことで円滑なやりとりが実現しました。契約はもちろん大切ですが、その根底には三者の強い信頼関係があります。



社長、作家、アートディレクターの3人

4 国際プロジェクト

近年は韓国、中国などアジアを中心に、国際的な展覧会が開催されるなど、日本の障害のある人たちの作品を紹介する機会が増えています。2010年、上海国際博覧会では、日本の障害のある作家の作品展示とあわせ、障害のある人が講師をするワークショップや、ダンスパフォーマンスを開催しました。2012年に韓国で開催された「違って独特」展でも、日本の障害のある人の作品の出展の手続きを行いました。今後、このような機会が増え、本格的な展示や作品販売を希望されることが予想されますが、多様なニーズに備えたいと考えています。



韓国「違って独特」展の様子

！ 権利保護のポイント

基本的には国内の展覧会と同様の作品借用の手続きをしています。ワークショップの講師やパフォーマンスなどの公演、出展にあたっての依頼書を取り交わしました。

5 インクルーシブデザインプロジェクト

企業の商品開発やデザインプロセスに障害のある人が関わり、新しいデザイン提案をするインクルーシブデザインプロジェクトを行っています。障害のある人がデザインに参加することで、社会参加や仕事づくりにつなげることを目的としています。



コクヨファニチャー株式会社とともに実施した公共施設で座りやすい待合椅子のデザインを考えるワークショップ

！ 権利保護のポイント

障害のある人の個人情報や、ワークショップの際に映像や写真による記録と報告書やウェブサイトへの掲載に関する承諾書を交わします。商品開発に関わる際には、開発途中の発表前の製品や、そこで生まれたアイデアについては「機密情報」として、守秘義務を障害のある人が負うことになります。企業もしくは、コーディネートする当法人と、障害のある人との間で機密保持に関する誓約書を交わします。

課題と展望

障害のある人のアートと著作権について考えることは、人権を考えることです。しかし基礎知識がなくては、権利を保障していくことは難しいでしょう。たんぽぽの家では今年度、福祉施設の現場で生まれる疑問を持ち寄り、学び合う「障害のある人のアートと著作権に関するセミナー」を開催しました。より多くの施設等がアート活動に取り組み、その過程で、権利について学び、考え、環境を整えていく必要性を感じていることを実感しました。それらの知恵を広く共有するため

には、たとえば、より具体的な情報をコンパクトにまとめた冊子の制作やウェブサイトへの掲載が必要かもしれません。取扱規定及び契約書の作成方法や、成年後見制度の概要説明や、具体的な手続方法、申立書式などをまとめ、環境づくりの支援を継続して行う必要があると考えています。また、問題を持ち寄れる場、学び合える場を継続して開催していく重要性も感じています。

福祉施設で生まれるアートと著作権

田中 啓義（登大路総合法律事務所 弁護士）

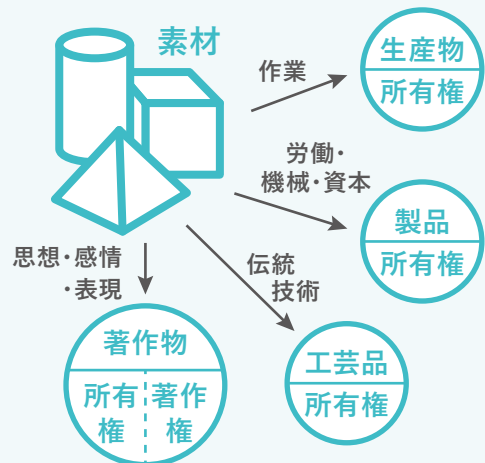
著作物とは

著作物とは「思想または感情を創作的に表現したもの」と定義されています。では、福祉施設で制作されるものは著作物なのでしょうか。それは、まさに、思想または感情を創作的に表現しているかどうかで決まります。例えば一般の工場で作られるものは、思想または感情を表現したものではないので、著作物ではありません。福祉施設でも、作業的に制作するので、そこに創作的な表現がなければ、著作物ではないと言えるでしょう。けれども、就業時間中でも、余暇でも、一人ひとりが、自分の思想や感情を表現したものをつくっていれば、著作物であると言えます。自分の思想や感情を表現したもの でなければ、それは著作物ではなく、生産物です。生産物の所有権は、基本的には材料を提供した人のものです。材料よりも著しく価値が高いものが生まれている場合は、それを可能にした人のものになります。一般的な福祉施設で、作業によって生み出されたものの場合、それは著作物ではなく生産物なので、施設に所有権があることになります。工場で作られる精密機械等の場合も会社に帰属します。工芸品も、伝統技術によってつくられるということで、その職人がつくる一つひとつには著作権が帰属しない場合が多いです。

作品販売価格から必要経費を除いた全額を著作者に渡すのが原則

著作物については、著作権と所有権、両方考える必要があります。たとえば、絵画。福祉施設で制作された絵画は、誰のものでしょうか。著作物と言えるものになっていれば、所有権も著作権も、制作者個人に帰属します。こうした著作物を販売する場合は、対価が発生します。では対価は、工賃の範囲でよいのでしょうか。そうは考えにくいでしょう。

基本的には、経費を除いたものが、著作権者に渡されるのが原則です。障害のある人のアート作品の場合、それがどこで作られたのか一たとえば、自宅、施設、造形教室などで区別する考え方もありますが、原則的にはそれにより、著作者の権利が変わることはありません。区別を必要とする理由は、それが生まれる過程でかかる費用にあるように思います。そうであれば、そこでかかった経費を差し引くことで整理すればよいのではないのでしょうか。



取扱規定+個別契約書

福祉施設で創造されるアート（作品）を扱うにあたっては、取扱規定を作成する必要があります。取扱規定では、そこで作られる作品の著作権・所有権の所在を明文化します。また、販売する場合の精算方法、作品の保管・引き取り・処分、また施設をやめる際の取り扱いなども、ルールをきちんと決めておく必要があります。こうした一般的な取扱規定を定めた上で、展示や二次使用などの場合は、個別の契約書をつくるのが基本となります。

著作権が、著作者の財産や人格、ひいては人の尊厳を守るためにとても重要であるということを認識することが必要です。契約の自由意思を尊重すること、非常に重要です。作者が意志を表明できない場合は法定代理人が代わることができます。いない場合は、関係者一人ひとりが、「私が著作者だったら」と考えて議論することが大事なのではないかと思います。

Check!!

たんぽぽの家での著作物販売等の対価

社会福祉法人わたぼうしの会 たんぽぽの家では、利用者であるメンバーの給料を次のように考えています。

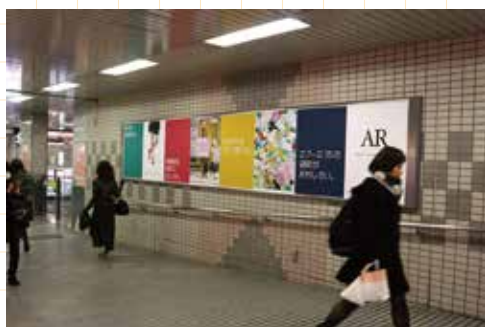
給料＝基本給＋時間給＋手当給（著作物販売等対価）

作品販売やデザイン使用、講演やパフォーマンスなどで謝金や売上があったときには、手当給として上乗せします。必要経費としてたんぽぽの家が決めた一定率を売上にかけて差し引き、作家の手当給としています。一人ひとりの個性や才能にあった働き方を尊重し、給料に反映しています。

障がい者アートをもっと身近に… 都市展開における権利保護の取り組み

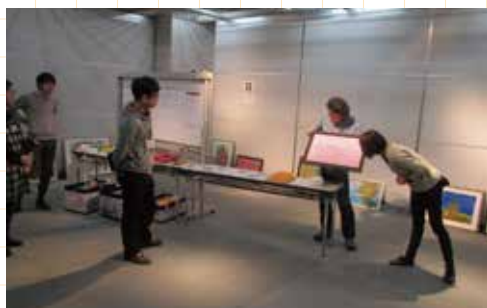
障がいのある人が生み出すアート作品の普及を目的に、都市空間を活用したイベントを行いました。広島市中心部にて「みる」「たのしむ」「つかう」というキーワードで、障がい者アートの効果的な普及とアート作品を利用した製品開発・販売を行いました。来場者は作品展、商店街店舗、イベント会場とどこからでも障がいのある人のアートにアプローチができ、それをきっかけに他の場所に足を運ぶという、連続性のある取り組みとなりました。これらのイベントから権利保護に関する取り組みについて報告します。

- ▶会期:2015.2.7(土)~15(日)
- ▶広島市中心部各所



みる

アート・ルネッサンス2015 の開催



概要

中国5県から集まった594点より審査を経て入選した114点を展示しました。入選作品と合わせて、特別展示として「日常の中で感じるアート」と題し展示をしました。障がいのある人の作品を日常のさまざまな場面で展示されている喫茶店やホテルなどの店主に、作品を飾る経緯やお客さんの反応、そこにあることで生まれる効果などをうかがったインタビュー映像を流し、日常にアートがあるおもしろさを来場者に伝えました。また、アートグッズの展示を行いました。

- ▶ 11:00～19:00(最終日は18:30まで) 入場無料
- ▶ 会場: まちづくり市民交流プラザ4階ギャラリー
(広島市中区6-36)
- ▶ 運営: 作品展開催を応援する複数の地元企業、
市民による協賛金
- ▶ 来場者数: 1,689人

権利保護に関する取り組み

作品展開催に際して、図録・ポスター・DM作成、テレビやラジオをはじめとするマスコミへの広報などで展示作品の画像を使用することがあります。こうした作品画像の使用については応募要項に「入選作品および作品画像については、障がい者芸術の普及・教育ならびに作品展告知等の目的で使用する場合がありますのでご了承ください。」と記載し、周知を図るようにしています。その上で作品を展示以外で使用する際には作者ならびに関係者に連絡し、確認をしています。また、作品運送時、展示時には開催事務局が保険に加入し、事故等があった際にも対応ができるようにしています。

毎年、来場者の中で入選作品の購入を希望され

る方がおられます。これまでは、作者が所属する各団体、保護者などに連絡をとり、その後の購入希望者とのやり取りは作者の関係者をお願いをしていました。しかし、本モデル事業の人材育成の一環でセミナーを行った際、事業所との利用契約は結んでいても作品創作に関する契約を結んでいなかったり、作品購入者と書面にて契約をしている団体は少ないことがわかりました。そこで、希望があった場合には、事業所への連絡と同時に、契約書の利用を提案させていただきました。契約書の書式については、まだ試作段階ではありますが、さらに内容を深め、さまざまな場面で利用できる書式を用意していきたいと考えています。

楽しむ

作品を使った

オリジナルショッピングバッグの配布



概要

「うらぶくろ商店街振興組合」と協働で実施しました。「アート・ルネッサンス2015」で入選した作品から2種類のショッピングバッグを作成し、商店街店舗で商品を購入した方にプレゼントしました。これらの取り組みはお店を知り、足を運ぶきっかけとなり、また、彼らのアートに出会う場面になりました。

▶協力店舗: 7店舗

▶総配布枚数: 1,500枚

権利保護に関する取り組み

ショッピングバッグに作品を使用するにあたり、著作権使用許諾契約をしました。

作者への謝礼は、今回は製作枚数に関係なく使途を定めた作品(著作権)使用契約として一律で支払いをしました。今回はひゅるるが費用を負担し、2種類のショッピングバッグを作成しました。7店舗にご協力いただきましたが、お店によっては、「コンセプトに合わせたアート作品で作成したい」「個性を出したいのでオリジナルで作ってほしい」という要望も聞かれました。今後、店舗にも作成段階から関わってもらい、費用面の負担割合なども検討していきたいと考えています。その場合には製作枚数に応じた作者への対価の支払い(ロイヤリティ契約)についても検討が必要であると感じています。また、協力店舗と話しているなかで「障がいがある人のために何か協力できることがあればと考えてはいますが、具体的にどのように関わっていけ

ばよいのかわからない状態でした。今回、ショッピングバッグの提案をいただいたことで、商品のパッケージのデザインに使えないだろうか、空き店舗のイベント(「シンクロナイズドフィーリング! II」)で行われていた映像の体験をショップのイベントでも実施できないだろうかと具体的な思いが出てきました。これを実現していくことで、障がいのある人たちの生活に少しでもお役に立てればいいなと思っています」「これからも、具体的な提案を投げかけていただければ協力できるところはしていきます」などの意見もいただきました。

店舗の方に、障がいのある方の権利について意見を求めるのはまだ難しい状況ですが、今回の取り組みをきっかけとし、さらに障がいのある人の作品の可能性を追求し、商業施設に提案できる企画を考えていきたいと思います。

つかう

イベント

「シンクロナイズドフィーリング! II」の開催



概要

アートを使った二次製品の販売(タイツ、レギンス、ストッキング計11種類)と製品(クッキーの抜き型)を実際に使ったカフェの運営、アート作品を利用した映像体験を行いました。会場は商店街の空き店舗を活用しました。

▶11:00~18:00 入場無料

▶会場:山手ビル(広島市中区本通9-7)

▶来場者数:888人

権利保護に関する取り組み

二次製品作成と参加型映像で使用する作品については、作者と著作権使用許諾契約を行いました。製品についての利益配分は販売価格に対して、作者は10%、デザイナー5%、販売事務局15%としました。販売事務局には宣伝や販売にかかる人員、次回の製品販売に向けた資金を含んでいます。販売価格設定については製品価値と市場価格の両方を考慮する必要がありました。価格を単に安くすることは、買う側から考えると手に取りやすい反面、障がい者アートに対し安価なイメージをつくってしまう危険性もあります。一方で私たちは、障がい者のアートが日用品として生活の中に溶け込むことで、彼らの社会参加と多様な価値観を内包したより幸せな社会の形成を目指してきました。その観点から考えると製品の流通量が増え、彼らの製品を手にする機会が増えることで、目標が達成されることになります。販売価格設定については今後も議論が必要ではありますが、製品が障がい者アートの魅力を伝える1つの手段として、製品価値と市場価格の両面から考慮された製品が多

くの人の手に渡ることで、彼らの自己表現としての活動を大切に、支える共感者を増やすことになると考えています。なお、今回の二次利用製品の制作費についてはひゅるの母体法人であるひゅーるぼんが負担し、本モデル事業とは別会計で販売を行いました。

権利保護は、専門的な知識を必要とする事柄も多く、その都度、専門家に相談をしながら進めました。福祉現場から権利保護に関してアドバイスを求める声もあり、研修会の開催に加えて、関係者からの声をもとに権利保護について理解しやすくまとめたQ&Aブック(小冊子)を作成しました。また、障がい者アートが注目され、その価値が認められるようになると第三者からの使用の要望も今後ますます増えることが予測されます。その際に、創作活動を支えるサポーターや関係機関がアートにまつわる権利を守り、そしてそこから発生する利益を保証するとともに、彼らの純粋な自己表現としての創作活動を大切に役割が欠かせないと感じます。

権利保護を「あたりまえ」に

権利保護の成果と課題

障害者の芸術活動支援において「権利保護」というテーマは、ちょっと堅いイメージを抱かれて敬遠されるかもしれません。しかし、この事例集ではあえて「権利保護」を切り口のひとつにしました。

それは、障害のある作者の中には、意思表示がうまくできない方がいるからです。また、福祉事業所などにおける芸術活動の現場では決して悪気なく、作者の承諾のないままに作品が使用され、社会に発信されている事実があるからです。

今回紹介した5つの事例には、障害者の芸術活動に関する権利保護のヒントがたくさん盛り込まれています。例えば、作品を展示(使用)する際、作者の意に沿った取り扱いに配慮することや、条件などについて見解の違いが生じないように、書面に残しておくということ。また、著作権等の専門的な知識を要する相談に法律家の協力を得て適切なアドバイスを行う体制を取っていることなどです。行政とのパートナーシップによって実際に権利保護の取り組みが広がっていることがわかるのはグロー(GLOW)の取り組みです。県が福祉事業所向けの「著作権保護ガイドライン」を策定し、県とアイサが連携してその普及を図っています。この取り組みはまだはじまって3年ですが、着実に権利保護に取り組む事業所が増えているという実績があります。

福祉現場でこの「権利保護」の意識を定着させるためにどのような取り組みが必要か、今後も検討を続けるべきテーマであることは間違いありません。また、エイブル・アート・ジャパンや愛成会の取り組みからも、権利保護についての正しい知識の普及とマネジメントにより、利用機会拡大にもつながる可能性があるとわかってきました。

今回紹介した事例をはじめ、様々な実践例から障害のある作者の権利保護に必要な取り組みを支援モデルとして抽出し、普及を図っていくことが求められています。

結 モデル事業総括

2014年度、本モデル事業を実施した5団体が今年度の成果と、この事業を通して見えてきた、それぞれの地域における障害者の芸術活動支援の課題についてまとめました。本書で取りあげた「相談支援」「支援人材育成」「権利保護」以外に各実施団体が行った事業についてもふれています。



衛星のような中間支援組織を目指して

特定非営利活動法人 エイブル・アート・ジャパン 東北事務局 [宮城県]

「障害者福祉の西高東低」というちょっとドキッとすることがあります。これは「障害者の芸術活動」にもあてはめていえることではないかと感じていました。それでは、「東低」といわれる東日本には本当に障害のあるアーティストがいないのか、アーティストを支援する人材はいないのか、活動できるアートのスペースはないのか。これが「どうもちがう」といえるのではないかと。こう結論づけることができるのが、このモデル事業を宮城県で実施してきた現在の実感です。

最初に貴重な視点をもたらしてくれたのは、協力委員会でした。美術やメディアに関わる芸員、音楽や演劇の文化事業団やNPO関係者が参加したことで、次の問題意識が確認されました。①宮城県内の文化活動に対し、障害者の文化活動の充実度に差がある。②障害者団体は個々単体でバラバラに活動をしている。活動を支援する、情報を受発信する中間支援組織がない。③福祉サービス・市民活動セクター・文化活動など、あらゆる資源が仙台市に偏りがちで宮城県内の地域格差の問題がある。

そこでわたしたちは、この問題意識に応えるためのプログラムを具体的に実践することとしました。まずは県内の各所をめぐり、活動の現状を把握しました。それが参加型展示会のアーティスト情報、参加できるアートのスペース情報のストックとなりました。また、福祉分野だけでみれば、まだまだ活動場所も支援者も不足しているのですが、宮城県には多くの文化施設や社会教育施設がありました。また、今ないものを市民みずからの手でつくることを促すNPOの中間支援組織がありました。こうした社会資源と障害のある人たちのニーズがうまくマッチングできていない、またそのことを橋渡しする中間支援組織がないことが課題だとわかりました。そこで私たちは、障害のある人たち・支援者・スペース・地域の社会資源をつなぐ衛星のような存在として活動することにしました。

徹底して意識したのは、対話や展示会の場をいかにこれまで関心のなかった人たちに開いていくかです。震災後、活発に行われている「てつがくカフェ」の方法を軸に市街地でも小さな町の体育館でも議論をひらいてきました。その結果、障害のある人の表現活動に関心をもつ人たちのネットワークが県内全域にゆるやかに生まれはじめています。

また、地域にアーティストはいました。なぜその人がアート活動をすることが持続できているのか。その支援の視点を切り取っていくと、家族によるあたたかな見守りの支援、街の芸術家によるアトリエでの支援、芸術家が公民館を借りて実施する支援、福祉施設による支援、さまざまな支援のかたちが浮かび上がってきました。もちろん、西日本のように福祉施設がアートのスペースとして活動支援している事例数には遠くおよばないのですが、わたしたちは宮県の実践のなかに「施設から地域へ」というこれからの福祉施策のキーワードがあると感じました。また、このことを顕在化させ、その仕組みや支援方法をモデル事業としてさらに整理し、他の都道府県に伝えていく役割があると考えています。

Tokyo“Brut”が描く未来

社会福祉法人 愛成会 [東京都]

愛成会では、「心の真ん中にある衝動Tokyo“Brut”プロジェクト」と題し、多角的かつ包括的に本モデル事業に取り組みました。中でも、東京は人口過密地域であるため、現状調査やニーズの洗い出しを重視し、事業を展開しました。

まず「権利保護・相談支援」事業では、東京アール・ブリュットサポートセンターRights(ライツ)を開所し、障害者の創作にまつわる権利保護や創作活動等に関する相談を受け付けました。障害のある人の芸術活動に関する社会の様々なニーズを受け止め、情報提供や権利保護につなげるとともに、人と人を結ぶ中枢機関としても活動を支える重要な機能を担っています。また、詳しくは60～63ページに紹介しましたが、通常の相談業務に加え、弁護士による無料法律相談を3回実施し、現場や社会のニーズを知る貴重な場となりました。今後、相談窓口体制をさらに強化し、相談支援におけるプラットフォームとなれるよう行政とも連携していきたいと考えています。

本プロジェクト名を冠した、「心の真ん中にある衝動Tokyo“Brut”展」では、都内及び近隣の福祉施設・病院・学校より12団体が参加し、都内5ヵ所で展覧会を開催しました。展示場所や展示機会が少ない首都圏において、都内各所で総数約700点におよぶ作品出展ができた事はもちろん、他団体との協働により実施したことでネットワークを構築できたことが成果として挙げられます。また、本展開催を通して、新たな作家との出会いにもつながりました。

「作家の調査・発掘」事業では、複数の調査方法により創作環境(自宅・施設・学校など)や年齢、障害種別にとらわれない、多様な作家を発掘しました。人口過密地域である東京での調査は、質の高い作品が多く潜在している事をうかがい知る機会となり、調査継続には大きな期待が持てると実感しました。発掘した作家の情報はデータベース化し、今後、展覧会への出展や都内での造形活動の取り組み状況を紹介する際のアーカイブとして活用したいと考えています。さらには、2020年に開催されるオリンピック・パラリンピックに向けて、東京都としても大いに活動促進の手がかりとして活用できるものと考えます。

今回の取り組み、福祉の土壌だけでなく様々な社会資源へと多面的に人をつなぎ、障害者の芸術活動を支援する裾野を確実に広げていくものとなりました。障害のある方の創作活動支援の広がりとともに、芸術・文化を通じた人と人との結びつきが生まれ、互いに知り合い、理解を深めていく事によって共生社会の創造に向かう限りない道標が生まれていきます。Tokyo“Brut”は障害者の芸術活動支援を通して、人々が障害の有無を超え、あるがままに生きていく、明るい未来を描いています。

「できないことを補う福祉」から

「可能性を拓く福祉」へ

社会福祉法人 グロー (GLOW) ～生きることが光になる～ [滋賀県]

滋賀県では、戦後まもなく全国に先駆けて陶芸を中心とした障害児・者の造形活動が近江学園ではじまりました。それからおよそ70年が経とうとしている今年、障害者の芸術活動支援モデル事業がスタートしました。これまでの取り組みと、今年度新たにモデル事業連携に取り組んだことを通して、障害者の芸術活動支援モデルを構築するために特に大切だと考えたことを3つ記したいと思います。

ひとつは、造形活動の現場を知ることです。滋賀でも過去2年間「造形活動を実施する障害者福祉サービス事業所等への聞き取り調査」を実施しました。調査で49カ所の造形活動現場を訪問した結果、どのようなニーズがあるかを認識し、そのニーズに基づいた事業内容を企画しました。他のモデル事業実施団体においても実施地域のニーズ調査を行い、効果的な事業を展開している事実があることから、支援モデルの構築にあたっては、まず造形活動現場のニーズ把握が大切と言えます。

2つ目は相談支援の実施を通して、必要とされる情報や体制を考えるということです。例えば、作者やその家族から作品を発表する機会を求める相談が多く寄せられたことから、展示機会(公募展等)に関する情報提供の必要性が認識されたり、報道関係者から作品写真の紙面掲載の相談が寄せられたために、作品写真を利用する際の依頼様式などの必要性が見えたという経験がありました。今後も全国の実施団体に寄せられる相談を通して、支援に役立つ情報や支援ノウハウが積み上げられていくことが必要です。

最後に、多分野の支援ネットワークを広げる方法を共有することです。障害者の芸術活動支援を推進していくには、福祉分野だけでなく、美術や法律、教育など多様な分野との連携が必要であることは言うまでもありません。全国の取り組み事例を参考に、地域での支援ネットワークの構築方法についてモデルを示すことは、地域全体の支援力の底上げにつながります。

これらの取り組みを通して、これまでの「できないことを補う福祉」から「可能性を拓く福祉」へ挑戦を続けていきたいと思います。

障害のある人への多様な対応と支援の充実

一般財団法人 たんぽぽの家 [奈良県]

【ニーズ調査の実施】今回重視したことは、当事者、福祉事業所、市民に対するニーズ調査です。障害のある人、現場への調査は、福祉事業所、病院、支援学校など430ヵ所へのアンケート調査と、事業所と個人の20ヵ所への訪問調査を行いました。また、市民の意識や要望も明確にするために、県主催の「奈良県障害者芸術祭HAPPY SPOT NARA」に関わるボランティアへのアンケート調査、アートプロジェクトに参加した商店街の店舗、作品を購入した企業・個人、仲介ギャラリーへの訪問調査を実施しました。どちらの訪問調査も、アーティスト、デザイナー、障害者福祉の研究者が同行し、多様な視点から分析しました。調査内容は報告書としてまとめ、冊子とウェブにて公開します。

【人材育成とハンドブックの作成】これらの調査をもとに研修プログラムの組み立てと、ハンドブックを作成を行いました。研修事業は、他事業所への見学、インターンシップ制度、芸術活動の支援のためのセミナー、参加型展示会、著作権に関するセミナーなど、ニーズに沿った人材育成プログラムへと展開しました。ハンドブックは、芸術活動の意義や、支援や発表方法、権利についてなど課題を10のテーマにわけ、40人の実践者による事例集としてまとめています。今年度研修に参加できなかった人、今後芸術活動をしたい障害のある人や支援者も含め、希望者には無料で配布します。

【展覧会、図録による発信】ニーズ調査では、同時に作家・作品の発掘を行い、情報や作品の記録をしました。これらの作品を、評価委員とともに議論し、制作活動や発表を行っている10名の障害のある人の作品を選出。「もうひとつの見方ー奈良の障害のある人の表現」と題し、図録の発行および展覧会を実施しました。展覧会場は、世界遺産で国内外から観光客が訪れる東大寺に併設するホール。奈良の文化として、多くの人に発信できる機会となりました。

【今後の課題】 ①福祉施設における芸術活動の支援および意識改革のためのプログラムの実施
②個人で制作する障害のある人の支援プログラムの実施 ③相談業務および研修事業の実施・継続
④美術作品の評価や発信の強化 ⑤市民・地域・企業などとの交流、アートの普及およびソーシャルインクルージョンとしての取り組み

たんぽぽの家では、障害とアートに関する相談が日常的にありましたが、相談窓口を設置したことで、とりわけ障害のある人(本人)からの相談件数が増えました。今後も、多様な障害のある人に対しての支援方法や権利保護についての研修などが必要であり、さらに各分野の先駆的な実践者や専門家につなぐこともできるようなネットワークの構築が重要になります。また個人で活動している人への支援も充実させていきます。全国の公募展などの情報をウェブサイトで開催することや、気軽に集まれるサロンのような場所を検討していきます。山間部である県の南部地域への支援方法も検討していきます。

作品を美術として評価していただくだけではなく、アートを通したさまざまな交流や市民の意識への働きかけが必要であることをあらためて認識しました。そのことが作品の購入につながることもあれば、地域での支援者や理解者を増やしていくことにもなります。今後は、障害のある人自身や障害のある人の作品、障害のある人とともに行うアート活動が地域における芸術文化の牽引や地域の振興につながるようなプログラムも提案していきます。

社会に新しい価値をもたらす

特定非営利活動法人 コミュニティリーダー ひゅーるぽん [広島県]

本モデル事業を通して、たくさんの作品とアーティスト、サポーターの方にお会いすることができました。

アートに取り組む目的は、「表現する楽しさや快感を得ること」「障がいのある方の高齢化に伴い新たな取り組みとして」「余暇活動の幅を広げたいという思いからアートを始め、それをさらに高めていきたい」などさまざまですが、アートに対する思いや期待は大きく、大変熱心に取り組まれていました。また、不思議とアートの現場は同じような空気感や雰囲気があり、それはアーティストとサポーターの和やかで、おおらかな関係性からできあがっていくものだと思います。

今回、相談事業や人材育成の中で、山間部、島しょ部にお住いのアーティストや施設、学校関係者の相談や参加が多かったです。遠方からセミナーやイベントに参加される様子からアート活動の広がりやアートに対する熱意を感じることができました。その反面、アートを支援する資源や情報が広島中心部に集中していることがわかりました。

権利保護では、「障がいのある方のアートに関する権利Q&Aハンドブック」を発行しました。内容は、セミナーで上がった質問やサポーターとの会話の中から取り上げました。障害のある方が表現したものの権利についてわかりやすく仕上げたつもりです。すべての事例に当てはまるものではありませんが、サポーターの方たちにとって参考となる本になればと思っています。

都市空間アートの展開では、原画を楽しむ「アート・ルネッサンス」と同時期に、体験型の映像作品の投影、製品化モデルの展示を行いました。合わせて、製品化モデルとして製作した「クリアファイル」「スリーブ」「レギンス類」の3製品の中から、タイツ・レギンス・靴下を製品化し、販売を行いました。製品化する際には、アートの一つひとつの個性やアーティストの思いやまなざしを大切にしたいという気持ちから、デザイナーとアーティストが関わる時間を設けました。コストや流通などの課題はありますが、製品化する上で押さえておきたいポイントを示すことができたように思います。

今回の事業で、広島においては、障がいのある人たちのアートを支援するネットワークが広がりや深まりを見せ、芸術系の大学と協働した製品開発をはじめとするさまざまな可能性が生まれようとしています。その可能性は、社会に新しい価値をもたらすものだと私たちは考えています。次年度以降、この事業を継続する中で、彼らのアートを中心におき、支え、広げることで社会に感動と幸せを生んでいきたいと思っています。

本書の冒頭で述べた通り、この事例集はこれから障害者の芸術活動支援に取り組もうとする福祉事業所や行政の参考となることを目指して作成しました。その結果、「相談支援」「支援人材育成」「権利保護」それぞれのテーマにおいて、先進的で多様な取り組みを紹介する事例集を作成することができました。原稿提供に協力をいただきました実施団体のみなさまに改めてお礼申し上げます。

事例集のまとめとなる本稿では、それぞれの実施地域の特徴についてモデル事業連携事務局から見た風景を少し紹介したいと思います。

宮城や広島のように政令指定都市がある地域では、文化施設や美術大学などの社会資源が充実しています。もちろん、それぞれの実施団体が積極的にアプローチした結果ですが、これらの資源の活用によりさらに多様で充実した事業を展開されていました。一方、センターの開設を契機に寄せられる相談からもわかるように、都市部に情報や資源が集中し、周辺の山間部や島しょ部に支援が届きにくいという課題も顕在化してきました。

東京は、その社会資源の多さから、専門的な人材による相談支援の実施やイベントでのアーティスト起用など多様に展開される反面、その人口規模から都内全域を1つのセンターでカバーすることが難しい現状も見えてきました。どの程度の人口規模に対してセンター設置が適切か、検討が必要でしょう。

奈良と滋賀は、人口や面積などの数字は非常に似通っていますが、奈良では県南部に山間部が集中し、作品を発表できる施設などが少ないという課題を抱える一方で、滋賀は地域間の格差があまり見られないという特徴があります。滋賀では、障害者の芸術活動支援の歴史が古いことや、行政との連携によって障害者の芸術活動支援を展開してきたことに起因していると考えられます。

今後は、この事例集を基礎資料として、さらに実施地域の特徴を踏まえて情報を収集し、障害者の芸術活動支援モデルを検討していきたいと考えます。

付録

本モデル事業に関連して各実施団体の発行した刊行物と、21～54ページにとりあげた支援人材育成プログラムの講師等一覧を掲載します。障害者の芸術活動支援の取り組みにご活用ください。

情報カード

アーティストカード

この絵を描いたアーティストに会いたい。また作品をみたい。そのような気持ちにこたえるための、アーティストの作品と名前を掲載したカード。連絡先は、障害者の芸術活動支援センター@宮城(SOUP)となっています。

発行:特定非営利活動法人 エイブル・アート・ジャパン



情報カード

アーツスペースカード

いつ、どこで、だれが、どのような活動をしているのか知りたい、活動に参加したい。そのような気持ちにこたえるため、福祉施設内のアトリエをはじめ、民間のアトリエ、地域の社会教育施設、活用できる公共施設などの情報が掲載された宮城県内のアーツスペースのカード。ウェブサイトでも公開中。

発行:特定非営利活動法人 エイブル・アート・ジャパン



報告書

まぜると世界が変わる 障害者の芸術活動支援モデル事業@宮城

活動に至るまでの状況報告から、それを受けての課題への提言、並びにワークショップや研修、展覧会などのレポート、協力委員による寄稿を掲載。

発行:特定非営利活動法人 エイブル・アート・ジャパン



展示会図録

Tokyo“Brut”展



東京都内5会場で開催し約700点の作品を展示した合同展覧会「Tokyo“Brut”展」のカタログです。各会場での展示の様子や、全出展作家の作品写真を含めた参加団体の紹介、作品目録等を掲載しています。

発行:社会福祉法人 愛成会

報告書

心の真ん中にある衝動

Tokyo“Brut”プロジェクト報告書



本モデル事業の中で行った5つの取り組みについて、各テーマごとの概説・成果・課題を集約した報告書。作品使用に関する契約フォーマットや、展示のノウハウも紹介。

発行:社会福祉法人 愛成会

展示会図録

第11回 滋賀県施設合同企画展

ing... 障害のある人の進行形



第11回滋賀県施設合同企画展の展示会図録。県内30ヵ所の福祉事業所で実行委員会を組織し、本図録も実行委員より担当を決めて制作に取り組みました。

発行:社会福祉法人グロー（GLOW）～生きることが光になる～

報告書

アール・ブリュットインフォメーション&サポートセンター 平成26年度 事業報告書

障害のある人の造形活動支援ハンドブック



作品取扱規定や作品の出展依頼文書、写真掲載に関する覚書に二次利用の承諾書まで多数の参考様式を掲載。また、全国の公募展情報なども収録した情報満載の1冊です。

発行:社会福祉法人グロー（GLOW）～生きることが光になる～

報告書

2014年度 障害者の芸術活動支援モデル事業 報告書〔滋賀〕



滋賀県で取り組んだ本モデル事業について、6つの取り組みごとにまとめた報告書。付録として本事業の「調査・発掘、評価発信」で取り組んだ企画展の作家を紹介しています。

発行:社会福祉法人グロー（GLOW）～生きることが光になる～

図録

もうひとつの見方—奈良の障害のある人の表現

障害のある作家10人の表現と表現がうまれる場の魅力を紹介。また、障害のある人の表現や作品の向き合い方、見方についてのメッセージを掲載しています。

発行：一般財団法人 たんばぼの家



ハンドブック

障害とアートの相談室

なやんで ひらいて 2歩すすむためのハンドブック

障害のある人のアート活動を支援する人や当事者などの具体的な課題をマンガで紹介。また、40人の先進的な活動を行う実践者の考えや取り組みの事例を掲載しています。

発行：一般財団法人 たんばぼの家



報告書

奈良県における障害のある人の 芸術文化活動に関する調査

福祉サービス事業所や個人で芸術文化活動に取り組む人々に対してのニーズ調査や障害のある人のアートに関心をもつ企業や、市民の意識調査の報告を掲載しています。

発行：一般財団法人 たんばぼの家



ハンドブック

障がいのある方のアートに関する権利 Q&Aハンドブック

障がいのある人たちのアート活動を支える方に知っておいていただきたいアートに関する権利を、Q&A形式でわかりやすくまとめたハンドブックです。

発行：特定非営利活動法人 コミュニティリーダーひゅーるぼん
アートサポートセンターひゅるる



支援人材育成プログラム 講師等一覧

高橋 里実 宮城県仙台市 P24

Art Seeds 代表

1999年より2008年まで、通所の福祉施設「こぶし」にて、週1回のアート活動をサポート。その後、仙台市知的障害者関係団体連絡協議会主催のレクリエーション教室のなかの創作教室を担当。Art Seedsが市民センターにて月2回開いているアトリエ「あーとらんどくらぶ」でも、『つくる!』をメンバーと楽しんでいる。

刈田 路代 宮城県丸森町 P24

工房地球村 アートスタッフ

宮城県仙台市出身。東北芸術工科大学芸術学科洋画コース卒業。2009年に宮城県の南端にある丸森町に移住し、田舎暮らしをしながら創作活動をする。震災後は山元町にある工房地球村でアートスタッフとして勤務し、障害のあるメンバーさんと共にアート活動を行っている。

齋藤 寛 宮城県仙台市 P24

パーカッションist

2005年から2008年まで「仙台・七夕まつり」にて市民参加型のサンパパレードをとりまとめ成功させる。打楽器をコミュニケーションツールとして活用した独自の「打楽器ワークショップ」を開催。財団等を通じ、数多くの小学校で打楽器を用いたアウトリーチ活動も行っている。その他、セミナーやレッスン、教則本の執筆なども行い幅広く打楽器の魅力を広めている。地元である仙台を拠点として活動している「MONKEY MAJIK」のサポートパーカッションとして、全国ツアーやレコーディングに参加している。

里見 まり子 宮城県仙台市 P24・26

宮城教育大学 教授／即興舞踏家

東京教育大学卒業後ドイツに留学。ドイツ・ケルン体育大学で即興ダンス、身体表現を学ぶ。1986年より宮城教育大学にて教員養成に携わる。また、他分野のアーティストとの協働作品制作やワークショップなども国内外で展開。即興舞踏家としての活動も続けている。

三浦 晴子 山形県山形市 P24

フォトグラファー／キュレーター／halken LLP共同主宰

秋田市生まれ。東北芸術工科大学卒業、同大学院修了。フォトグラファーとして活動する傍ら、halken LLPを共同主宰。halken LLPでは企画編集、作家マネジメント、キュレーションを担当。主なキュレーションとして、「スガノサカエ図画展 Hello Everybody!」(2010年・十和田市現代美術館)、山形ビエンナーレ2014「スガノサカエ図画展 山をなぞる」(2014年・やまがた芸術学舎)。東北芸術工科大学非常勤講師などを歴任。

アイハラ ケンジ 宮城県仙台市 P24

アートディレクター／東北芸術工科大学准教授

株式会社アイケン代表／halken LLP共同主宰

東京都生まれ、仙台市育ち。東北芸術工科大学卒業、同大学院修了。専門は、クリエイティブディレクション・アートディレクション。AMDアワード ベストディレクター賞、ACM's Special Interest Group on Computer-Human 選出など。2012年よりアートブックの企画・出版、展覧会のキュレーションを行うhalken LLPを共同主宰。

辻 哲哉 東京都 P26

弁護士／Field-R法律事務所

特定非営利活動法人エイブル・アート・ジャパン 理事

『人権の視点から考える「障害者アートと著作権」』(障害者芸術著作権等整備委員会編・2000年)の編集に参加。障害のある人のアートを仕事につなげるエイブルアート・カンパニーの著作権に関する実務をアドバイスしている。

齋 正弘 宮城県仙台市 P26

宮城県美術館教育普及部

1951年宮城県生まれ。1979年より宮城県美術館の建設と運営に教育担当学芸員として関わる。2007年宮城県美術館教育普及部長。2011年定年退職。美術館勤務中は公立美術館の美術館教育と美術教育の研究と実践に携わり、主に、年少／年長者や障害を持つ人達との美術を通じた教育的な活動について経験が深い。

関口 怜子 宮城県仙台市 P26

ハート&アート空間ピーアイ 代表

BE「宣言第一条は「自分になるために人はうまれてきた」と。どんな出会いがあって人は自分になるのだろうか?ピーアイは、人、モノ、ことば、自然とどう出会い続けるかが大事と考え、独自のカリキュラムで実践。ピーアイはお湯のない温泉。この空間で、身も心もさっぱり&ホカホカするようなワークショップを願って30年。

八巻 寿文 宮城県仙台市 P26

せんだい演劇工房10-BOX 二代目工房長

現代美術家／舞台照明家

1956年仙台市生まれ。1975年にフランスでリトグラフを学び、1978年、東京で舞台照明の仕事につく。1982年から美術家として各地で活動し、1997～1998年、文化庁芸術家在外派遣事業によりベルギーのサーカス学校や障害者のアートセンターなどで活動。2001年、パリにて現代美術展を開催。2001年から、せんだい演劇工房10-BOXの計画段階から参画し、2005年からせんだい演劇工房10-BOX 二代目工房長を務める。2001年日本照明家協会奨励賞受賞。2006年度宮城県芸術選奨受賞。

菊地 竜生 宮城県仙台市 **P26**

特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター

仙台市市民活動サポートセンターのセンター長として、様々な分野の市民活動やNPOなど、市民の非営利で公益的な活動を行う方や、これから活動を始めたい方の支援に携わる。また自身の活動として、障害のある人もない人も一緒に音楽を楽しむ「とっておきの音楽祭」に、実行委員として参加している。

西村 高宏 宮城県仙台市 **P26**

「てつがくカフェ@せんだい」主宰

東北文化学園大学 教員

専門は臨床哲学。(対話)という営みをととして哲学的な知の社会的接続の可能性を問い直すことが現在の主な研究テーマ。哲学以外の研究者や様々な職業従事者と連携し、医療や教育、科学技術、政治、アートなどのうちに潜む哲学的な諸問題を読み解く活動を行っている。

近田 真美子 宮城県仙台市 **P26**

東北福祉大学 講師

日本赤十字広島看護大学、北海道医療大学大学院博士前期課程修了。精神科をはじめ外科病棟やICU病棟で看護師として働く。現在は東北福祉大学にて精神看護学を教授。臨床哲学の面白さにハマリ、てつがくカフェ@せんだいのスタッフとして主にファシリテーション・グラフィックを担当。看護師を対象としたてつがくカフェ「東日本大震災を(考える)ナースの会」主催。

齋藤 乾吾 神奈川県横浜市 **P32**

臨床心理士／横浜市中部地域療育センター

教育相談所、成人障害者施設を経て、現職。これまで乳幼児から大人までの自閉症を中心に発達障害のある人への支援に従事。現在は、地域の小学校の職員研修やコンサルテーションを担当。発達支援の立場から障害のある子どもをはじめ、誰もが過ごしやすい学級づくり、分かりやすい授業づくりのための学校や担任への支援を行っている。

はたよしこ 滋賀県近江八幡市 **P32**

ボーダレス・アートミュージアムNO-MA アートディレクター
絵本作家

1991年に兵庫県西宮市の障害者施設すずかけ作業所に絵画クラブを創設。以来、日本全国のアール・ブリュット作品を多数発掘し、紹介してきた。2004年に開館した日本では前例のない「ボーダレスアートミュージアムNO-MA」の開館に関わり、以後アートディレクターとして多くの企画展を開催してきている。

中久保 満昭 東京都千代田区 **P31**

弁護士／あさひ法律事務所

1995年4月弁護士登録。企業法務、訴訟等の紛争処理業務をメインに活動する傍ら、専門分野のひとつである著作権法上の観点から、各種研究会の構成員としての提言、各種講演、権利保護マニュアルの策定、法律相談等を通じ、障害のある作家の造形活動に関する権利保護の取組に関与している。

川島 志保 神奈川県横浜市 **P31**

弁護士／川島法律事務所

弁護士業務の中で障害者虐待防止や成年後見制度など障害のある方や高齢者の権利に関することに取り組む。また、海外で開催された日本のアール・ブリュットに関する展覧会開催時には、作家やご家族、関係者に会い、成年後見制度の利用など作家の権利保護に取り組む。

齋藤 誠一 滋賀県近江八幡市 **P31**

社会福祉法人グロー(GLOW)法人本部企画事業部

アール・ブリュット インフォメーション&サポートセンター 所長

北海道出身。2006年からボーダレス・アートミュージアムNO-MAを担当し、アール・ブリュット・コレクション(スイスローザンヌ市)とNO-MAとの連携事業事務局を担当する。パリ市立アル・サン・ピエール美術館での「アール・ブリュット・ジャポネ」の日本事務局も担当。

アトリエpangaea(ばんげあ) 東京都中野区 **P31**

2004年より地域で暮らす障害のある方々を中心に、所属や年齢、障害の有無を問わずオープンなスペースとして、毎月1～2回の活動を行っている。絵や創作活動が好きの方や得意ではない方、この場所が好きでのんびりとした時間を楽しむ方など、さまざまな人が思い思いに過ごすことのできる空間。

稲田 優花 滋賀県大津市 **P37**

弁護士／法テラス滋賀法律事務所

2008年弁護士登録。2013年1月から半年間、社会福祉法人グロー(当時の名称は滋賀県社会福祉事業団)に研修出向。出向後は一般業務の他、触法ケースから造形活動支援など障害者の権利擁護に関する様々な諸問題について、研修講師や実務上のアドバイスを行っている。

小森 稚子 滋賀県大津市 **P37**

社会福祉法人おつ福祉社会ショートステイむくの木 施設長
京都府下において無認可共同作業所指導員や居宅介護事業所ガイドヘルパーなどの職務経験を重ね、2007年に現法人へ。ヘルプ事業所、多機能型事業所(日中施設)の勤務を経て、現職。地域で暮らす障害のある人への支援に従事。障害のある人と「ともに人生を愉しむ」ことを念頭にしつつ、ニーズの多様さ複雑さに試行錯誤の日々。

社会福祉法人 虹の会 わになろう 滋賀県高島市 **P37**

2002年、相談支援事業、居宅介護事業、知的障害者のデイサービス事業を行う、障害者生活支援センターとして開所。2003年、旧滋賀県社会福祉事業団が実施したアートサポーター派遣事業をきっかけにアート活動に取り組み始める。以降、美術系大学の学生や地域のボランティア団体「アートのサポートたかしま」と連携してアート活動に取り組んでいる。



水野 哲雄 京都府京都市 **P37**

京都造形芸術大学名誉教授

NPO法人地球デザインスクール 理事長。NPO法人こどもアート副理事。芸術基礎、ベーシックデザインを専門とし、アートやデザインが社会課題を解決することを希望に活動している。「こども」と「アート」の視点で生き方を捉え直すアートと福祉の交差、生活ゴミの資源化を基に、エコライフの愉しさを追求中。

水津 哲 滋賀県野洲市 **P37**

重症心身障害児(者)施設びわこ学園

医療福祉センター野洲 生活支援員粘土室担当

病棟にて生活支援、地域交流課を経て、2012年より粘土室を担当。入所利用者の日中活動支援に従事。粘土による造形活動とともに、様々な素材による感触遊び、マッサージ活動などを行っている。活動を通じて、利用者一人ひとりとしての自己実現と、心地よく豊かな時間をすごせるよう支援を行う。

島田 和典 滋賀県蒲生郡竜王町 **P37**

社会福祉法人やまびこ福祉会創作ヴィレッジこるり村 施設長

14年間、障害者通所施設の支援員を経て3年前にものづくりに重点をおいた「創作ヴィレッジこるり村」を法人内に立ち上げる。現在は施設長として障害のある人の可能性を最大限に活かせる事業所づくりをめざし、地域に根付いた活動を展開している。陶芸や手織り、絵画や農作業を中心に展覧会やカフェなど定期的に開催し、地域への発信を行っている。

福山 良則 滋賀県湖南市 **P37**

社会福祉法人グロー(GLOW)～生きることが光になる～パンパン管理者

大学卒業後、一般企業で営業職として数年働いた後「福祉」の世界に飛び込む。福祉の勉強をしてこなかったため、ダウン症の意味もわからない無知の状態で施設職員として勤務を始める。その後、先輩職員より様々な知識やネットワークを教授され、現場一筋、叩き上げて現在に至る。最近よく口にするのは、「私は、福祉の専門教育を受けていない職員なので、いわゆるオール・ブリュットな職員」。

上野 久美子 滋賀県大津市 **P37**

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課 主事

2014年度より、障害福祉課にて障害者の芸術文化活動の支援を担当。また、総合政策部文化振興課と兼務となり、オール・ブリュットガイドブック総集編の作成を担当。障害者の社会参加の側面および芸術文化の両面から支援を行っている。

社会福祉法人 美輪湖の家 きらり庵滋賀県東近江市 **P37**

2011年に開所。生活介護事業と放課後等デイサービス事業を行う障害福祉施設。施設開所時から絵画、陶芸などの造形活動に取り組む。2013年7月からは、アートプロジェクト(Art from the Lakes)の活動と連携し、毎月1～3回、滋賀県在住のアーティストとの交流を続けている。

Art from the Lakes 滋賀県 **P37**

日本語で「湖からの芸術」という意味。アメリカ・ミシガン州の木版画家リンダ・ピーマン氏のよびかけで2012年に始まったミシガン州と滋賀県の姉妹県州でプロの芸術家を相互に派遣する芸術交流のプロジェクト。2013年、ミシガン州のランシングで滋賀の6作家による作品展を、2014年には滋賀でミシガン州の4作家による展覧会を開催した。

社会福祉法人 青葉仁会奈良県奈良市 **P43** 施設見学ツアー 訪問先

青葉仁会は、障害を持ちながらも生き生きとした人生を送りたいと願うすべての人に、健康管理、やすらぎとセラピー、余暇支援、そして就労支援などを通じてサポートを行っている。縫製、紙すき、木工などの作業所でアート班やクリエイティブ班があり、オリジナル製品づくりや魅力的なアート活動を行っている。

社会福祉法人 やまなみ会 やまなみ工房滋賀県甲賀市 **P43** 施設見学ツアー 訪問先

甲賀市ののどかな山間にある施設「やまなみ工房」。知的障害のある人たちが、その人のテンポで興味や関心のある活動を中心に行い、個性や感性が活かされるような様々な活動に取り組む。粘土や絵画、刺繍や織り、散歩や療育、古紙回収や下請け作業、畑や様々な作業、喫茶の営業の6つのグループにわかれて活動する。

特定非営利活動法人コーナス アトリエコーナス大阪府大阪市 **P43** 施設見学ツアー 訪問先

大阪阿倍野区の住宅地にある築80年の町屋を改修したアトリエ。地域に根差した活動をし、利用者のほぼ全員が公募展で入選した経験をもち、フランスのギャラリーに、3人の作家の作品がコレクションされて展覧会が開催されるなど、高い評価を得ている。美術館やギャラリーからの出展依頼など国内外から注目されている。

特定非営利活動法人 100年福祉会 片山工房兵庫県神戸市 **P43** 施設見学ツアー 訪問先

障害のある方々に、アート(表現)が自己の能力を最大限に活用できる手法と捉え取り組む。社会のスピードについてゆく事だけを目的とせず、本人の個性に着目し、自己決定がしやすい場「やれば何かが産まれることで明日が見える」を提供することが、社会とつなぐ場として必要と考え、常に「人」が軸を第一義に考えた工房。



たんぼぼの家 アートセンターHANA

奈良県奈良市 **P43** インターンシップ

すべての人がアートを通じて自由に自分を表現したり、互いの感性を交感することができるコミュニティ・アートセンター。障害のある人たちが個性をいかしながらビジュアルアーツやパフォーマンスアーツに取り組むスタジオ、今を生きる人たちの表現を紹介するギャラリー、コミュニケーションの場としてのカフェ&ショップを併設する。

早川 弘志 滋賀県甲賀市 **P43**

社会福祉法人やまなみ会やまなみ工房 副施設長

2000年よりやまなみ工房に支援員として勤務。2008年からアトリエころぼくくろの班の担当となり、絵画や陶芸を中心とした制作活動の支援、各種展覧会の企画や公募展の出版、グッズ制作等、マネージメントを行う。様々な“表現”が人を繋ぐきっかけとなり人生がより豊かなものになるよう、誰もが共生できる社会づくりを目指し活動する。

藤井 克英 奈良県奈良市 **P43-44**

たんぼぼの家アートセンターHANA

ワークプログラム・コーディネーター

たんぼぼの家プログラムサポーターとしての活動を経て、2002年よりスタッフとなる。大学で工業デザインを専攻したことをいかし、造形プログラムやクラフト制作を中心に活動。現在は、展覧会企画実施や商品の開発・発信などを行っている。

佐藤 拓道 奈良県奈良市 **P43**

たんぼぼの家アートセンターHANA ケア・コーディネーター

神奈川出身。横浜で福祉の仕事をしつつ、舞台俳優として舞台に立つ。2011年震災を機に奈良県に移住。たんぼぼの家に開催されたアート化セミナーに参加したことをきっかけに就職。現在、アートセンターHANAでケアの部のコーディネーターとして働く。

吉永 朋希 奈良県奈良市 **P43**

たんぼぼの家アートセンターHANA

プログラム・サブディレクター/アートプログラム・コーディネーター

佐賀県出身、京都精華大学芸術学部造形学科洋画コース卒業。在学中に「芸術の社会における可能性」と「人助けの関係性」に興味を持つ。ひょんなことからたんぼぼの家と出会い、そこで作り出されている作品や人間関係に惹かれ就職。現在、アートセンターHANAのアートディレクションと全プログラムのコーディネートをやっている。

佐久間 新 大阪府豊能郡 **P43**

ジャワ舞踊家

インドネシア芸術大学留学を経て、現在は山里に暮らしながらジャワ舞踊を成り立たせている体のありようを探索中。「コラボ、即興、コミュニケーション」に関わるプロジェクト、体で感じたことを言葉で語り直す「からだトーク」、ジャワ舞踊しないジャワ舞踊の会を推進中。たんぼぼの家「ダンスプログラム」講師。

池崎 多佳子 大阪府大阪市 **P43**

Port Gallery T 代表

甲南女子大学文学部教育学専攻卒業。マーケティング会社勤務の後、特定非営利活動法人彩都メディア図書館広報を経て、2007年Port Gallery T設立・代表。展覧会企画、若手作家の発掘、他団体との共催事業などを行っている。写真を中心に、コラムや評論などをまとめたジャーナル『映像試論100』を2013年より発行中。

田中 啓義 奈良県奈良市 **P44**

弁護士／登大路総合法律事務所 所長

人は助け合ってゆくもので、その相互の助け合いの中で自分も何人かのためにできる仕事につきたいと思い、弁護士を目指す。弱い立場にある人のために助力することを大切に、「まち弁」(町の中の雑多な法律問題を解決する弁護士)として、奈良を拠点に活躍している。

野村 ヨシノリ 奈良県奈良市／東京都千代田区 **P44**

Gallery OUT of PLACE代表

1990年代フランスでの作家活動を経て、2005年奈良市でGallery OUT of PLACEを開廊。2009年以降東京支店とあわせて2箇所を拠点に、現代美術のアートマネージメントを行っている。また画廊とは別に、2008年奈良における現代美術の振興を目指し任意団体奈良アートプロムを設立。2011～2013年には奈良町家の芸術祭・はならあとのアートディレクターを担当。

エイブルアート・カンパニー **P44**

奈良県奈良市(本部・関西事務局)

東京都千代田区(東京事務局) 福岡県福岡市(福岡事務局)

2007年設立。「障害のある人がアートを仕事にできる環境をつくること」を目的に、障害のある人のアート(絵画、イラスト、書など)の、広告、商品等への二次使用のコーディネートを中心に様々な事業を行っている。エイブルアート・カンパニーの活動については56・57ページを参照。

芦田 晃人 奈良県奈良市 **P44**

株式会社フェリシモC.C.P「UNICOLART(ユニカラート)」代表

大手通信販売会社フェリシモが行ってきた「チャレンジド・クリエイティブ・プロジェクト(C.C.P)」を昨年まで担当。現在はそこから生まれた、ファッションアイテムを中心に展開する新ブランド「UNICOLART(ユニカラート)」で代表を務める。

森口 ゆたか 大阪府大阪市 **P45**

美術家／特定非営利活動法人アーツプロジェクト代表

アートの力で病院などの医療環境をより快適な癒しの空間とする「ホスピタルアート」活動を行う、特定非営利活動法人アーツプロジェクト理事長。1986年の個展を皮切りに、ほぼ毎年個展を開催し、2011年4～6月徳島県立近代美術館にて個展「森口ゆたかーあなたの心に手をさしのべて」を開催する。

濱田 俊彦 広島県広島市 **P50**

画家

比治山大学短期大学部教授を退職後、画家として活躍。障がいのある人の展覧会「アート・ルネッサンス」の審査員長を12年間務めた経験から、アーティストの気持ちに寄り添った表現方法や、創作活動の環境整備についてアドバイスする。

寺尾 文尚 広島県安芸高田市 **P50**

社会福祉法人ひとは福祉会 理事長

広島県知的障害者福祉協会 人権・倫理部会担当

広島人権擁護センターほっと 代表コーディネーター

1985年ひとは作業所開設。2000年広島人権擁護センターほっと設立に参画、代表となる。障がいのあるなしに関わらず、誰もが共に寄り添うことができる地域づくりを目指している。

加藤 宇章 広島県広島市 **P50-51**

造形作家／アトリエぱお 代表

広島市立大学非常勤講師／広島芸術学会会員

「アート・ルネッサンス」「あいサポートアート展」他審査員

エイブルアートの無垢でストレートな表現にいつも感動します。自分も彼らのように実直な表現者でありたい。

吉田 幸弘 広島県広島市 **P51**

広島市立大学芸術学部デザイン工芸学科 教授

コンピューターグラフィックを用いたプロダクトデザインを中心に、デザインやアートの視点から広島のまちづくりや、数多くの地域連携プロジェクトに関わる。

中村 圭 広島県広島市 **P51**

広島市立大学芸術学部 芸術学研究科講師

ビジュアルコミュニケーションデザインを専門とするほか、デザイン・工芸の造形基礎教育を行っている。また近年では、基町の活性化プロジェクトにも携わる。

松尾 真由美 広島県広島市 **P50-51**

広島市立大学芸術学部美術学科 講師

美術の力や可能性を求めて、広島市立大学で教鞭を取るとともに、児童を対象とした講座やワークショップを広く開催。

今井 みはる 広島県廿日市市 **P51**

アートギャラリーミヤウチ 学芸員

アートギャラリーミヤウチ(廿日市市宮内)の学芸員として展覧会等の企画運営に携わる傍ら、様々な領域を繋いでいくアートコーディネーターとしても幅広く活動。

三浦 友美 広島県広島市 **P50**

弁護士／広島弁護士会所属

2014年度広島弁護士会高齢者障害者等の権利に関する委員会幹事。法律の専門家の立場から、アーティストの権利や意思確認についてアドバイスし、アート活動に協力する。

加藤 直規 東京都 **P51**

知的財産研究者

知的財産・技術経営を専門とする研究者で、文系理系の枠を超えた社会的・経営的な課題を研究テーマとする。2009年度、広島で障がい者アート共同研究に参加。美術の愛好家でもある。民芸・雑器など実用品の美と著作権・意匠権との関係に関心がある。

川口 隆司 広島県広島市 **P51**

特定非営利活動法人ひゅーるぼん 理事長

特別支援教育教諭を辞した後、子どもたちの育ちを支援する「こども発達支援センター」および障がいのある人の社会参加を支援する地域活動支援センター「ばんぼん」の運営を行うとともに、街づくり、ボランティア育成活動を展開している。

榎野 展正 広島県福山市 **P50**

鞆の津ミュージアム キュレーター

広島県福山市鞆の浦で築150年の蔵を改修しオープンした「鞆の津ミュージアム」でキュレーター他を担当。社会の周縁で表現を続けている人たちに焦点を当て、挑戦的な企画を打ち出し続ける。企画した展覧会に『花咲くジイさん〜我が道を行く超経験者たち〜』(2014)、『ヤンキー人類学』(2014)、『極限芸術〜死刑囚の表現〜』(2013)など。

薬戸 さゆみ 滋賀県近江八幡市 **P50**

社会福祉法人グロー(GLOW)法人本部企画事業部

ボーダレス・アートミュージアムNO-MA 学芸員

絵本美術館の学芸員を経て、現職につく。大学では「原爆体験者が描いた原爆の絵」をテーマに研究。描くことを職業としていない人たちの表現行為に以前より関心を持つ。NO-MAでは「アール・ブリュット☆アート☆日本」展を担当。

寺本 眞澄 京都府京都市 **P51**

京都市ふしみ学園 アトリエやっほー!! 施設長

モットーは“たとえ重度な障がいがあっても、主体的に「働き・暮らす」こと”。日々の絵画や陶芸を通してメンバーそれぞれの自己表現を実現し、そこから生まれた作品や製品に出会った人々を幸せにすることが出来るかと考える。

柊 伸江 京都府京都市 **P51**

株式会社ダブディビ・デザイン 代表取締役

はあと・フレンズ・ストア ブランドマネージャー

株式会社ワコール、大学教員を経て、2012年、株式会社ダブディビ・デザインを設立。現在は、障害者アートを活用したデザイン企画の他に、授産製品の開発支援や福祉施設職員に向けたセミナーの開催、はあと・フレンズ・ストア(京都市)ブランドマネージャーなど、多岐にわたる活動を行う。

協力 ホルベイン工業株式会社 **P50**

障害者の芸術活動支援 取り組み事例集

2015年3月31日

[企画・編集・発行]

社会福祉法人グロー(GLOW)～生きることが光になる～
障害者の芸術活動支援モデル事業連携事務局
<http://renkei-sgsm.net/>

〒521-1311 滋賀県近江八幡市安土町下豊浦4837-2
TEL 0748-46-8118 FAX 0748-46-8228
Mail artbrut_info@glow.or.jp

[発行責任者]

北岡 賢剛〈社会福祉法人 グロー(GLOW)理事長〉

[構成]

田端 一恵〈社会福祉法人 グロー(GLOW)法人本部企画事業部次長〉

[原稿担当]

pp.14, 22-28, 56-59, 78, 付録(一部)
特定非営利活動法人 エイブル・アート・ジャパン

pp.15, 29-34, 60-63, 79, 付録(一部)
社会福祉法人 愛成会

pp.18, 41-47, 68-71, 81, 付録(一部)
一般財団法人 たんぽぽの家

pp.19, 48-53, 72-75, 82, 付録(一部)
特定非営利活動法人 コミュニティリーダー ひゅーるぼん

上記以外
社会福祉法人 グロー(GLOW)～生きることが光になる～

[デザイン・イラストレーション]

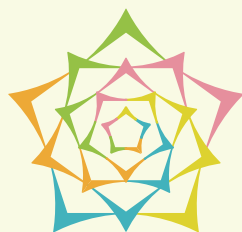
竹岡 寛文〈障害者の芸術活動支援モデル事業連携事務局〉

[印刷・製本]

株式会社 スイッチ・ティフ

[助成]

障害者の芸術活動支援モデル事業(厚生労働省補助事業)



障害者の芸術活動支援
モデル事業〔厚生労働省〕